

子供の貧困を解消する方策について
—養育費の確保について—

令和3年3月15日

エス・ティー・アート

0

0

< 目 次 >

第1章	ひとり親家庭の背景と現状	1
第1節	全国のひとり親家庭の現状	1
1.	離婚件数の推移	1
2.	世帯数等の推移	1
3.	年齢階級別状況等	3
4.	住居の状況	4
5.	就業状況	5
6.	収入状況	7
7.	養育費の取得状況	8
8.	面会交流の実施状況	12
9.	まとめ	15
第2節	神戸市のひとり親家庭の現況	17
1.	母子世帯・父子世帯の世帯数の推移	17
2.	神戸市ひとり親家庭等実態調査（平成30年度）結果の概要	18
第2章	ひとり親家庭の支援策の整理	28
第1節	国における支援策	28
1.	母子家庭及び父子家庭等の施策の基本的な方向性	28
2.	実施する各施策の基本目標	60
3.	国等が講ずべき措置	74
第2節	神戸市における支援の実施状況及び強化の検討	76
1.	神戸市において実施している施策及び強化・充実に向けた検討	76
2.	神戸市におけるその他方策	94
3.	神戸市の施策に対する市民の認知度や評価等	97
第3章	養育費の確保に関する取組事例	103
第1節	各自治体の取組の概要	103
第2節	特徴のある取組事例	106
1.	仙台市の取組事例	106
2.	東京都港区の取組事例	109
3.	明石市の取組事例	111
第3節	神戸市における取組	123
第4章	養育費の確保に関する課題	128
1.	養育費の不払い解消に向けた当面の改善方策	129
2.	養育費の理念・取決め段階に関する制度的課題	134
3.	養育費の取立て・不払いの支援段階に関する制度的課題	141
4.	公的機関による養育費の立替払制度・取立て制度について	150

0

0

第1章 ひとり親家庭の背景と現状

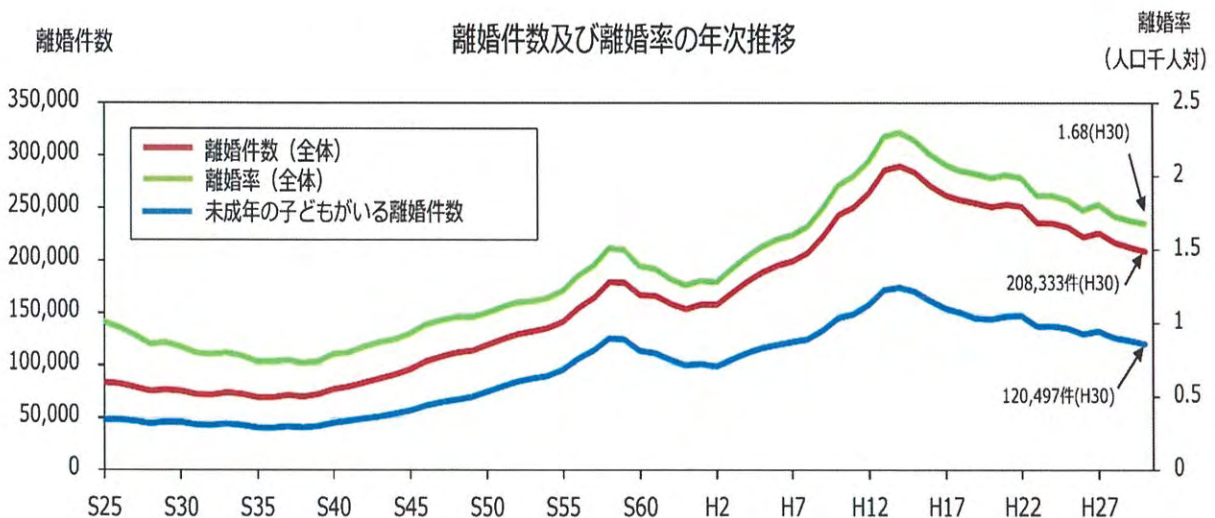
第1節 全国のひとり親家庭の現状

資料：「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」
(令和2年3月23日、厚生労働省告示第七十八号)

資料：「平成30年度 母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」(令和2年1月17日、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室)

1. 離婚件数の推移

離婚件数は、昭和39年以降毎年増加し、昭和58年をピークに減少傾向となったが、平成3年から再び増加を始め、平成14年には289,836件(厚生労働省「人口動態統計」)と、過去最高となった。平成15年からは再び減少傾向となり、平成30年の離婚件数は、208,333件(うち未成年の子どもがいる離婚件数120,497件)(厚生労働省「人口動態統計」)となっている。



資料：「平成30年度 母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」(以下、本節内の記載のない図表は同様)

2. 世帯数等の推移

(1) 母子世帯・父子世帯の世帯数の推移

総務省の「国勢調査」によると、「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯」の数は、平成27年で754,724世帯となっており、平成22年の755,972世帯と比べ0.2%減少している。また、「未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯」の数は、平成27年で84,003世帯となっており、平成22年の88,689世帯と比べ5.3%減少している。両世帯数の合計は、平成27年で838,727世帯となっており、平成22年の844,661世帯と比べ0.7%減少している。

母子世帯・父子世帯の世帯数の推移

(単位：世帯)

	平成 2 年調査	平成 7 年調査	平成 12 年調査	平成 17 年調査	平成 22 年調査	平成 27 年調査
母子世帯	551,977	529,631	625,904	749,048	755,972	754,724
父子世帯	101,705	88,081	87,373	92,285	88,689	84,003

※国勢調査（各年 10 月 1 日現在）による。

※「母子（父子）世帯数」の数字は、「未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の 20 歳未満の子どものみからなる世帯（他の世帯員がないもの）」の世帯数

世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数及び平均世帯人員の年次推移

年次	総数	世帯構造							世帯類型			平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみ世帯	夫婦と未婚の子のみ世帯	ひとり親と未婚の子のみ世帯	三世帯世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	
		推 計 数 (単位：千世帯)							推 計 数 (単位：千世帯)			
昭和 61 年	37,544	6,826	5,401	15,525	1,908	5,757	2,127	2,362	600	115	34,468	3.22
平成元年	3,9417	7,866	6,322	15,478	1,985	5,599	2,166	3,057	554	100	35,707	3.10
4	41,210	8,974	7,071	15,247	1,998	5,390	2,529	3,688	480	86	36,957	2.99
7	40,770	9,213	7,488	14,398	2,112	5,082	2,478	4,390	483	84	35,812	2.91
10	44,496	10,627	8,781	14,951	2,364	5,125	2,648	5,614	502	78	38,302	2.81
13	45,664	11,017	9,403	14,872	2,618	4,844	2,909	6,654	587	80	38,343	2.75
16	46,323	10,817	10,161	15,125	2,774	4,512	2,934	7,874	627	90	37,732	2.72
19	48,023	11,983	10,636	15,015	3,006	4,045	3,337	9,009	717	100	38,197	2.63
22	48,638	12,386	10,994	14,922	3,180	3,835	3,320	10,207	708	77	37,646	2.59
25	50,112	13,285	11,644	14,899	3,621	3,329	3,334	11,614	821	91	37,586	2.51
26	50,431	13,662	11,748	14,546	3,576	3,464	3,435	12,214	732	101	37,384	2.49
27	50,361	13,517	11,872	14,820	3,624	3,264	3,265	12,714	793	78	36,777	2.49
28	49,945	13,434	11,850	14,744	3,640	2,947	3,330	13,271	712	91	35,871	2.47
29	5,0425	13,613	12,096	14,891	3,645	2,910	3,270	13,223	767	97	36,338	2.47
30	50,991	14,125	12,270	14,851	3,683	2,720	3,342	14,063	662	82	36,184	2.44

※ 資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」。平成 7 年の数値は兵庫県を除く。平成 28 年の数値は熊本県を除く

※ 「母子（父子）世帯数」の数値は、死別・離別・その他の理由で、現に配偶者のいない 65 歳未満の女(男)と 20 歳未満のその子のみで構成している世帯数

(2) 母子世帯・父子世帯になった理由

母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。以下同じ。）になった理由別の構成割合は、死別世帯が 8.0%（平成 23 年 7.5%）と増加する一方、生別世帯が 91.1%（平成 23 年 92.5%）と減少している。また、未婚の母の割合は 8.7%（平成 23 年 7.8%）と増加している。

父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。以下同じ。）になった理由別の構成割合は、死別世帯が 19.0%（平成 23 年 16.8%）と増加する一方、生別世帯が 80.0%（平成 23 年 83.2%）と減少している。また、未婚の父の割合は 0.5%（平成 23 年 1.2%）となっている。

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数（推計値）	1 2 3 . 2 万世帯	1 8 . 7 万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9 . 5 % 死別 8 . 0 %	離婚 7 5 . 6 % 死別 1 9 . 0 %

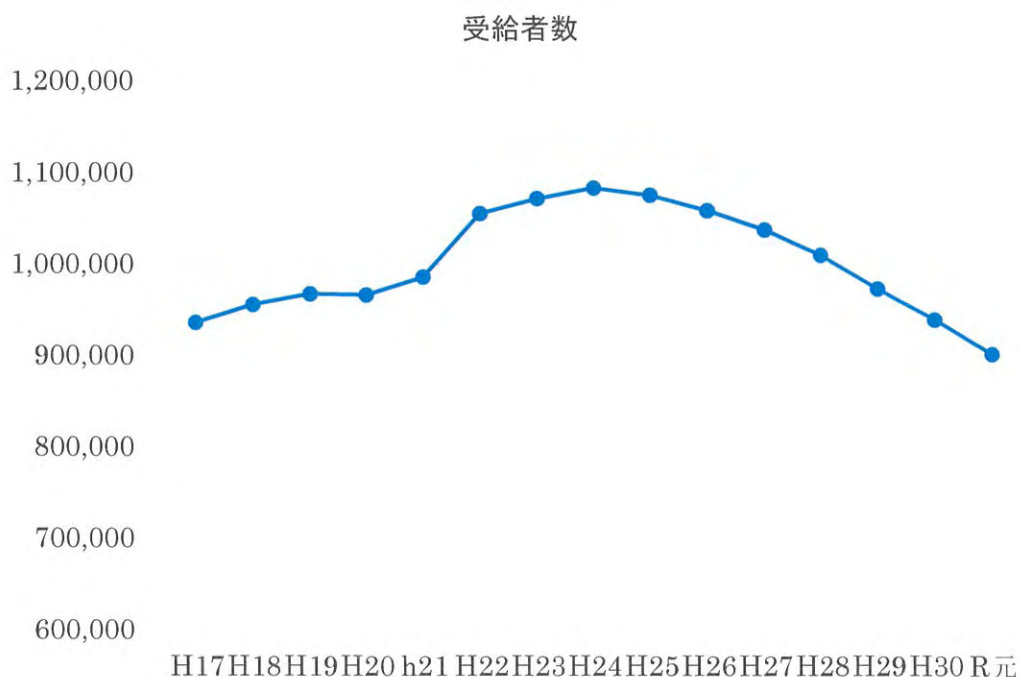
資料：厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」

※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

※ 母子のみにより構成される母子世帯数は約 75 万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約 8 万世帯。（平成 27 年国勢調査）

(3) 児童扶養手当の受給世帯

児童扶養手当の受給世帯については、平成 27 年度末は 1,037,645 世帯、平成 28 年度末は 1,006,332 世帯、平成 29 年度末には 973,188 世帯、平成 30 年度末は 939,262 世帯となっており（「厚生労働省福祉行政報告例」）、平成 24 年度末を境に減少に転じている。



資料：「厚生労働省福祉行政報告例」

3. 年齢階級別状況等

(1) 母子世帯となった時の末子の年齢階級別状況等

母子世帯となった時の母の平均年齢は 33.8 歳（平成 23 年 33.0 歳）で、そのときの末子の平均年齢は 4.4 歳（平成 23 年 4.7 歳）となっている。

母子世帯の母の平均年齢は 41.1 歳（平成 23 年 39.7 歳）で、末子の平均年齢は 11.3 歳（平成 23 年 10.7 歳）となっており、母子とも平均年齢が上がっている。

(2) 父子世帯になった時の末子の年齢階級別状況等

父子世帯になった時の父の平均年齢は 39.3 歳（平成 23 年 38.5 歳）で、そのときの末子の平均年齢は 6.5 歳（平成 23 年 6.2 歳）となっている。

父子世帯の父の平均年齢は 45.2 歳（平成 23 年 44.7 歳）で、末子の平均年齢は 12.8 歳（平成 23 年 12.3 歳）となっており、父子とも平均年齢が上がっている。

表2-(2)-1 母子世帯になった時の末子の年齢階級別状況

	総 数	0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不 詳	平均年齢
平成23年	(100.0)	(34.2)	(20.4)	(11.8)	(9.6)	(5.2)	(2.5)	(-)	(16.3)	4.7歳
平成28年 総 数	2,060 (100.0)	792 (38.4)	401 (19.5)	259 (12.6)	157 (7.6)	112 (5.4)	51 (2.5)	6 (0.3)	282 (13.7)	4.4歳
死 別	165 (100.0)	44 (26.7)	31 (18.8)	21 (12.7)	11 (6.7)	18 (10.9)	13 (7.9)	3 (1.8)	24 (14.5)	6.5歳
生 別	1,877 (100.0)	743 (39.6)	369 (19.7)	238 (12.7)	145 (7.7)	92 (4.9)	37 (2.0)	3 (0.2)	250 (13.3)	4.3歳
不 詳	18 (100.0)	5 (27.8)	1 (5.6)	- (-)	1 (5.6)	2 (11.2)	1 (5.6)	- (-)	8 (44.4)	5.5歳

表2-(2)-2 父子世帯になった時の末子の年齢階級別状況

	総 数	0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不 詳	平均年齢
平成23年	561 (100.0)	127 (22.6)	133 (23.7)	94 (16.8)	74 (13.2)	40 (7.1)	28 (5.0)	4 (0.7)	61 (10.9)	6.2歳
平成28年 総 数	405 (100.0)	85 (21.0)	103 (25.4)	55 (13.6)	64 (15.8)	34 (8.4)	25 (6.2)	4 (1.0)	35 (8.6)	6.5歳
死 別	77 (100.0)	14 (18.2)	13 (16.9)	11 (14.3)	14 (18.2)	9 (11.7)	10 (13.0)	2 (2.6)	4 (5.2)	8.1歳
生 別	324 (100.0)	71 (21.9)	89 (27.5)	44 (13.6)	50 (15.4)	25 (7.7)	15 (4.6)	2 (0.6)	28 (8.6)	6.1歳
不 詳	4 (100.0)	- (-)	1 (25.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (75.0)	3.0歳

資料：「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

4. 住居の状況

(1) 母子世帯の住居の状況

母子世帯の持ち家率は、全体で35.0%（平成23年29.8%）、死別世帯が58.8%（平成23年61.8%）、生別世帯が32.9%（平成23年27.2%）となっており、両者に大きな違いが見られる。

持ち家以外については、賃貸住宅33.1%（平成23年32.6%）、公営住宅13.1%（平成23年18.1%）、同居13.2%（平成23年11.0%）等となっている。

(2) 父子世帯の住居の状況

父子世帯の持ち家率は、68.1%（平成23年66.8%）となっている。持ち家以外については、賃貸住宅11.4%（平成23年15.2%）、公営住宅7.4%（平成23年4.8%）、同居10.4%（平成23年7.8%）等となっている。

表5-1 母子世帯の住居所有状況

	総数	持ち家		借家等					不詳
		うち 本人名義	公営住宅	公社・ 公団住宅	賃貸住宅	同居	その他		
平成23年	(100.0)	(29.8)	(11.2)	(18.1)	(2.5)	(32.6)	(11.0)	(5.9)	(-)
平成28年 総数	2,060 (100.0)	720 (35.0)	313 (15.2)	270 (13.1)	48 (2.3)	681 (33.1)	272 (13.2)	56 (2.7)	13 (0.6)
死別	165 (100.0)	97 (58.8)	69 (41.8)	13 (7.9)	1 (0.6)	35 (21.2)	12 (7.3)	7 (4.2)	- (-)
生別	1,877 (100.0)	618 (32.9)	241 (12.8)	254 (13.5)	47 (2.5)	641 (34.2)	258 (13.7)	49 (2.6)	10 (0.5)
不詳	18 (100.0)	5 (27.8)	3 (16.7)	3 (16.7)	- (-)	5 (27.8)	2 (11.1)	- (-)	3 (16.7)

注「賃貸住宅」は、前回調査では「借家」。以下同じ。

表5-2 父子世帯の住居所有状況

	総数	持ち家		借家等					不詳
		うち 本人名義	公営住宅	公社・ 公団住宅	賃貸住宅	同居	その他		
平成23年	(100.0)	(66.8)	(40.3)	(4.8)	(1.2)	(15.2)	(7.8)	(4.1)	(-)
平成28年 総数	405 (100.0)	276 (68.1)	200 (49.4)	30 (7.4)	1 (0.2)	46 (11.4)	42 (10.4)	8 (2.0)	2 (0.5)
死別	77 (100.0)	53 (68.8)	41 (53.2)	7 (9.1)	- (-)	9 (11.7)	8 (10.4)	- (-)	- (-)
生別	324 (100.0)	221 (68.2)	157 (48.5)	23 (7.1)	1 (0.3)	37 (11.4)	34 (10.5)	8 (2.5)	- (-)
不詳	4 (100.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (50.0)

資料：「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

5. 就業状況

(1) 母子世帯の就業状況

母子世帯の母については、81.8%（平成23年80.6%）が就業しており、就業している者のうち正規の職員・従業員が44.2%（平成23年39.4%）、パート・アルバイト等が43.8%（平成23年47.4%）等となっている。母子世帯になる前に就業していた者の割合は75.8%（平成23年73.7%）（うち正規の職員・従業員32.1%（平成23年29.5%）、パート・アルバイト等54.7%（平成23年52.9%））である。

現在従事している仕事の内容は、事務が23.5%（平成23年21.8%）、サービス職業が22.3%（平成23年23.0%）となっている。

表6-1 母子世帯になる前の母の就業状況

	総数	就業していた	従業上の地位						不就業	不詳	
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者			その他
平成23年	(100.0)	(73.7)							(25.4)	(0.9)	
平成28年		(100.0)	(29.5)	(4.5)	(52.9)	(0.6)	(4.4)	(3.6)	(4.5)		
平成28年 総数	2,060 (100.0)	1,562 (75.8)	502 (32.1)	46 (2.9)	855 (54.7)	10 (0.6)	58 (3.7)	42 (2.7)	49 (3.1)	484 (23.5)	14 (0.7)

表7-(1)-1 母子世帯の母の就業状況

	総数	就業している	従業上の地位						不就業	不詳	
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者			その他
平成23年	(100.0)	(80.6)							(15.0)	(4.4)	
平成28年		(100.0)	(39.4)	(4.7)	(47.4)	(0.6)	(2.6)	(1.6)	(3.7)		
平成28年 総数	2,060 (100.0)	1,685 (81.8)	745 (44.2)	78 (4.6)	738 (43.8)	16 (0.9)	57 (3.4)	9 (0.5)	42 (2.5)	193 (9.4)	182 (8.8)

表7-(2)-2 就業している母の地位別仕事内容

	総数	管理的職業	専門的・技術的職業	事務	販売	サービス職業	保安職業	農林漁業
		平成28年 総数	1,647 (100.0)	40 (2.4)	335 (20.3)	386 (23.4)	133 (8.1)	371 (22.5)

	生産工程	輸送・機械運	建設・掘採	運搬・清掃・包装等	その他			不詳	
		在職業者	個人事業主	その他	不詳				
平成28年 総数	144 (8.7)	5 (0.3)	2 (0.1)	64 (3.9)	6 (0.4)	34 (2.1)	67 (4.1)	25 (1.5)	26 (1.6)

資料：「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

(2) 父子世帯の就業状況

父子世帯の父については、父子世帯になる前に就業していた者の割合が95.8%（平成23年95.7%）（うち正規の職員・従業員71.9%（平成23年73.6%）、自営業16.2%（平成23年14.9%）、パート・アルバイト等4.6%（平成23年4.5%））とほとんどが就業しており、その後も85.4%（平成23年91.3%）と大半が就業している。就業している者を雇用形態別に見ると、正規の職員・従業員が68.2%（平成23年67.2%）、自営業が18.2%（平成23年15.6%）、パート・アルバイト等が6.4%（平成23年8.0%）等となっている。

現在従事している仕事の内容は、専門的・技術的職業が20.5%（平成23年22.1%）、サービス職業が11.0%（平成23年10.7%）、管理的職業9.8%（平成23年7.0%）となっている。

表6-3 父子世帯になる前の父の就業状況

	総数	就業していた	従業上の地位							不就業	不詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
平成23年	(100.0)	(95.7)	(73.6)	(1.1)	(4.5)	(1.7)	(14.9)	(1.9)	(2.4)	(2.9)	(1.4)
平成28年 総数	405 (100.0)	388 (95.8) (100.0)	279 (71.9)	6 (1.5)	18 (4.6)	11 (2.8)	63 (16.2)	5 (1.3)	6 (1.5)	12 (3.0)	5 (1.2)

表7-(1)-3 父子世帯の父の就業状況

	総数	就業している	従業上の地位							不就業	不詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
平成23年	(100.0)	(91.3)	(67.2)	(2.0)	(8.0)	(1.6)	(15.6)	(1.4)	(4.3)	(5.3)	(3.4)
平成28年 総数	405 (100.0)	346 (85.4) (100.0)	236 (68.2)	5 (1.4)	22 (6.4)	6 (1.7)	63 (18.2)	9 (2.6)	5 (1.4)	22 (5.4)	37 (9.1)

表7-(2)-4 就業している父の地位別仕事内容

	総数	管理的業	専門的・技術的職業	事務	販売	サービス業	保安職業	農林漁業
平成28年 総数	334 (100.0)	33 (9.9)	70 (21.0)	15 (4.5)	16 (4.8)	35 (10.5)	4 (1.2)	19 (5.7)

	生産工程	輸送・機械運	建設・掘採	運搬・清掃包装等	その他			不詳	
					在宅就業者	個人事業主	その他		
平成28年 総数	34 (10.2)	22 (6.6)	40 (12.0)	18 (5.4)	1 (0.3)	18 (5.4)	1 (0.3)	1 (0.3)	7 (2.1)

資料：「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

6. 収入状況

(1) 母子世帯の収入状況

母子世帯の母自身の平成27年の平均年間収入金額（就労収入、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく給付、児童扶養手当、養育費等全ての収入の金額。以下同じ。）は243万円（平成22年223万円）、母自身の平均年間就労収入金額は200万円（平成22年181万円）、世帯の平均年間収入金額（平均世帯人員3.31人）は、348万円（平成22年291万円）となっている。

(2) 父子世帯の収入状況

父子世帯の父自身の平成27年の平均年間収入金額は420万円（平成22年380万円）、父自身の平均年間就労収入金額は398万円（平成22年360万円）、世帯の平均年間収入金額（平均世帯人員3.70人）は、573万円（平成22年455万円）となっている。

表16-(1)-1 平成27年の母子世帯の年間収入状況

	平成22年の収入 (自身の収入)	平成22年の収入 (世帯の収入)	平成27年の収入 (自身の収入)	平成27年の収入 (世帯の収入)
平均世帯人員	-	3.42人	-	3.31人
平均収入	223万円	291万円	243万円	348万円
就労収入	181万円	-	200万円	-

表16-(1)-4 平成27年の父子世帯の年間収入状況

	平成22年の収入 (自身の収入)	平成22年の収入 (世帯の収入)	平成27年の収入 (自身の収入)	平成27年の収入 (世帯の収入)
平均世帯人員	-	3.77人	-	3.70人
平均収入	380万円	455万円	420万円	573万円
就労収入	360万円	-	398万円	-

資料：「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

7. 養育費の取得状況

(1) 母子世帯の養育費の状況

離婚母子世帯のうち養育費の取決めをしている世帯は、42.9%（平成23年37.7%）となっている。

養育費の取決めをしていない理由としては、「相手と関わりたくない」が31.4%（平成23年23.1%）と最も多く、次いで「相手に支払う能力がないと思った」が20.8%、「相手に支払う意思がないと思った」が17.8%となっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が24.3%（平成23年19.7%）、受けたことがある者が15.5%（平成23年15.8%）、受けたことがない者が56.0%（平成23年60.7%）となっている。

養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額43,707円（平成23年43,482円）となっている。

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相談をした者は、全体の31.2%（平成23年27.8%）であるが、そのうち相談相手は、親族が53.1%（平成23年44.8%）で最も多く、次いで弁護士が18.8%（平成23年11.2%）、家庭裁判所16.7%（平成23年22.4%）、知人・隣人7.3%（平成23年11.2%）等となっている。

表17-(2)-1 母子世帯の母の養育費の取り決め状況等

総 数	養育費の取り決めをしている					養育費の取り決めをしていない	不 詳	
	文書あり	文書なし		不 詳				
		判決、調停、審判などの裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書	その他の文 書					
平成23年 (100.0)	(37.7) (100.0)	(70.7)	(*)	(*)	(27.7)	(1.6)	(60.1)	(2.2)
平成28年 1,817 (100.0)	780 (42.9) (100.0)	572 (73.3)	455 (58.3)	117 (15.0)	205 (26.3)	3 (0.4)	985 (54.2)	52 (2.9)

表17-(2)-11-1 母子世帯の母の養育費の取り決めをしていない理由(最も大きな理由)

総 数	自分の収入等で経済的に問題がない	取り決めの交渉がわずらわしい	相手に支払う意思がないと思った	相手に支払う能力がないと思った	相手に養育費を請求できなかった
平成23年 (100.0)	(2.1)	(4.6)	(48.6)		(3.1)
平成28年 985 (100.0)	28 (2.8)	53 (5.4)	175 (17.8)	205 (20.8)	1 (0.1)

子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていた	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定である	相手から身体的・精神的暴力を受けた	相手と関わりたくない	その他	不 詳
(1.5)	(8.0)	(1.0)	(*)	(23.1)	(5.7)	(2.2)
6 (0.6)	53 (5.4)	9 (0.9)	47 (4.8)	309 (31.4)	70 (7.1)	29 (2.9)

表17-(3)-1 母子世帯の母の養育費の受給状況

総 数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	不 詳
平成23年 (100.0)	(19.7)	(15.8)	(60.7)	(3.8)
平成28年 1,817 (100.0)	442 (24.3)	281 (15.5)	1,017 (56.0)	77 (4.2)

表17-(3)-11 養育費を現在も受けている又は受けたことがある母子世帯の養育費(1世帯平均)の状況

総 数	額が決まっている	1世帯平均月額	額が決まっていない	不 詳
平成23年 (100.0)	(80.2)	43,482 円	(19.8)	(-)
平成28年 723 (100.0)	610 (84.4)	43,707 円	77 (10.7)	36 (5.0)

資料：「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

表17-(1)-1 母子世帯の母の養育費の主な相談相手

総数	相談した										相談していない	不詳
	親族	知人・隣人	養育費相談センター	県・市区町村窓口 (母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センターを含む)	母子・父子福祉団体	弁護士	家庭裁判所	NPO法人	その他			
平成23年 (100.0)	(54.4) (100.0)	(43.9)	(8.8)	(*)	(5.9)	(0.3)	(12.4)	(24.4)	(-)	(4.1)	(45.6)	(-)
平成28年 1,817 (100.0)	930 (51.2) (100.0)	444 (47.7)	92 (9.9)	4 (0.4)	49 (5.3)	3 (0.3)	146 (15.7)	159 (17.1)	1 (0.1)	32 (3.4)	826 (45.5)	61 (3.4)

注：今回の調査では「県・市区町村窓口、母子自立支援員」から、「県・市区町村窓口（母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センターを含む）」に変更した。以下同じ。

資料：「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

(2) 父子世帯の養育費の状況

離婚父子世帯のうち養育費の取決めをしている世帯は、20.8%（平成23年17.5%）となっている。養育費の取決めをしていない理由としては、「相手に支払う能力がないと思った」が22.3%と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が20.5%（平成23年17.0%）、「自分の収入等で経済的に問題がない」が17.5%（平成23年21.5%）となっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が3.2%（平成23年4.1%）、受けたことがある者が4.9%（平成23年2.9%）、受けたことがない者が86.0%（平成23年89.7%）となっている。

養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額32,550円（平成23年32,238円）となっている。

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相談をした者は、全体の27.8%（平成18年38.5%）であるが、そのうち相談相手は、親族が44.8%（平成18年56.1%）で最も多く、次いで家庭裁判所22.4%（平成18年19.3%）、弁護士11.2%（平成18年8.8%）、知人・隣人11.2%（平成18年3.5%）等となっている。

表17-(2)-3 父子世帯の父の養育費の取決め状況等

総数	養育費の取決めをしている					養育費の取決めをしていない	不詳	
	文書あり			その他の文書	文書なし			不詳
	判決、調停、審判などの裁判所における取決め、強制執行認諾条項付きの公正調書							
平成23年 (100.0)	(17.5) (100.0)	(60.3)	(*)	(*)	(38.4)	(1.4)	(79.1)	(3.4)
平成28年 308 (100.0)	64 (20.8) (100.0)	48 (75.0)	35 (54.7)	13 (20.3)	15 (23.4)	1 (1.6)	229 (74.4)	15 (4.9)

表17-(2)-11-2 父子世帯の父の養育費の取り決めをしていない理由(最も大きな理由)

総数	自分の収入等で経済的に問題がない	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	相手に支払う意思がないと思った	相手に支払う能力がないと思った	相手に養育費を請求できることを知らなかった	子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていた
平成23年 (100.0)	(21.5)	(1.5)	(34.8)		(4.8)	(8.5)
平成28年 229 (100.0)	40 (17.5)	19 (8.3)	22 (9.6)	51 (22.3)	1 (0.4)	16 (7.0)

取り決めの交渉がわずらわしい	現在交渉中又は今後交渉予定である	相手から身体的・精神的暴力を受けた	相手と関わりたくない	その他	不詳
(3.6)	(-)	(*)	(17.0)	(4.8)	(3.3)
1 (0.4)	1 (0.4)	1 (0.4)	47 (20.5)	12 (5.2)	18 (7.9)

表17-(3)-3 父子世帯の父の養育費の受給状況

総数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	不詳
平成23年 (100.0)	(4.1)	(2.9)	(89.7)	(3.4)
平成28年 308 (100.0)	10 (3.2)	15 (4.9)	265 (86.0)	18 (5.8)

表17-(3)-12 養育費を現在も受けている又は受けたことがある父子世帯の養育費(1世帯平均)の状況

総数	額が決まっている	1世帯平均月額	額が決まっていない	不詳
平成23年 (100.0)	(72.4)	32,238 円	(27.6)	(-)
平成28年 25 (100.0)	20 (80.0)	32,550 円	3 (12.0)	2 (8.0)

表17-(1)-2 父子世帯の父の養育費の主な相談相手

総数	相談した										相談していない	不詳
	親族	知人・隣人	養育費支援センター	県・市区町村窓口 (母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立センターを含む)	母子・父子福祉団体	弁護士	家庭裁判所	NPO法人	その他			
平成23年 (100.0)	(27.8)	(44.8)	(11.2)	(*)	(2.6)	(*)	(11.2)	(22.4)	(-)	(7.8)	(69.3)	(2.9)
平成28年 308 (100.0)	96 (31.2)	51 (53.1)	7 (7.3)	- (-)	3 (3.1)	1 (1.0)	18 (18.8)	16 (16.7)	- (-)	- (-)	203 (65.9)	9 (2.9)

資料：「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

8. 面会交流の実施状況

(1) 母子世帯の面会交流の状況

離婚母子世帯のうち、面会交流の取決めをしている世帯は 24.1%（平成 23 年 23.4%）となっている。面会交流の取決めをしていない理由としては、「相手と関わり合いたくない」が 25.0%と最も多く、次いで「取決めをしなくても交流できる」が 18.9%、「相手が面会交流を希望しない」が 13.6%となっている。

表 18-(2)-1 母子世帯の母の面会交流の取決め状況等

総 数	面会交流の取決めをしている					面会交流の取決めをしていない	不 詳	
	文書あり	その他の文書		文書なし	不 詳			
		判決、調停、審判などの裁判所における取決め、強制執行認諾条項付きの公正証書						
平成23年 (100.0)	(23.4) (100.0)	(50.3)	(*)	(*)	(48.1)	(1.6)	(73.3)	(3.3)
平成28年 1,817 (100.0)	437 (24.1) (100.0)	423 (96.8)	422 (96.6)	1 (0.2)	6 (1.4)	8 (1.8)	1,278 (70.3)	102 (5.6)

表 18-(2)-9 母子世帯の母の面会交流の取決めをしていない理由（最も大きな理由）

総 数	取決めめ交渉がわずらわしい	相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があった	相手と関わり合いたくない	相手が面会交流を希望しない	取決めめをしなくても交流できる	子どもの連れ去りや虐待の可能性がある
平成28年 1,278 (100.0)	76 (5.9)	39 (3.1)	319 (25.0)	174 (13.6)	241 (18.9)	4 (0.3)

子どもが会いたがらない	相手が養育費を支払わない又は支払えない	面会交流をすることが子どものためにならないと思う	親族が反対している	取決めめ交渉をしたが、まとまらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定	その他	不 詳
93 (7.3)	81 (6.3)	54 (4.2)	10 (0.8)	21 (1.6)	10 (0.8)	101 (7.9)	55 (4.3)

資料：「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

また、現在も面会交流を行っている世帯は 29.8%（平成 23 年 27.7%）、行ったことがある世帯が 19.1%（平成 23 年 17.6%）、行ったことがない世帯が 46.3%（平成 23 年 50.8%）となっている。

離婚の際又はその後、面会交流の関係でだれかに相談した者は、全体の 34.7%であるが、そのうち相談相手は、親族が 50.8%で最も多く、次いで家庭裁判所が 18.1%、弁護士 14.1%、知人・隣人 10.0%等となっている。

表18-(3)-1 母子世帯の母の面会交流の実施状況

総数	現在も面会交流を行っている	面会交流を行ったことがある	面会交流を行っていない	不詳
平成23年 (100.0)	(27.7)	(17.6)	(50.8)	(3.9)
平成28年 1,817 (100.0)	541 (29.8)	347 (19.1)	842 (46.3)	87 (4.8)

表18-(1)-1 母子世帯の母の面会交流の主な相談相手(最も相談した先)

総数	相談した										相談していない	不詳
	親族	知人・隣人	養育費相談センター	市・区・町・村・区役所 (母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立センターを含む)	母子・父子福祉団体	弁護士	家庭裁判所	NPO法人	その他			
平成28年 1,817 (100.0)	630 (34.7) (100.0)	320 (50.8)	63 (10.0)	3 (0.5)	15 (2.4)	0 (0.0)	89 (14.1)	114 (18.1)	0 (0.0)	26 (4.1)	1,124 (61.9)	63 (3.5)

資料：「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

(2) 父子世帯の面会交流の状況

離婚父子世帯のうち、面会交流の取決めをしている世帯は27.3%（平成23年16.3%）となっている。面会交流の取決めをしていない理由としては、「取り決めをしなくても交流できる」が29.1%と最も多く、次いで「相手と関わり合いたくない」が18.4%となっている。

表18-(2)-3 父子世帯の父の面会交流の取決め状況等

総数	面会交流の取決めをしている					面会交流の取決めをしていない	不詳	
	文書あり		文書なし		不詳			
	判決、調停、審判などの裁判所における取決め、強制執行認諾条項付きの公正証書	その他の文書						
平成23年 (100.0)	(16.3) (100.0)	(51.5)	(*)	(*)	(48.5)	(-)	(79.9)	(3.8)
平成28年 308 (100.0)	84 (27.3) (100.0)	61 (72.6)	41 (48.8)	20 (23.8)	23 (27.4)	- (-)	206 (66.9)	18 (5.8)

資料：「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

表18-(2)-10 父子世帯の父の面会交流の取り決めをしていない理由(最も大きな理由)

総数	取り決めの交渉がわずらわしい	相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があった	相手と関わり合いたくない	相手が面会交流を希望しない	取り決めをしなくても交流できる	子どもの連れ去りや虐待の可能性がある
平成28年 206 (100.0)	13 (6.3)	3 (1.5)	38 (18.4)	15 (7.3)	60 (29.1)	1 (0.5)

子どもが会いたがらない	相手が養育費を支払わない又は支払えない	面会交流をすることが子どものためにならないと思う	親族が反対している	取り決めの交渉をしたが、まともになかった	現在交渉中又は今後交渉予定	その他	不詳
21 (10.2)	2 (1.0)	11 (5.3)	1 (0.5)	4 (1.9)	2 (1.0)	24 (11.7)	11 (5.3)

資料：「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

また、現在も面会交流を行っている世帯は45.5%(平成23年37.4%)、行ったことがある世帯が16.2%(平成23年16.5%)、行ったことがない世帯が32.8%(平成23年41.0%)となっている。

面会交流の実施頻度は、「月2回以上」が最も多く21.1%(平成23年18.7%)となっている。

離婚の際又はその後、面会交流の関係でだれかに相談した者は、全体の30.8%であるが、そのうち相談相手は、親族が37.9%で最も多く、次いで家庭裁判所が27.4%、弁護士18.9%、知人・隣人7.4%等となっている。

表18-(3)-3 父子世帯の父の面会交流の実施状況

総数	現在も面会交流を行っている	面会交流を行ったことがある	面会交流を行っていない	不詳
平成23年 (100.0)	(37.4)	(16.5)	(41.0)	(5.0)
平成28年 308 (100.0)	140 (45.5)	50 (16.2)	101 (32.8)	17 (5.5)

表18-(1)-2 父子世帯の父の面会交流の主な相談相手(最も相談した先)

総数	相談した										相談していない	不詳
	親族	知人・隣人	養育費支援センター	市・市区町村窓口 (母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立センターを含む)	母子・父子福祉団体	弁護士	家庭裁判所	NPO法人	その他			
平成28年 308 (100.0)	95 (30.8) (100.0)	36 (7.4) (37.9)	7 (2.3) (-)	3 (1.0) (3.2)	1 (0.3) (1.1)	18 (5.8) (18.9)	26 (8.4) (27.4)	1 (0.3) (1.1)	3 (1.0) (3.2)	196 (63.6)	17 (5.5)	

資料：「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

9. まとめ

(1) 母子世帯の状況

母子世帯については、生別世帯の割合が約9割となっている。

就業状況は、正規の職員・従業員の割合が増加し、就労収入は、一定の改善がみられるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にある。

養育費も大半が取得していない状況に変わりはない。その結果、家計について困っているとの回答が最も多くなっているほか、自分の健康に困っているとの回答が一定割合存在する。また、子どもの「教育・進学」や「しつけ」に悩みを抱えている。

このように、母子世帯については、特に、子育てと仕事の両立支援、より収入の高い就業を可能にするための支援、学習支援等の児童に対する支援、養育費取得のための支援、生活の場の整備等が重要と考えられ、それらの必要性が従来以上に高まっている。また、母子・父子自立支援員を始めとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。

(2) 父子世帯の状況

父子世帯については、死別世帯の割合が増加している。母子世帯に比べて、持ち家率が高く、また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部分は正規の職員・従業員であるが、父子世帯の平均年間収入は児童のいる世帯の平均所得金額743.6万円（平成30年「国民生活基礎調査」）より低くなっている。パート・アルバイト等の形態で就業する者が一定割合存在し、その就労収入が低い水準にとどまる者もいるとともに、就労収入が高い水準にある場合であっても住宅ローン等の債務を負いながら経済的な問題を抱えているケースがあることも想定される。また、母子世帯に比べて家事等生活面で多くの困難を抱え、相談相手が少ないという傾向がある。さらに、母子世帯と同様、自分の健康に困っているとの回答が一定割合存在するほか、子どもの「教育・進学」や「しつけ」に悩みを抱えている。

このように、父子世帯については、特に、子育て・家事と仕事の両立支援や相談支援、就業支援、学習支援等の児童に対する支援等が重要と考えられる。また、母子・父子自立支援員による相談・支援を始めとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。

母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数（推計値）	1 2 3. 2 万世帯	1 8. 7 万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9. 5 % 死別 8. 0 %	離婚 7 5. 6 % 死別 1 9. 0 %
3 就業状況	8 1. 8 %	8 5. 4 %
うち 正規の職員・従業員	4 4. 2 %	6 8. 2 %
うち 自営業	3. 4 %	1 8. 2 %
うち パート・アルバイト等	4 3. 8 %	6. 4 %
4 平均年間収入（母又は父自身の収入）	2 4 3 万円	4 2 0 万円
5 平均年間就労収入（母又は父自身の就労収入）	2 0 0 万円	3 9 8 万円
6 平均年間収入（同居親族を含む世帯全員の収入）	3 4 8 万円	5 7 3 万円

資料：厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」

※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

※ 母子のみにより構成される母子世帯数は約 75 万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約 8 万世帯。（平成 27 年国勢調査）

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成 27 年の 1 年間の収入。

第2節 神戸市のひとり親家庭の現況

1. 母子世帯・父子世帯の世帯数の推移

総務省の「国勢調査」によると、神戸市の母子世帯数（未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯の数）は、平成27年で10,615世帯となっており、平成22年の10,807世帯と比べ減少している。また、神戸市の父子世帯数（未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯の数）は、平成27年で1,025世帯となっており、平成22年の1,021世帯と比べほぼ横ばいの状況である。

全国と比較すると、母子世帯の割合は平成27年で神戸市1.50%、全国1.41%とやや高く、平成2年以降いずれも全国よりも高い割合になっている。父子世帯については、全国とほぼ同様の傾向となっている。

【神戸市の母子・父子世帯数】

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	7,979	7,359	8,971	11,096	10,807	10,615
(割合%)	1.51	1.38	1.48	1.74	1.58	1.50
父子世帯	1,323	1,098	1,137	1,157	1,021	1,025
(割合%)	0.25	0.21	0.19	0.18	0.15	0.15
総世帯数	530,063	534,417	604,290	639,480	684,183	705,459

【全国の母子・父子世帯数】

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	551,977	529,631	625,904	749,048	755,972	754,724
(割合%)	1.36	1.21	1.34	1.53	1.46	1.41
父子世帯	101,705	88,081	87,373	92,285	88,689	84,003
(割合%)	0.25	0.20	0.19	0.19	0.17	0.16
総世帯数	40,670,475	43,899,923	46,782,383	49,062,530	51,842,307	53,448,685

資料：「国勢調査」

2. 神戸市ひとり親家庭等実態調査（平成30年度）結果の概要

資料：「ひとり親家庭等実態調査報告書」（平成31年3月、神戸市）

神戸市では、配偶者のない女親または男親と20歳未満の子どもを含む世帯又は、かつて母子世帯の母として20歳未満の子どもを扶養していた世帯を対象に、住民基本台帳より無作為抽出した世帯及び母子福祉団体会員に対し、郵送送付・郵送回収方式により調査を行った（調査期間：平成30年8月13日（月）～平成30年10月31日（水））。

調査結果の概要は、次の通りである。

（1）母子世帯・父子世帯になった理由

母子世帯では、離別が79.5%（平成25年前回調査83.8%）、死別が7.9%（前回7.5%）で、非婚は8.6%（前回7.1%）、父子世帯では、離別が64.8%（前回75.0%）、死別が26.1%（前回21.5%）となっており、ひとり親になった理由は、離別が最も多い。

平成25年度前回調査と比較すると、母子世帯では、死別が増加する一方、離別が減少している。また、非婚の割合は増加している。父子世帯においても、死別が増加する一方、離婚が減少している。

	母子世帯	父子世帯
離別	79.5% (83.8%)	64.8% (75.0%)
死別	7.9% (7.5%)	26.1% (21.5%)
非婚	8.6% (7.1%)	0.6% (0.0%)
別居、その他	3.2% (1.4%)	4.5% (3.5%)

（ ）内は平成25年度前回調査

（2）住居の状況

母子世帯の持ち家率は、全体で34.6%（前回33.5%）、賃貸住宅は34.0%（前回34.1%）、公営住宅15.0%（前回16.4%）となっている。父子世帯の持ち家率は、全体で63.9%（前回58.3%）、賃貸住宅18.7%（前回21.8%）、公営住宅3.2%（前回8.0%）となっている。

平成25年度前回調査と比較すると、自分名義の持ち家率及び実家や親族の家に同居が、母子・父子世帯ともに増加し、それ以外が減少している。

	母子世帯	父子世帯
賃貸住宅（公営住宅を除く）	34.0% (34.1%)	18.7% (21.8%)
公営住宅	15.0% (16.4%)	3.2% (8.0%)
実家や親族の家に同居	12.6% (5.8%)	9.0% (3.8%)

自分名義の持ち家	21.2% (17.0%)	54.2% (44.2%)
自分以外の名義の持ち家	13.4% (16.5%)	9.7% (14.1%)
その他	1.9% (8.0%)	2.9% (3.8%)

() 内は平成 25 年度前回調査

(3) 就業状況

母子世帯の母の就業状況をみると、88.4% (前回 83.7%) が就業しており、調査時点での就業形態は、「正社員・正職員」が 42.2% (前回 35.4%)、「パート・アルバイト」が 36.4% (前回 45.5%) となっている。母子世帯では、「準社員・臨時職員・派遣社員」「パート・アルバイト」「内職・在宅就労」の合計が全体の 50.2% となっている。

現在の仕事の継続状況は、「ひとり親家庭になる前はしていなかった」が 31.9%、「ひとり親家庭になる前も仕事をしていたが、ひとり親家庭になってから転職した」が 33.8% となっており、ひとり親家庭になる前から同じ仕事をしている人は 3 割にすぎない。

父子世帯の父の就業状況をみると、93.2% (前回 91.0%) が就業しており、調査時点での就業形態は、「正社員・正職員」が 75.1% (前回 64.8%)、次いで「自営業主」が計 15.6% (雇人あり 5.9%、雇人なし 9.7%)、「パートタイマー・アルバイト」が 2.4% (前回 7.0%) となっている。

現在の仕事の継続状況は、「ひとり親家庭になる前から継続している」が 83.4% となっている。

		母子世帯	父子世帯
就業率		88.4% (83.7%)	93.2% (91.0%)
就業 形 態	正社員・正職員	42.2% (35.4%)	75.1% (64.8%)
	パート・アルバイト	36.4% (45.5%)	2.4% (7.0%)
	準社員・臨時職員・派遣社員	13.5% (12.5%)	2.8% (6.7%)
	内職・在宅就労	0.3% (0.4%)	0.0% (0.0%)
	自営業	5.0% (2.9%)	15.6% (16.2%)
	家族従業者、その他	1.3% (2.3%)	3.1% (2.5%)

() 内は平成 25 年度前回調査

(4) 収入状況

全国ひとり親世帯等調査によると、母子世帯の母の年間平均就労収入は 200 万円であり、本市の調査でも、年間就労収入 200 万円未満が全体の 46.0%、250 万円未満となると全体の 60.2% を占めている。また、全国調査での母子世帯の平均年間収入は 348 万円であり、本市の調査でも年間世帯収入 350 万円未満が全体の 56.0% と

なっている。

一方、全国調査での父子世帯の父の平均年間就労収入は 398 万円であるが、本市では 400 万円以上が全体の 59.6%となっている。全国調査での父子世帯の平均年間収入は 573 万円であり、本市の調査でも年間世帯収入 600 万円未満が 44.8%、600 万円以上が 35.4%となっている。

		母子世帯	父子世帯
年間収入 (世帯全 員の収入)	0～200万円未満	26.5% (27.3%)	4.8% (8.1%)
	200万円以上300万円未満	22.1% (22.2%)	6.6% (9.5%)
	300万円以上500万円未満	20.3% (18.4%)	24.6% (20.1%)
	500万円以上	12.5% (7.5%)	44.0% (27.5%)
年間収入 (母又は 父自身の 収入)	0～200万円未満	46.0% (50.1%)	11.1% (12.0%)
	200万円以上300万円未満	23.4% (18.2%)	11.8% (12.7%)
	300万円以上500万円未満	17.6% (15.7%)	32.5% (33.1%)
	500万円以上	9.9% (5.1%)	41.5% (26.1%)

() 内は平成 25 年度前回調査

(5) 養育費の状況

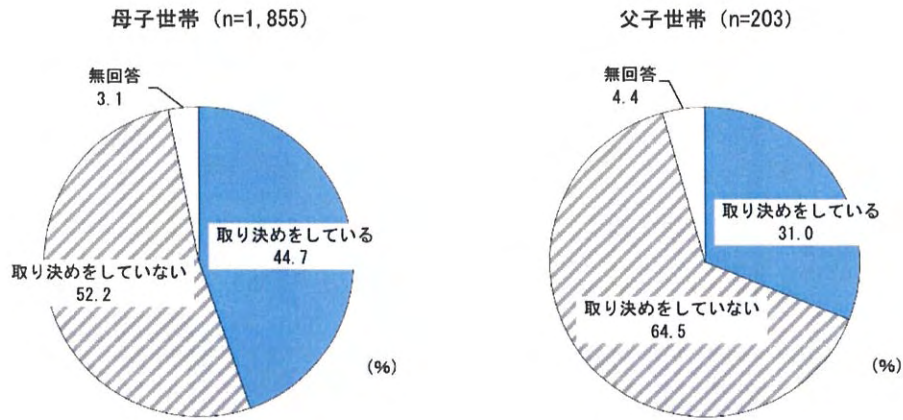
離婚または非婚の世帯で養育費の取り決めをしている割合は、母子世帯で 44.7%、父子世帯で 31.0%となっている。

取り決めをしていると回答した人の受け取り状況は、「受けたことがあるが現在は受けていない」が母子世帯で 24.2%、父子世帯で 7.9%、「受けたことがない」が母子世帯で 15.4%、父子世帯で 41.3%となっている。

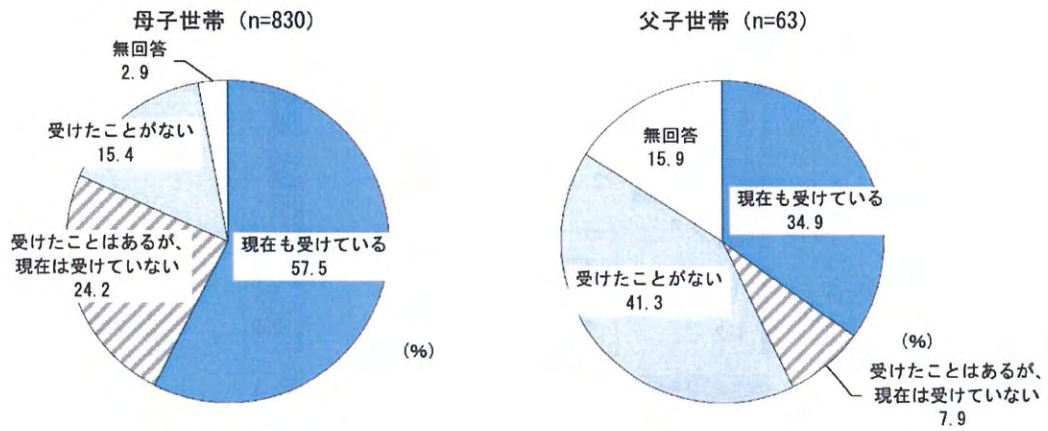
取り決めをしていない理由は、母子世帯では「相手と関わりたくないから」が 53.5%、父子世帯では「相手に支払う能力がないと思ったから」が 48.1%となっている。

養育費の平均月額額は、母子世帯で 49,396 円、父子世帯で 45,545 円となっている。

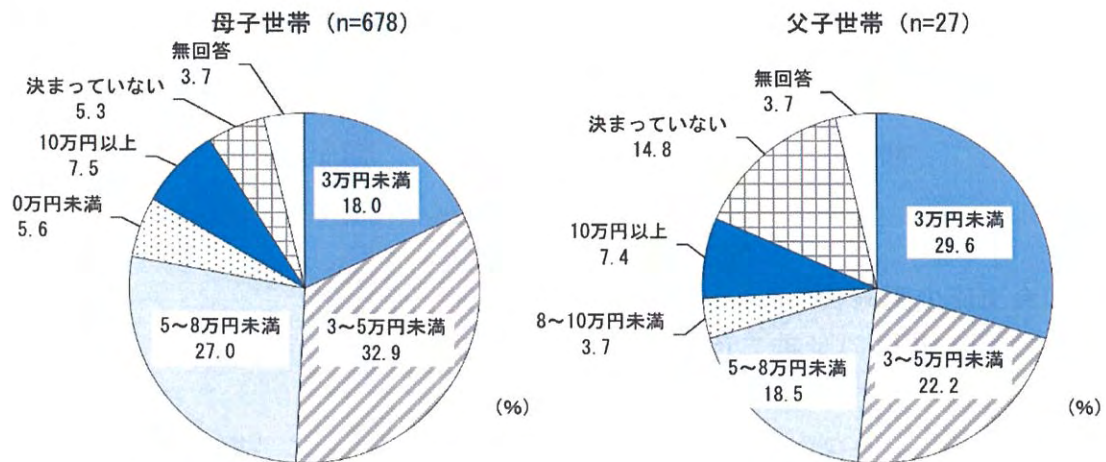
【養育費の取決めの有無】



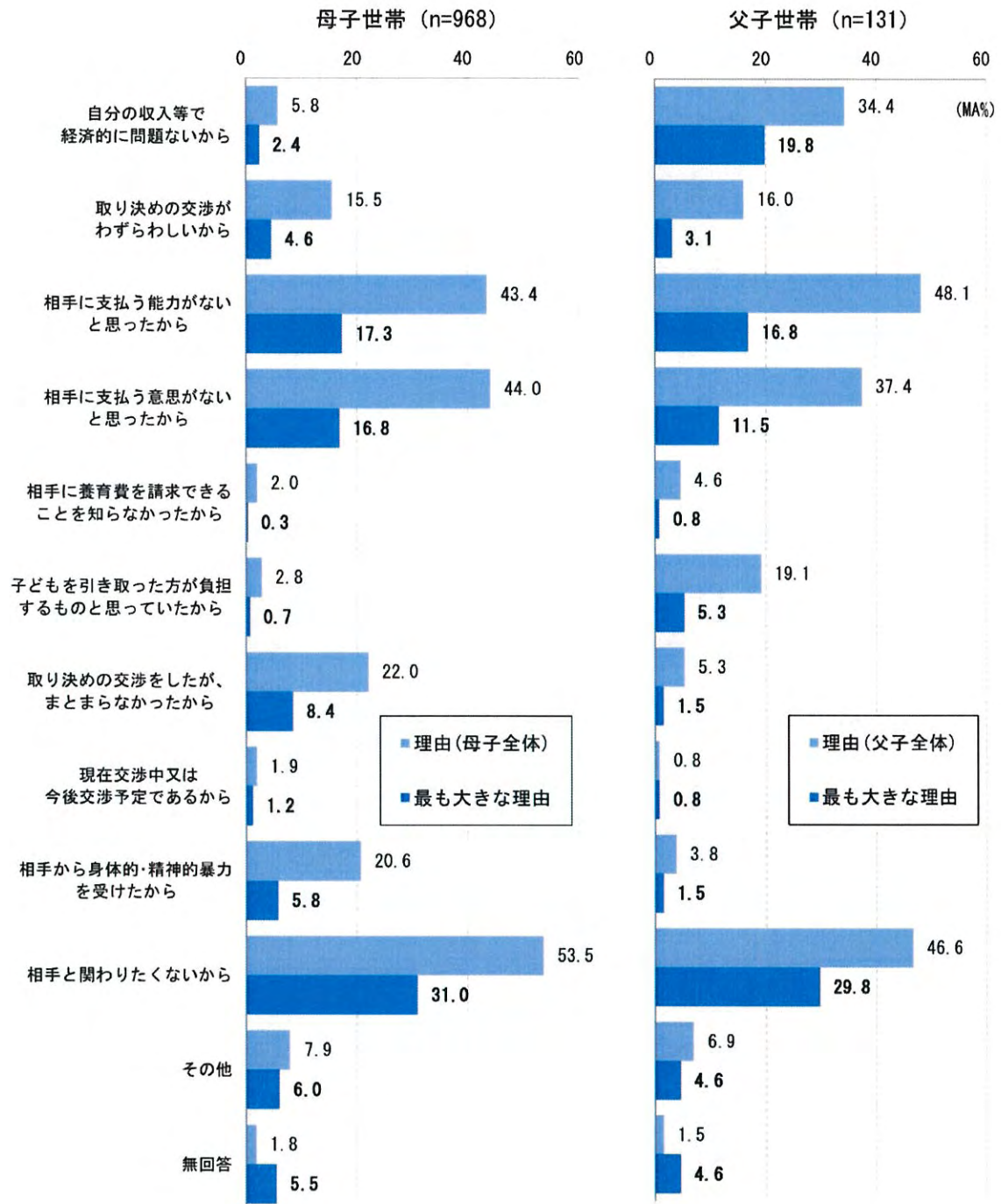
【養育費の受け取り状況】



【養育費の平均月額】



【養育費の取り決めをしていない理由】



(6) 面会交流の実施状況

離婚または非婚の世帯で面会交流の取り決めをしている割合は、母子世帯で25.7%、父子世帯で27.6%となっている。

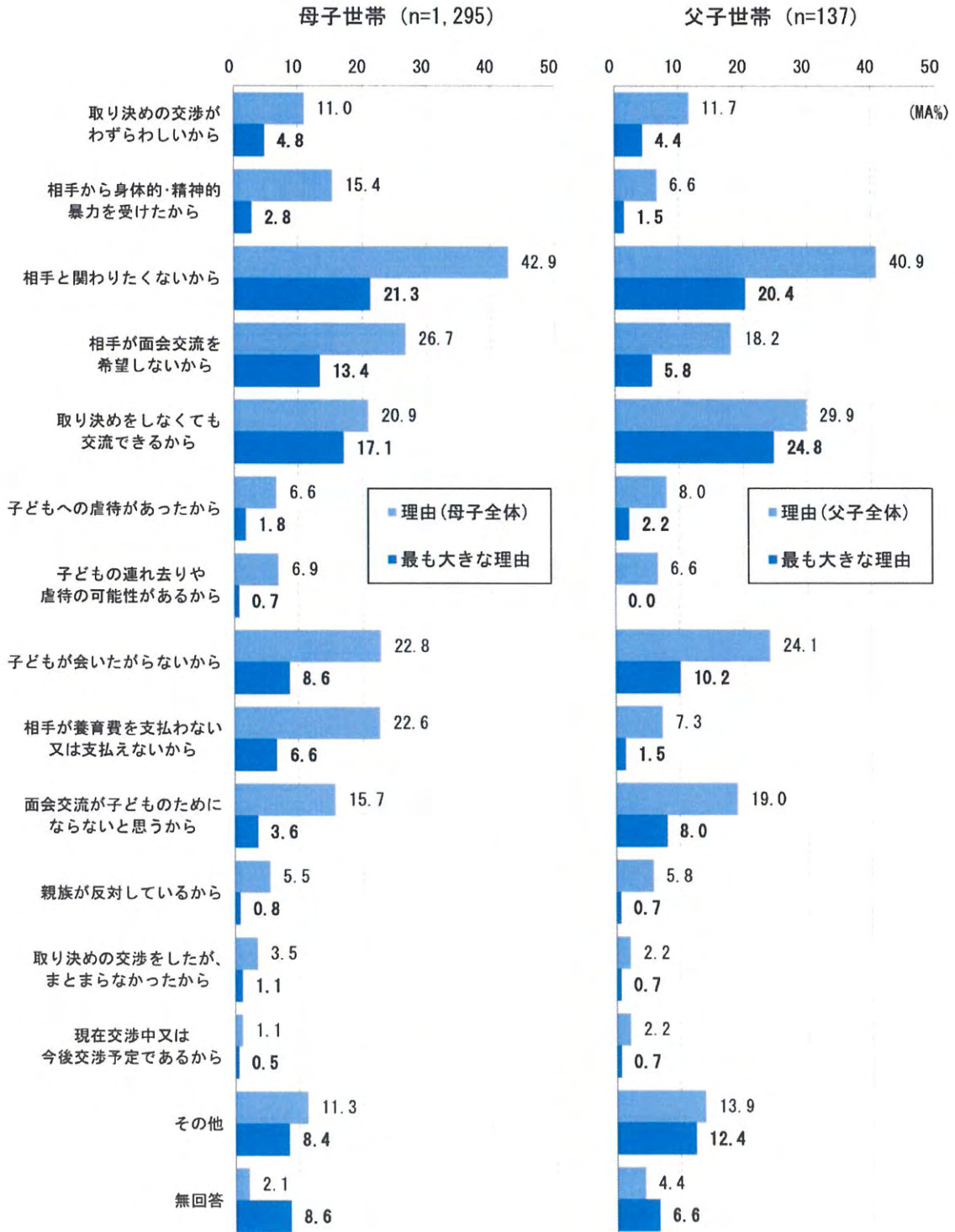
取り決めをしていない理由は、母子世帯・父子世帯ともに「相手と関わりたくないから」が最も高く、母子世帯で42.9%、父子世帯で40.9%となっている。

現在も面会交流を行っている割合は、母子世帯で29.3%、父子世帯で45.3%となっている。面会交流の頻度は、月1回以上の割合が、母子世帯で27.6%、父子世帯

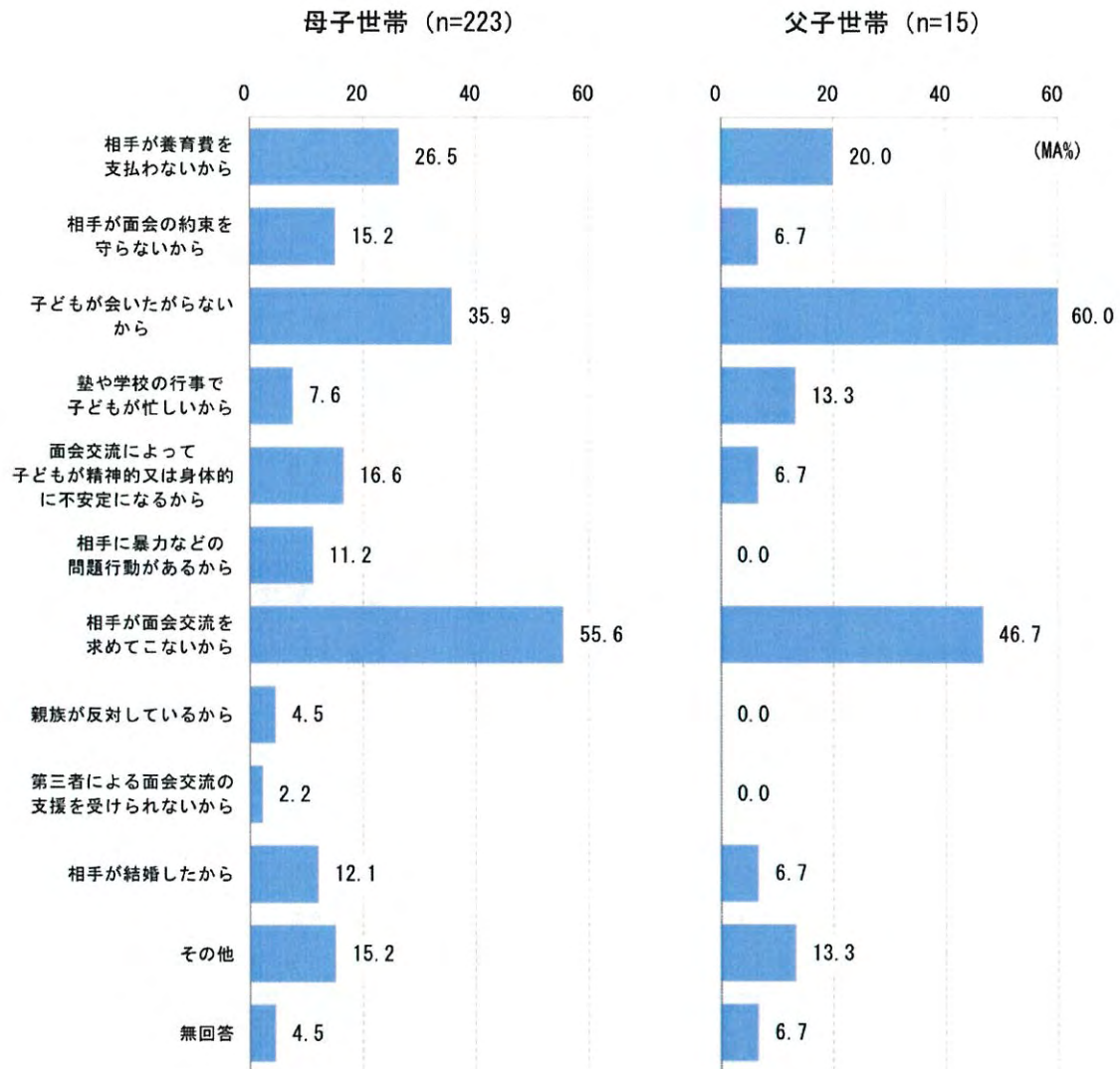
で 33.8% となっている。

面会交流を行っていない理由は、母子世帯では「相手が面会交流を求めてこないから」が 55.6%、父子世帯では「子どもが会いたがらないから」が 60.0% と最も高くなっている。

【面会交流の取り決めをしていない理由】



【面会交流を行っていない理由】



(7) まとめ

ア. 母子世帯の状況

母子世帯については、生別世帯の割合が約9割となっている。

就業状況は、正規の職員・従業員の割合が全国と比較してやや低い。

就労収入については、全国では、母子世帯の母の年間平均就労収入は、200万円であり、神戸市でも、年間就労収入200万円未満が全体の46.0%、250万円未満となると全体の60.2%を占めている。また、全国での母子世帯の平均年間収入は348万円であり、神戸市でも年間世帯収入350万円未満が全体の56.0%となっている。

養育費については、神戸市では、養育費の「取り決めをしている」は44.7%で、全国の42.9%よりやや高い割合である。養育費の受取状況は、「現在も受けている」25.7%（「養育費の取決めをしている」人のうちの「現在も受けている人」の「母子世帯全体」に対する割合）となっている。全国では、「現在も受けている」は、24.3%（「母子世帯全体」に対する割合）である。

【母子世帯の状況（神戸市と全国との比較）】

		神戸市 (平成30年度)	全国 (平成28年度)
世帯数 ※「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯」 ※平成27年国勢調査 ※割合は、総世帯数に対する割合		10,615世帯 (1.50%)	754,724世帯 (1.41%)
ひとり親家庭になった理由	離別	79.5%	79.5%
	死別	7.9%	8.0%
住居の状況	賃貸住宅（公営住宅を除く）	34.0%	33.1%
	公営住宅	15.0%	13.1%
	実家や親族の家に同居	12.6%	13.2%
	持ち家	34.6%	35.0%
就業率		88.4%	81.8%
就業形態	正社員・正職員	42.2%	44.2%
	パート・アルバイト等	49.9%	43.8%
	自営業	5.0%	3.4%
年間収入 (世帯全員の収入)	0～200万円未満	26.5%	平均348万円
	200万円以上300万円未満	22.1%	
	300万円以上500万円未満	20.3%	
	500万円以上	12.5%	
年間就労収入 (母又は父自身の収入)	0～200万円未満	46.0%	平均243万円
	200万円以上300万円未満	23.4%	
	300万円以上500万円未満	17.6%	
	500万円以上	9.9%	
養育費の取り決め	取り決めをしている	44.7%	42.9%
	取り決めをしていない	55.2%	54.2%
養育費の受取状況	現在も受けている	25.7% ^{※3}	24.3% ^{※3}
養育費の平均月額	3万円未満	18.0%	平均月額 43,707円
	3～5万円未満	32.9%	
	5～8万円未満	27.0%	

※1 神戸市：「平成30年度神戸市ひとり親家庭等の実態調査」、全国：「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

※2 世帯数は、「国勢調査」より

※3 養育費の受取状況の神戸市は、「養育費の取決めをしている」人のうちの「現在も受けている人」の「母子世帯全体」に対する割合、全国は「母子世帯全体」に対する割合で、単純に比較できないことに要注意。

イ. 父子世帯の状況

父子世帯については、生別世帯の割合が神戸市では約75%、全国で約80%となっている。

就業状況は、正規の職員・従業員の割合が全国と比較して高い割合になっている。

就労収入については、全国では、父子世帯の父の年間平均就労収入は、420万円であり、神戸市でも、年間就労収入300万円以上が全体の74.0%となっている。

養育費については、神戸市では、養育費の「取り決めをしている」は31.0%で、全国の20.8%より高い割合である。

養育費の受取状況は、「現在も受けている」10.8%（「養育費の取決めをしている」人のうちの「現在も受けている人」の「母子世帯全体」に対する割合）となっている。全国では、「現在も受けている」は、3.2%（「母子世帯全体」に対する割合）である。

【父子世帯の状況（神戸市と全国との比較）】

		神戸市 (平成30年度)	全国 (平成28年度)
世帯数 ※「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯」 ※平成27年国勢調査 ※割合は、総世帯数に対する割合		1,025世帯 (0.15%)	84,003世帯 (0.16%)
ひとり親家庭になった理由	離別	64.8%	75.6%
	死別	26.1%	19.0%
住居の状況	賃貸住宅（公営住宅を除く）	18.7%	11.4%
	公営住宅	3.2%	7.4%
	実家や親族の家に同居	9.0%	10.4%
	持ち家	63.9%	68.1%
就業率		93.2%	85.4%
就業形態	正社員・正職員	75.1%	68.2%
	パート・アルバイト等	5.2%	6.4%
	自営業	15.6%	18.2%
年間収入 (世帯全員の収入)	0～200万円未満	4.8%	平均573万円
	200万円以上300万円未満	6.6%	
	300万円以上500万円未満	24.6%	
	500万円以上	44.0%	
年間就労収入 (母又は父自身の収入)	0～200万円未満	11.1%	平均420万円
	200万円以上300万円未満	11.8%	
	300万円以上500万円未満	32.5%	
	500万円以上	41.5%	

養育費の取り 決め	取り決めている	31.0%	20.8%
	取り決めていない	64.5%	74.4%
養育費の受取 状況	現在も受けている	10.8% ^{※3}	3.2% ^{※3}
養育費の平均 月額	3万円未満	29.6%	平均月額 32,550円
	3～5万円未満	22.2%	
	5～8万円未満	18.5%	

※1 神戸市：「平成 30 年度神戸市ひとり親家庭等の実態調査」、全国：「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」

※2 世帯数は、「国勢調査」より

※3 養育費の受取状況の神戸市は、「養育費の取決めをしている」人の中の「現在も受けている人」の「母子世帯全体」に対する割合、全国は「母子世帯全体」に対する割合で、単純に比較できないことに要注意。

第2章 ひとり親家庭の支援策の整理

第1節 国における支援策

資料：「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」
(令和2年3月23日、厚生労働省告示第七十八号)

資料：「ひとり親家庭等の支援について」(令和2年4月厚生労働省資料)

1. 母子家庭及び父子家庭等の施策の基本的な方向性

「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(令和2年3月23日、厚生労働省告示第七十八号)によると、母子家庭及び父子家庭等の施策の基本的な方向性は、次の通りである。

(1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

母子家庭及び父子家庭等については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援を中心として、個々の家庭に寄り添ったきめ細かな福祉サービスの推進に主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県及び市町村が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭及び父子家庭等に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究や、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る施策の普及・啓発、関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市町村における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等及び市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行う等、都道府県及び市町村に対する支援を行う。自立促進計画が未策定の都道府県等及び市等に対し支援を行い、その策定を促す。国の補助事業については、都道府県及び市町村によって事業によって実施状況のばらつきがみられるが、都道府県及び市町村がこれらの事業を積極的に活用して、地域のニーズに応じた施策を展開していくことができるよう、必要な支援を行う。

都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、自立促進計画を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭及び父子家庭等施策を実施することが必要である。また、母子・父子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の国の補助事業を積極的に活用するとともに、地域のニーズに応じた施策を検討・展開していくことが求められる。都道府県等及び市等は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第10条の2の規定の趣旨を踏まえ、母子家庭及び父子家庭等が、母子家庭及び父子家庭等の生活の安定と向上のために最も適切な支援

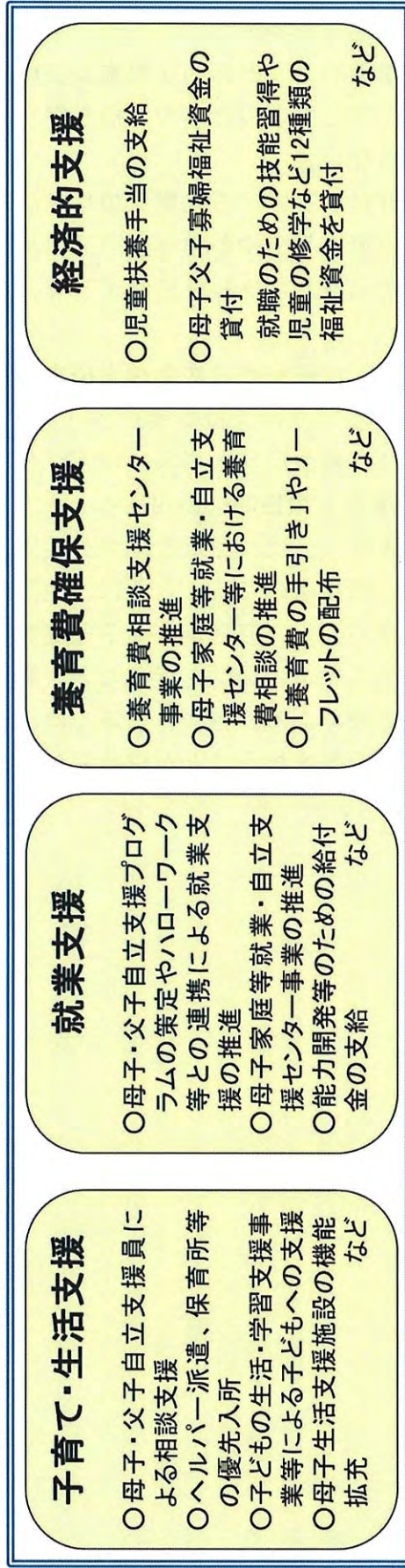
を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭及び父子家庭等の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援を展開する等、市町村に対する支援を行うことが必要である。

市町村は、母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業等及び寡婦日常生活支援事業（以下「ひとり親家庭等日常生活支援事業」という。）、母子家庭生活向上事業、父子家庭生活向上事業及び寡婦生活向上事業（以下「ひとり親家庭等生活向上事業」という。）等の国の補助事業を積極的に活用するとともに、地域のニーズに応じた施策を検討・展開する。また、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、相談に応じるとともに、生活困窮者自立支援制度や修学支援制度などの他施策を含め、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する支援の施策や取組について分かりやすい情報提供を行うなど、個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

○ ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。



○ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

- ① 国が基本方針を定め、
- ② 都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

【ひとり親支援施策の変遷】

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。
- 平成29年の児童扶養手当法の改正により、支払回数等を年3回から年6回への見直しを実施。

(2) 関係機関相互の協力

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦への支援については、就業支援と子育て・生活支援、経済的支援を組み合わせる実施することが重要であることから、母子・父子自立支援員、福祉事務所その他母子家庭及び父子家庭等の福祉に関する機関、児童委員、児童家庭支援センター、母子生活支援施設、母子・父子福祉施設、ハローワーク、学校、教育委員会、母子・父子福祉団体等の地域で子育て支援等の活動を行う民間団体その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援を行う関係機関が相互に協力することが必要である。

また、家計、仕事、家事、住居、子どもの教育・進学、親族の健康・介護、児童虐待、配偶者からの暴力等、母子家庭及び父子家庭等の抱える課題は多岐にわたっていることから、福祉や教育等の幅広い分野にわたる関係機関が相互に連携することも必要である。特に、子どもの貧困対策の観点から、生活困窮者自立支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図ることが必要である。あわせて、児童扶養手当の現況届提出時等の機会を積極的に活用し、子育て、生活、就業、養育費等に関する相談に集中的に対応できる体制の構築を図ることも必要である。

(3) 相談機能の強化

母子家庭及び父子家庭等は、母子家庭の母又は父子家庭の父になった理由や、自身や子どもの年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により多様な支援を必要としており、また、配偶者からの暴力や児童虐待の課題等の多様な課題を抱えている場合もある。このため、母子家庭及び父子家庭等の悩みや課題の内容のいかんにかかわらず、まず相談でき、それぞれの悩みや課題に応じ、様々な支援メニューを組み合わせ、また、必要に応じて、他の支援機関につなげることによって、総合的・包括的な支援を行う必要があることから、母子家庭及び父子家庭等の相談窓口においては、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制を整えることが重要である。

その際、母子・父子自立支援員は、母子家庭及び父子家庭等の抱えている問題を把握し、母子・父子福祉団体等と連携し、その解決に必要なかつ適切な助言及び情報提供を行う等、母子家庭及び父子家庭等に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められる。都道府県等及び市等においても、母子・父子自立支援員が十分な相談支援を担うことができるよう必要な体制や環境を整備していくことが求められる。

地域における福祉の増進を図る児童委員においては、母子家庭及び父子家庭等について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設及びサービスについて助言し、母子・父子自立支援員と連携して問題の解決に努めること等が重要である。

さらに、母子・父子自立支援員の受けた相談内容の割合が母子父子寡婦福祉資金

貸付金や児童扶養手当等に関するものが多い状況を踏まえると、相談窓口就業支援を担当する者（以下「就業支援専門員」という。）を配置して就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図ることが望ましい。そのため、相談窓口に関する分かりやすい情報提供等に取り組んでいくことが必要である。

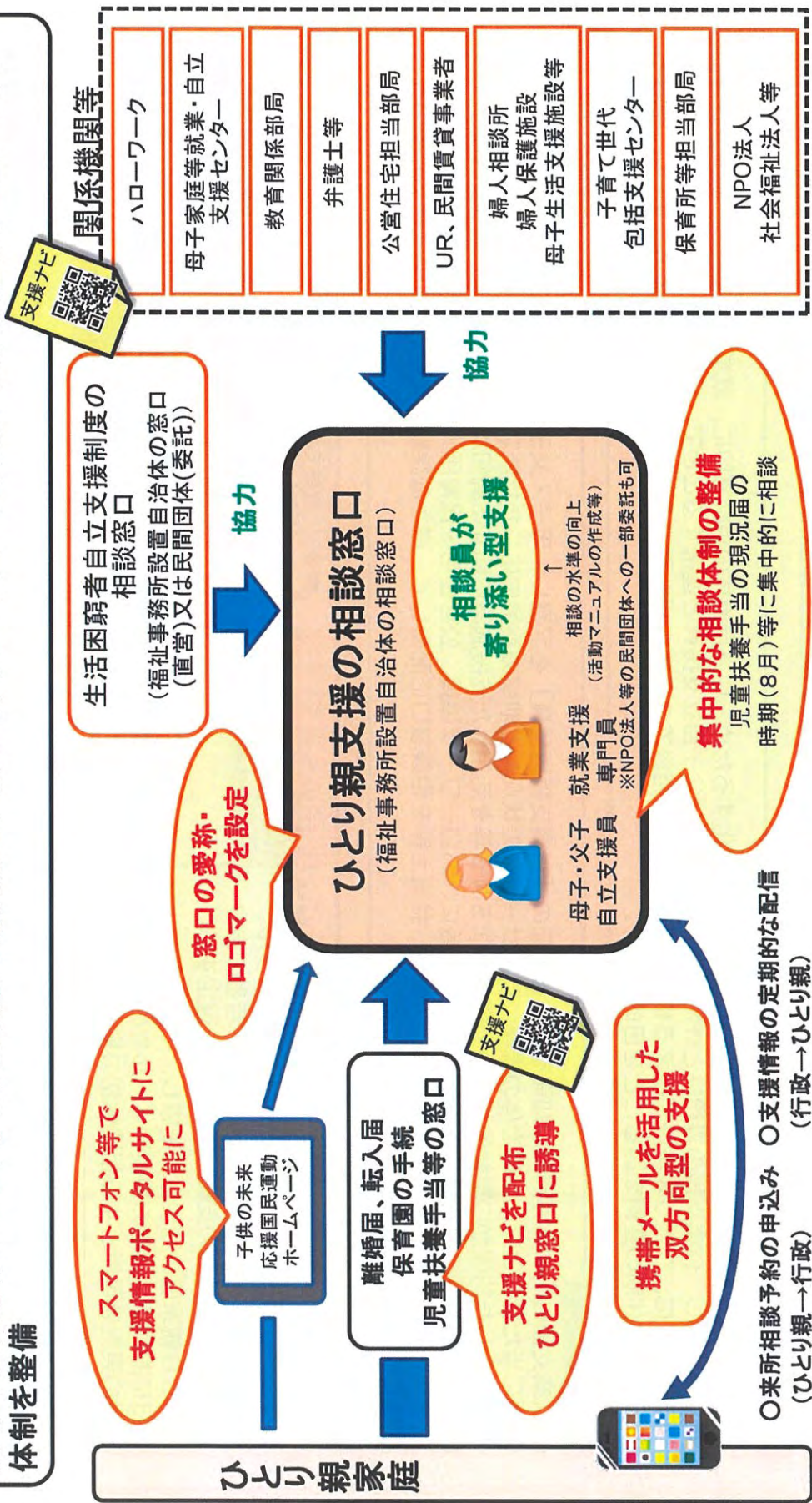
また、行政とのあらゆる接点を通じて困難に陥る前から相談・支援につなげ、必要な支援メニューにつなげる体制を構築するため、離婚届提出時、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時等あらゆる機会を捉え、支援窓口につなげる仕組みを構築する。併せて、行政との関わりを持つ機会が持ちづらい母子家庭及び父子家庭等についても、必要な支援が行き届くよう、母子生活支援施設や地域の民間団体との連携により、きめ細かな相談・支援を行う仕組みを構築することが必要であり、このことによりソーシャルワーク機能の強化を図っていくことが重要である。

都道府県等及び市等は、福祉事務所等の相談窓口、母子・父子自立支援員を適正に配置した上で、更にそれぞれの実情に応じ、就業支援専門員を配置する等し、相談窓口のワンストップ化を推進するとともに、児童扶養手当、子育て支援、離婚や妊娠に係る相談窓口や他の支援機関、地域の民間団体等との連携を密にすることにより、具体的な支援メニューにつなげる支援体制を整備することが重要である。また、相談窓口の整備に当たっては、地域の実情に応じ、母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体と連携した相談体制の構築も重要である。あわせて、相談支援を担う母子・父子自立支援員等の相談員について、中長期的な継続した支援を行うことを前提とした人材の確保や育成をすること及び資質の向上のための研修等の機会を提供すること等を通じて、相談機能の強化を図るとともに、相談窓口並びに各種支援制度について、地域の母子家庭及び父子家庭等に分かりやすい方法で周知することにより、各種の支援の利用を促すことが必要である。児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時等に、分かりやすい文体、デザインでひとり親家庭に対する支援施策を記載したリーフレットや冊子を用い、窓口で案内を徹底していくことが重要である。

支援を必要とする者に確実に情報等が届くよう、アウトリーチ型の相談やSNS等をはじめとした情報技術の活用をさらに図っていくことが求められるとともに、行政内の各担当部署が有する情報を把握・活用して相談支援を有意義なものとすることが求められる。

自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備



ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

※平成26年度から実施

目的

- ひとり親家庭に対する総合的な支援体制を構築・強化するため、地方自治体の相談窓口に、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制の確保や、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図るとともに、ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できる集中相談事業を実施し、適切な支援メニューにつなげられるような体制の整備を図ることを目的とする。

事業内容

- 就業支援に関する専門的な知識を有する専任の「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、①自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じた相談窓口のフリーストップ化を推進、②就業を軸とした確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。
- 児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

実施体制・実施方法

- 就業支援専門員には、ハローワークや民間の職業紹介会社において職業紹介、キャリアコンサルティングなどの実務経験を有する者、若者の自立支援を行う団体での支援経験者などを選定する。
- ひとり親家庭の利便性に配慮し、平日夜間や土日祝日における窓口での相談やメールでの双方向型の支援の実施を可能とする相談体制の構築に努める。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等
 （事業の全部又は一部を委託可）

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【令和2年度予算】 母子家庭等対策総合支援事業(132億円)の内数

【参考】 就労支援専門員の配置状況等《H30年度》】

○ 配置状況：74名 ○ 相談延べ件数：26,169件



(4) 子育て・生活支援の強化

母子家庭の母及び父子家庭の父が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるようにするため、また、就業が直ちに困難な場合に母子家庭の母及び父子家庭の父の状態に応じた自立を図るためには、多様な保育サービスやファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業等の一般の子育て支援を積極的に活用してもらうとともに、母子家庭の母及び父子家庭の父の居宅への家庭生活支援員の派遣等による日常生活支援の拡充、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する子育てに関する講習会等の開催、親同士の情報交換の場の提供等に取り組むことが重要である。

また、各種支援施策の実施に当たっては、地域の母子家庭や父子家庭に分かりやすい方法で周知することが必要である。相談に対応する職員は、母子家庭の母及び父子家庭の父からの相談に当たり、個々のニーズに応じて、これらの支援施策が選択できるよう、日頃から各支援施策の担当者との連携を密にしておくとともに、必要に応じてこれらの支援施策の利用の申請をあっせんする等の対応を行うことが重要である。

さらに、世代間の貧困の連鎖を防止するためにも、母子家庭及び父子家庭の子どもの生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後の居場所の提供、学習支援等に取り組むことが重要である。学習支援等の実施に当たっては、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業と連携を図ることで、学習ボランティア等の人材が確保しやすくなる等、効果的かつ効率的に事業を展開することが可能となり、また、個々の子どもの状況に応じた学習支援の提供が可能となることから、学習支援事業の担当者間で連携しながら、地域の母子家庭及び父子家庭の子どもへの学習支援等の実施を推進していくことが重要である。さらに、事業の実施に当たっては、教育委員会や関係団体と連携するなど地域資源を積極的に活用することが望ましく、また、現状では参加していない子どもの参加を促す等の工夫が求められており、好事例や様々な課題への対応事例の収集・展開などにより更なる普及を図っていくことが重要である。

目的

- 母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居住等において子どもの世話などを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

事業内容

- 修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居住等において子どもの世話などを行う。
 - (1) 一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - ・ 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由
 - ・ 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事の参加等の社会通念上必要と認められる事由
 - (2) 定期的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - ・ 就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等
(未就学児を養育しているひとり親家庭に限る。)
- 実施場所：生活援助…ひとり親家庭等の居宅
 保育等のサービス…家庭生活支援員の居住又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所など
 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（例えば、食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品等の買い物）を行う
 保育等のサービスは、乳幼児の保育、子どもの生活指導などを行う

実施体制・実施方法

- 家庭生活支援員には、支援の内容を十分実行できる者、特に母子家庭の母等の当事者を積極的に選定するよう努める。また、保育等のサービスを行う者は、国が示した基準に基づく一定の研修（合計 27 時間）を修了した者等から選定する。
- 派遣等を受けた世帯は、派遣等に要した費用の一部を負担する。
 - 【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の一部を民間団体等に委託可)
 - 【補助率】国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2
国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4
 - 【令和 2 年度予算】母子家庭等対策総合支援事業（132 億円）の内数

<利用料（1時間あたり）>

	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

【参考：派遣等実績】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実件数	4,142件	3,515件	3,562件	3,023件	2,729件
延べ件数	44,163件	33,889件	36,841件	38,304件	39,785件

出典：「ひとり親家庭等の支援について」（令和2年4月厚生労働省資料）

ひとり親家庭等生活向上事業

目的

- ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、子どものしつけ・育児又は自身や子どもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。また、ひとり親家庭の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活向上を図る。

事業内容

1. ひとり親家庭等生活支援事業

①相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援等の情報提供等を実施する。

②家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催等を実施する。

③学習支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭等の親に対して学習支援を実施する。

④情報交換事業

ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。

2. 子どもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う。

【実施主体】 都道府県：「指定都府県等核対援に市区町村令事業の全部または一部を民間団体等に委託可」

【補助率】 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2

国 1/2、都道府県 1/4、市区町村 1/4

【令和2年度予算】 母子家庭等対策総合支援事業（132億円）の内数

【実施自治体数】 939 か所 《平成30年度》

出典：「ひとり親家庭等の支援について」（令和2年4月厚生労働省資料）

母子生活支援施設の概要

目的

- 母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」（児童福祉法第38条）である。児童（18歳未満）及びその保護者（配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子）が対象であるが、児童が満20歳に達するまで在所させることができる。

入所手続

- 施設への入所は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が児童福祉法に基づいて行う入所契約により行われる。

【参 考】児童福祉法第23条

- ① 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。（後略）
- ② 前項に規定する保護者であって母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。（後略）

職員配置等

- 母子生活支援施設には、各母子世帯の居室のほか集会・学習室等があり、母子支援員、保育士（保育所に準ずる設備のある場合）、少年指導員兼事務員、調理員等、嘱託医を配置。
- その他加算等
 - ①小規模分園型(サテライト)母子生活支援施設……入所する母子家庭のうち、早期の自立が見込まれる者について地域社会の中の小規模な施設で生活することによって自立を促進。
 - ②特別生活指導費加算……障がいのある親等処遇が困難な母子については、手厚い保護・指導が必要であるため、母子支援員を加配
 - ③被虐待児受入加算……虐待を受けた子どもについては、入所当初の関わりが特に重要なことから、職員との信頼関係の構築及び愛着の形成などのため、虐待を受けた子どもへの支援の充実を図るため、その受入児童数（入所後1年間）に応じて、職員の雇上や日常諸費等を支弁。

施設数等

施設数	定員	現員（充足率）
226 か所	4,672 世帯	3,735 世帯（80%）

（※）平成 30 年度福祉行政報告例（平成 31 年 3 月末現在）

費用補助

- 施設整備費：次世代育成支援対策施設整備交付金により補助
（次世代育成支援対策推進法第 11 条第 1 項）
- 運営費：児童入所施設措置費等国庫負担金により費用負担（児童福祉法第 53 条）

出典：「ひとり親家庭等の支援について」（令和 2 年 4 月厚生労働省資料）

子育て短期支援事業の概要

目的

- 保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業内容

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間（原則7日以内：必要に応じて延長可）子どもを預かる事業。

【対象者】 次の事由に該当する家庭の子ども又は母子等

- 子どもの保護者の疾病
- 育児不安、育児疲れなど身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要な場合

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の子ども

実施体制・実施方法

- 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護できる施設で実施する。
- 近隣に実施施設がない等の場合には、保育士、里親等に委託し、当該者の居宅において又は子ども、母子等の居宅に派遣して養育・保護を行う。
- ひとり親家庭は、利用の必要性が高いものとして優先的に対応するなど特別な配慮を行う。

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めた者に委託可）

【補助率】 国 1/3、都道府県 1/3、市区町村 1/3 ※国、地方ともに消費税財源

【令和2年度予算】 子ども・子育て支援交付金(1,453億円)[内閣府所管]の内数

出典：「ひとり親家庭等の支援について」（令和2年4月厚生労働省資料）

(5) 就業支援の強化

母子家庭及び父子家庭等の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業やより良い条件での転職を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。支援に当たっては、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要があり、自己肯定感を高めるような内容やライフプランに関するものを盛り込んでいくことにも留意が必要である。

これまでも、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、マザーズハローワーク等におけるきめ細かな就職支援の実施、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用を促進するための事業主に対する助成金等の施策を実施しているが、引き続き、各施策を推進していくことが求められる。

特に就業への効果が高い母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金については、全ての都道府県等及び市等において積極的な実施とその周知が求められる。また、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用等を一部支給する事業の積極的な実施とその周知が求められる。

さらに、特別措置法の規定を踏まえ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努めるとともに、各種雇用関係助成金の活用の推進や、母子家庭の母や父子家庭の父を多数雇用している企業の表彰等を通じて、働きやすい環境の整備と就業促進に向けた社会的機運を高めることが重要である。

また、親のみならず、希望に応じ、子どもの就労を支援するといった視点も重要である。子どもの就労支援については、ひとり親家庭の子どもを対象とした母子家庭等就業・自立支援事業における就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行うほか、生活困窮者自立支援法に基づき子どもの学習・生活支援事業を実施し、進路選択や将来の就職に向けた相談や職場体験等の支援を行う。さらに、ハローワークと学校等の関係機関が連携し、ハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対する情報提供を行う等、就職を希望する学生・生徒等に対する支援等を推進していくことが重要である。

ひとり親家庭に対する主な就業支援について(令和元年度)

<p>就業相談・職業紹介等</p>	<p>職業訓練等</p>	<p>給付金等</p>	<p>雇用保険給付(被保険者)</p>
<p>ハローワークにおける職業紹介等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●就職支援ナビゲーター等による個別支援 ●トライアル雇用の活用 ●公的職業訓練の受講あっせん 	<p>国及び都道府県が行う公共職業訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ●起用サービスを追加した訓練コースを実施 ●訓練受講生のうち、自立支援プログラムの対象者に、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した訓練コースを実施 ●母子家庭の母等の特性に即した訓練コースを実施 ●短時間訓練コースやeラーニングコースを実施 	<p>職業転居給付金(訓練手当、随時受給訓練費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭の母等又は父子家庭の父になつて3年以内に安定所に出頭して就職の申込みをした場合に、その求職期間中に安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給 	<p>基本手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険被保険者が失業した場合、一定の要件の下基本手当を支給 ●公共職業安定所の指示により、公共職業訓練を受講する場合、訓練終了までの間、所定給付日数を越えて基本手当を支給
<p>マサースハローワーク事業(202箇所※令和元年度新設箇所含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付きセミナーの開催 ●公的職業訓練の受講あっせん 	<p>高等職業訓練促進給付金等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給 <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 市町村民非課税世帯月額：100,000円 〃 課税世帯月額：70,500円 ●修業終了までの最後の12か月は4万円加算 ●支給期間 修業する期間の全期間(上限4年) 	<p>高等職業訓練促進給付金等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高等職業訓練促進給付金を受給する者に対して、入学準備金(50万円)及び就職準備金(20万円)を貸付。5年間就業を継続した場合、返済免除とする。 	<p>親属訓練給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般教育訓練を受講修了した場合、訓練経費の20%を支給 ●特定一般教育訓練を受講修了した場合、訓練経費の40%を支給(令和元年10月1日以降開始) ●専門実践教育訓練を受講した場合には、修了する見込みで受講している方と修了した方に、6か月ごとに訓練経費の50%を支給 ●受講修了し、賃取等を行ない、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇われた場合に、訓練経費の20%を追加支給
<p>ハローワークに人材確保対策コーナーを設置(94箇所※令和元年度新設箇所含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉分野(介護・医療・保育)等を求めた人材不足分野において担当者制を活用した職業相談・職業紹介 ●向こう一歩を設けていないハローワークにおいて、求人情報の提供や必要に応じて人材確保対策コーナーの利用助成等を実施 	<p>母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施 ●就業推進に関するセミナー等の開催 ●経費等の即時返還の向上を図るための相談相談を実施 ●母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもが親の育児サービスを受け、自宅での就業を希望するひとり親家庭の母が、業務を行ないながら立ち回しに向けたノウハウを習得できるよう、在宅就業コーディネーターによる支援を実施 	<p>高等職業訓練促進給付金等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高等職業訓練促進給付金を受給する者に対して、入学準備金(50万円)及び就職準備金(20万円)を貸付。5年間就業を継続した場合、返済免除とする。 	<p>母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により雇い入れた事業主に対して、賃金相当額の一部助成</p>
<p>被保険者就労支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受給者の自立の促進を図ることを目的とし、被保険者の就労の支援に関する課題について、被保険者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施 	<p>求職者支援制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険を支給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の本格実施 ●求職者支援訓練において、託児サービスを付加した訓練コースや短時間訓練コースを実施 ●職業訓練期間中の給付(職業訓練受講給付金)(受講手当月10万円、通所手当、通勤手当) ※一定の支給要件あり 	<p>自立支援教育訓練給付金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教育訓練修了後に受講費用の60%を支給(上限、修学年数×20万円、最大80万円) 	<p>特定求職者雇用開始助成金(特定就職困難者コース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により雇い入れた事業主に対して、賃金相当額の一部助成
<p>被保険者就労支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受給者の自立の促進を図ることを目的とし、被保険者の就労の支援に関する課題について、被保険者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施 	<p>求職者支援制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険を支給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の本格実施 ●求職者支援訓練において、託児サービスを付加した訓練コースや短時間訓練コースを実施 ●職業訓練期間中の給付(職業訓練受講給付金)(受講手当月10万円、通所手当、通勤手当) ※一定の支給要件あり 	<p>高等職業訓練促進給付金等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高等職業訓練促進給付金を受給する者に対して、入学準備金(50万円)及び就職準備金(20万円)を貸付。5年間就業を継続した場合、返済免除とする。 	<p>母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により雇用された事業主に対して、賃金相当額の一部助成</p>
<p>被保険者就労支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える求職者等に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の醸成や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施 	<p>求職者支援制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険を支給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の本格実施 ●求職者支援訓練において、託児サービスを付加した訓練コースや短時間訓練コースを実施 ●職業訓練期間中の給付(職業訓練受講給付金)(受講手当月10万円、通所手当、通勤手当) ※一定の支給要件あり 	<p>高等職業訓練促進給付金等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高等職業訓練促進給付金を受給する者に対して、入学準備金(50万円)及び就職準備金(20万円)を貸付。5年間就業を継続した場合、返済免除とする。 	<p>母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により雇用された事業主に対して、賃金相当額の一部助成</p>
<p>母子・父子自立支援プログラム特定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母の母子家庭及び父子家庭の状況、ニーズに対して自立支援プログラムを構築、また、必要に応じてプログラムで設定した目標を達成した後もアフターケアを実施することにより、きめ細かく自立支援を行う。 	<p>求職者支援制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険を支給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の本格実施 ●求職者支援訓練において、託児サービスを付加した訓練コースや短時間訓練コースを実施 ●職業訓練期間中の給付(職業訓練受講給付金)(受講手当月10万円、通所手当、通勤手当) ※一定の支給要件あり 	<p>高等職業訓練促進給付金等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高等職業訓練促進給付金を受給する者に対して、入学準備金(50万円)及び就職準備金(20万円)を貸付。5年間就業を継続した場合、返済免除とする。 	<p>母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により雇用された事業主に対して、賃金相当額の一部助成</p>

※黒地に白抜の事項が母子家庭等に係る特別対策

出典：「ひとり親家庭等の支援について」(令和2年4月厚生労働省資料)

ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

事業名	支援内容
1 ハローワークによる支援 ・マザーズハローワーク ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など	子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (H15年度創設) ・平成30年度自治体実施率:95.9% (116/121) ・相談件数 : 75,918件 ・就職実人数 : 4,227人	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
3 母子・父子自立支援プログラム策定事業 (H17年度創設) ・平成30年度自治体実施率:64.3% (582/905) ・プログラム策定数:6,195件	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金 (H15年度創設) ・平成30年度自治体実施率:95.1% (861/905) ・支給件数:2,591件 ・就職件数:2,183件	地方公共団体が指定する教育訓練講座(雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など)を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の6割相当額(上限、修学年数×20万円、最大80万円)を支給する。
5 高等職業訓練促進給付金 (H15年度創設) ・平成30年度自治体実施率:96.6% (874/905) ・総支給件数 : 7,990件(全ての修学年時を合計) ・資格取得者数 : 2,647人(看護師1,127人、准看護師1,016人、保育士154人、介護福祉士50人等) ・就職者数 : 2,106人(看護師1,027人、准看護師660人、保育士128人、介護福祉士43人等)	看護師など、経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金(月額10万円(住民税課税世帯は月額7万5000円)、上限4年、課程修了までの最後の12か月は4万円加算)を支給する。
6. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (H27年度創設(補正)) ・貸付件数 入学準備金:1,542件 就職準備金: 907件	高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金(入学準備金50万円、就職準備金20万円)を貸し付ける。
7 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (H27年度創設) ・平成30年度自治体実施率:33.6% (304/905) ・事前相談:163件 支給件数:46件	ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部(最大6割、上限15万円)を支給する。

(※) 121自治体(都道府県、政令市、中核市の合計)、905自治体(都道府県、市、福祉事務所設置町村の合計)

出典:「ひとり親家庭等の支援について」(令和2年4月厚生労働省資料)

マザーズハローワーク事業

拠 点

マザーズハローワーク（21 箇所[平成 18 年度より設置]）

- ・ 子育て女性等（※）に対する再就職支援を実施する専門のハローワーク。
- ・ 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、渋谷区、荒川区、立川市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市に設置。

※ 子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズコーナー（181 箇所[平成 19 年度より設置]）

- ・ マザーズハローワーク未設置地域であって、県庁所在地等中核的な都市のハローワーク内に設置する専門窓口。

支援サービスの特徴

求職活動の準備が整い、具体的な就職希望を有する子育て女性等を対象に、利用しやすい環境を整備の上、きめ細かい就職支援サービスを提供。

○ 総合的かつ一貫した就職支援

- ・ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ・ 再就職に資する各種セミナー（パソコン技能講習など）の実施、公的職業訓練へのあっせん
- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供
- ・ 求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓、事業所情報の提供
- ・ マザーズハローワーク等にひとり親専門の相談員を配置し、プライバシーに配慮した専門的な相談支援を実施

○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ 職業相談中の子どもの安全面への配慮を施したキッズコーナーの設置や授乳スペースの確保
- ・ 職業相談窓口へのベビーチェアの配置

出典：「ひとり親家庭等の支援について」（令和 2 年 4 月厚生労働省資料）

事業内容

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。

《平成 30 年度》

- 実施か所：146 か所
○相談件数：75,918 件
○就職件数：4,227 件

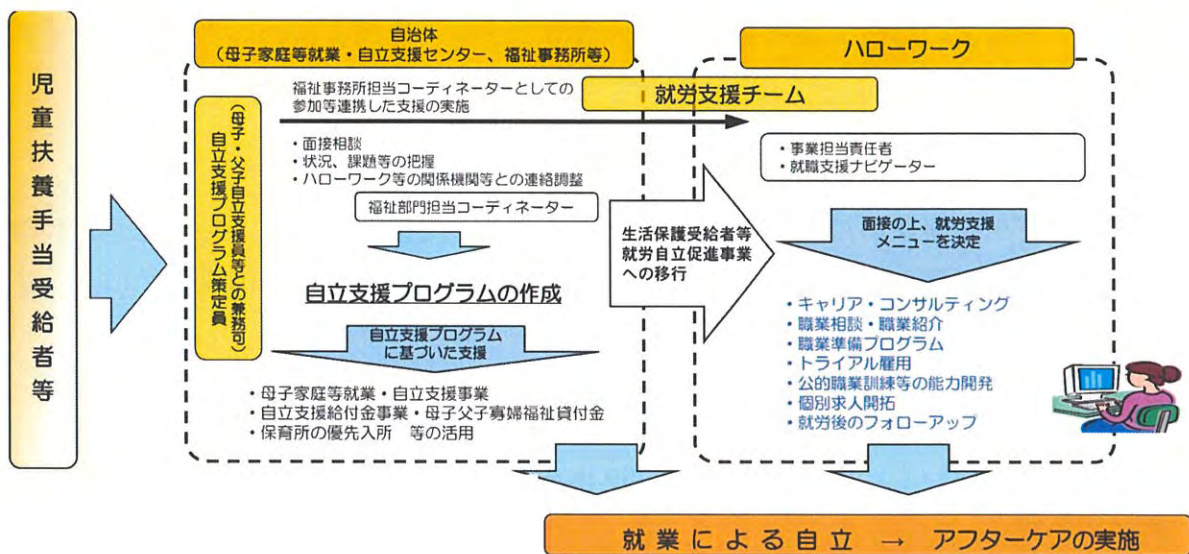
都道府県・指定都市・中核市

母子家庭等就業・自立支援センター事業 支援メニュー	
就業支援事業	・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等
就業情報提供事業	・求人情報の提供 ・電子メール相談 等
在宅就業推進事業	・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援 等
相談関係職員研修支援事業	・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等
就業支援講習会等事業	・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催
養育費等支援事業	・生活支援の実施 ・養育費相談の実施 等
面会交流支援事業	・面会交流援助の実施 等
広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業	・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施 等

出典：「ひとり親家庭等の支援について」（令和 2 年 4 月厚生労働省資料）

事業内容

- 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。
- また、母子・父子自立支援プログラムと連携して就労支援を行うため、ハローワークに就職支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況・ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業を実施する。



- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等（事業の全部又は一部を委託可）
- 【補助率】 国 10/10、 【30 実施自治体数】 582 か所
- 【R2 予算】 母子家庭等対策総合支援事業（132 億円）の内数
- 【30 実績】 自立支援計画書策定件数：6,195 件 就業実績：3,500 件

出典：「ひとり親家庭等の支援について」（令和 2 年 4 月厚生労働省資料）

目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

対象者

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

対象となる講座

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座
《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
 - ③ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

支給内容

- ① 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
対象講座の受講料の 6 割相当額、上限 20 万円（上記対象講座の②については修学年数×20 万円、最大 80 万円）
 - ② 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
①に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
- ※ ①②のいずれの場合も、12,000 円を超えない場合は支給しない。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 3/4、都道府県 1/4

【R2 予算】 母子家庭等対策総合支援事業（132 億円）の内数

支給実施 《平成 30 年度》

【支給件数】 2,591 件 【就職件数】 2,182 件

高等職業訓練促進給付金

目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

対象者

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれるものであること

対象資格

- 就職の際に有利となる資格であって、法令の定めによって養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県知事等が地域の実情に応じて定める。

《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

支給内容

【支給対象期間】修業する期間（令和元年度より上限3年→上限4年に拡充）

【支給額】月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）令和元年度より、修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【R2予算】母子家庭等対策総合支援事業（132億円）の内数

支給実績 《平成30年度》

【総支給件数】7,990（全ての修学年次を合計）

【資格取得者数】2,647人（看護師1,127人、准看護師1,016人、保育士154人、介護福祉士50人など）

【就 職 者 数】2,106人（看護師1,027人、准看護師660人、保育士128人、介護福祉士43人など）

出典：「ひとり親家庭等の支援について」（令和2年4月厚生労働省資料）

目的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進の図ることを目的とする。

対象者

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者

貸付額

- 養成機関への入学時に、入学準備金として 50 万円を貸付
 - 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として 20 万円を貸付
- ※無利子（保証人がいない場合は有利子）

貸付金の返済免除

- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から 1 年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5 年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

実施主体等

- 【実施主体】 ①都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
- ②都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）
- 【補助率】 ①の場合：9/10（国 9/10、都道府県又は指定都市 1/10）
- ②の場合：定額（9/10 相当）※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて 1/10 相当を負担

貸付実績 《平成 30 年度》

- 【入学準備金】 1,542 件
- 【就職準備金】 907 件

目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その雇用の一部を支給する。

対象者

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること

対象講座

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。
ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

支給内容・実施主体等

- ① 受講修了時給付金
受講費用の 2 割（上限 10 万円）
- ② 合格時給付金
受講費用の 4 割（受講修了時給付金と合わせて上限 15 万円）
※受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国 3/4、都道府県 1/4

【R2 予算】母子家庭等対策総合支援事業（132 億円）の内数

【H30 実施自治体数】304 自治体

【H30 支給実績】支給相談：163 人 支給者数 46 人

(6) 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進

養育費の確保については、養育費の取決めや確保が適切になされるよう、離婚する前からの意識付けが重要であり、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、養育費等の取決めについて解説するとともに、養育費等の取決め合意書のひな形を記載したパンフレットを離婚届と同時に交付すること等を通じた離婚当事者に対する周知啓発や、養育費の相談等に対応する者に対する研修等の支援、養育費に係る各種手続き等に関するパンフレット等の作成、弁護士による養育費相談の実施が重要である。

養育費の履行確保に向けては、民事執行法(昭和54年法律第4号)の改正により、現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにするとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続が新設されたことから、関係機関等への周知を図り、制度の利用を推進することが重要である。

また、面会交流については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことであるが、他方で、児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があると同時に、養育費相談とは異なる専門性が必要である。このため、面会交流に関する意義や課題等を双方の親を含む関係者が認識した上で、取決め・実施が適切になされるよう、国、都道府県及び市町村は、関係機関や民間団体と協力して周知啓発や相談対応を実施していくことが重要である。

ひとり親家庭の養育費確保に関する取り組み

① 養育費に関する規程の創設 (15年4月施行)

母子及び寡婦福祉法を改正し、養育費支払いの責務等を明記した。

② 強制執行手続の改善

(1) 平成15年の民事執行法改正 (16年4月施行)

養育費等の強制執行について、より利用しやすくした(一度の申し立てで、将来の分についても給料等の債権を差し押さえることができるようになった。)

(2) 平成16年の民事執行法改正 (17年4月施行)

養育費等の強制執行について、直接強制(債務者の財産を換価して、そこから弁済を受ける方法)のほか、間接強制(不履行の場合には養育費債務とは別に上乗せの金銭(間接強制金)を支払うよう債務者に命じて、自ら履行することを心理的に強制する方法)も可能とした。

③ 養育費の取得に係る裁判費用の貸付 (15年4月)

母子寡婦福祉資金の一環として、養育費の取得に係る裁判費用については、特例として生活資金を12か月分(約123万円)を一括して貸付けできるようにした。

④ 養育費算定基準の周知等（16年3月）

養育費の相場を知るための養育費算定表や、養育費の取得手続の概要等を示した「養育費の手続き」を作成（8千部）。母子家庭等に対する相談において活用してもらうべく各自治体に配布。

⑤ 離婚届出時等における養育費取り決めの促進策の実施（17年8月）

離婚する時などをとらえて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成を促すことが有効であると考えられることから、「養育費に関するリーフレット」を作成（40万部）し、市町村へ配布。

（活用方法）

母子家庭等対策部署と戸籍事務等関係部署と連携の上、

- 1 離婚届出用紙交付時に、養育費に関するリーフレットの配布
 - 2 関係部署の窓口へのリーフレットの設置
 - 3 養育費の確保の促進に向けた広報活動
- など、リーフレットを活用し、養育費の確保の促進策を実施。

⑥ 養育費相談機関の創設・拡充

(1) 「養育費相談支援センター」の創設（19年度）

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて受け付けられた養育費の取り決め等に関する相談中の困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を創設。
- ・養育費の意義や取り決め方法、養育費の支払いの確保の手続き、養育費相談支援センターの業務内容をまとめたパンフレットを作成し（21万部）、地方自治体に配布。

(2) 養育費専門相談員を設置

- ・母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を新たに設置。（平成19年10月）
- ・養育費専門相談員の業務に、母子家庭の母が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を追加。（平成22年度）
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業において、弁護士による養育費の法律相談も実施（平成28年度）

⑦ 民法等の一部改正（平成24年4月1日施行）

- ・改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、①親子の面会交流、②子の監護に要する費用の分担等について条文上に明示。
- ・離婚届に取り決めの有無のチェック欄を設ける。
- ・法務省、最高裁判所と連携して、養育費の取り決めを促すためのリーフレットを作成。市町村の戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口、裁判所などで配布。

(参考)

○母子及び父子並びに寡婦福祉法

(扶養義務の履行)

第 5 条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

○民法

(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)

第 766 条 父母が協議上の離婚をする時は、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

(扶養義務者)

第 877 条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2・3 (略)

⑧ 民事執行法等の一部改正 (令和 2 年 4 月 1 日施行)

○債務者財産の開示制度の実効性の向上

(1) 債務者以外の第 3 者からの情報取得手続きを新設

- ・金融機関（銀行、信金、労金、信組、農協、証券会社等）から、①預貯金債権や②上場株式、国債等に関する情報を取得
- ・登記所から、③土地・建物に関する情報を取得
- ・市町村、日本年金機構等から、④給与債権（勤務先）に関する情報を取得

※給与債権に関する情報取得手続きは、養育費等の債権や生命・身体の侵害による損害賠償請求権を有する債権者のみが申立て可能

(2) 財産開示手続きの見直し

- ・申立権者の範囲を拡大して、仮執行宣言付判決を得た者や、公正証書により金銭（例えば養育費など）の支払いを取り決めた者等も利用可能にする。
- ・不出頭等には刑事罰（6 か月以下の徴収又は 50 万円以下の罰金）による制裁を科して、手続の実効性を向上させる。

出典：「ひとり親家庭等の支援について」（令和 2 年 4 月厚生労働省資料）

養育費相談支援センター事業

目指すべき方向

(母子家庭) (父子家庭)

- | | | | | |
|---------------------|-------|-------|---|---------------|
| ○養育費の取決め率の増 | 約 43% | 約 21% | ⇒ | ○ひとり親家庭の生活の安定 |
| ○養育費の受給率の増 | 約 24% | 約 3% | | ○ひとり親家庭で育つ子ども |
| (平成 28 年度全国ひとり親等調査) | | | | の健やかな成長 |

養育費相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

養育費の相談支援の仕組み

国(厚生労働省)が養育費相談支援センターに委託して実施(平成 19 年度創設)

【委託先:(公社)家庭問題情報センター(FPIC)】

- 養育費に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
 - 地方公共団体等において養育費相談に対応する人材の養成のための各種研修会の実施
 - 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
 - 母子家庭等からの電話、メールによる相談対応
 - ・電話相談: 0120-965-419 (携帯電話、PHS 以外)、03-3980-4108
 - ・メール相談: info@youikuhj.or.jp
- [相談時間: 平日(水曜日を除く) 10:00~20:00
水曜日 12:00~22:00 土・祝日 10:00~18:00]
- (参考)平成 30 年度実績: ・相談延べ件数: 7,516 件、・研修等の実施: 80 回
- 地方自治体(都道府県等)が直営又は委託して実施(母子家庭等就業・自立支援センター等)

- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行の手続きに関する相談等
- 母子家庭等への講習会の開催
- 弁護士による法律相談(平成 28 年度から)
 - ・養育費等支援事業実施自治体数: 110 自治体
 - 養育費専門相談員による相談延べ件数: 6,333 件
 - 養育費専門相談員の設置: 44 か所、63 名
 - ・弁護士による相談実施自治体数: 103 自治体
 - 弁護士による相談延べ件数: 4,611 件

出典:「ひとり親家庭等の支援について」(令和 2 年 4 月厚生労働省資料)

養育費等支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

目的

- 母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を総合的に行うことにより、母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

事業内容

- 養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、①養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行の手続に関する相談や、②リーフレット等による情報提供、③養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援、④講演会の開催等を実施する。
- 弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払い履行・強制執行に関する法律相談を実施する。
- 地域の母子生活支援施設等の相談・支援機能を活用して、そのノウハウを活かした相談等の生活支援を継続的に行う。

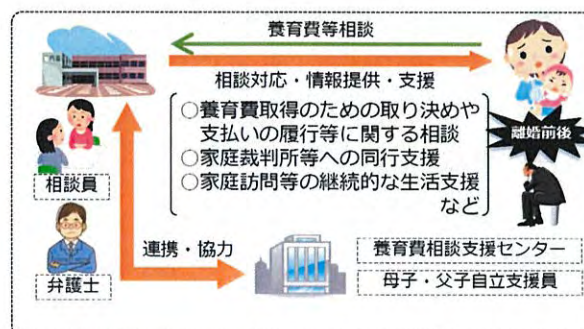
実施体制・実施方法

- 養育費相談においては、養育費の取り決めを促進する観点から、養育費相談支援センターや市区町村の相談窓口等の関係機関との連携を図り、積極的に離婚前の者に対して実施する。
また、平日夜間・土日祝日や、DV 被害者等への配慮など母子家庭の母等の生活実態やニーズ等を踏まえて実施する。
- 弁護士相談は、養育費のほか、離婚、親権、面会交流、慰謝料や財産分与などの法律問題にも応じる。
- 生活支援においては、母子家庭の母等の職場や家庭を訪問する巡回相談などの継続的な生活支援を行うとともに、地域の母子・父子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図る。

【実態】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村（事業の全部又は一部を委託可）

【補助率】 国 1/2、都道府県 1/2

【令和 2 年度予算】 母子家庭等対策総合支援事業（132 億円）の内数



出典：「ひとり親家庭等の支援について」（令和 2 年 4 月厚生労働省資料）

面会交流支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

※平成 24 年度から実施

目的

- 平成 23 年 6 月に公布された民法改正法において協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
- 面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続的な面会交流の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

事業内容

- 事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等を適切に実施できる面会交流支援員を配置
- 支援の対象
 - ・面会交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、原則として児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある、概ね 15 歳未満の子どもとの面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親
- 別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等を記載した面会交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、面会交流当日の子どもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施

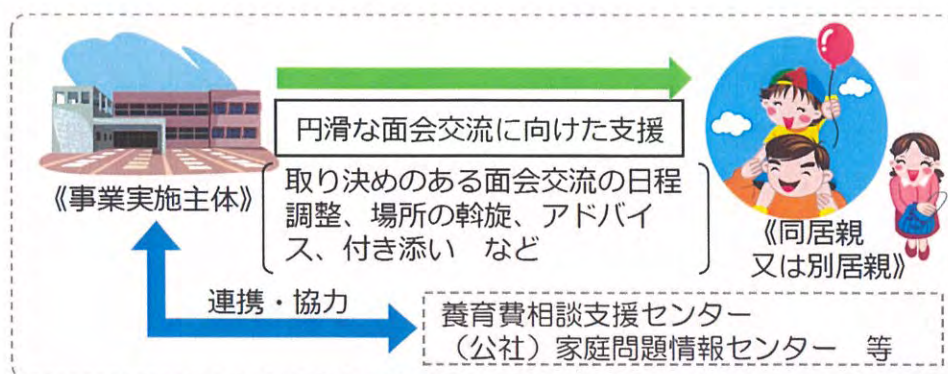
実施体制・実施方法

- 援助の実施頻度は原則として 1 月に 1 回まで、支援期間は最長で 1 年間
- 支援員は、子どもの受け渡しや付き添いの際には、子どもの心情に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託も可

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村（事業の全部又は一部を NPO 法人等に委託可）

【補助率】国 1/2、都道府県 1/2

【令和 2 年度予算】母子家庭等対策総合支援事業（132 億円）の内数



出典：「ひとり親家庭等の支援について」（令和 2 年 4 月厚生労働省資料）

離婚前後親支援モデル事業（令和元年度～）

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施設に関する情報提供等を行うモデル事業を新たに実施する。
＜実施主体＞都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）
＜補助率＞国 1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 1/2

講座等の開催

①新支援講座

【講義】

- ◆ 離婚前後の父母等を対象に、離婚が子どもに与える影響や養育費等の取り決めの重要性等に関する講習を実施する。
- ◆ 講義を行う者の選定に当たっては、学識経験者、元家裁調査官など離婚問題に関し知見を有する者、父母教育プログラム等を実施している民間団体等に協力を依頼する。

【グループ討議】

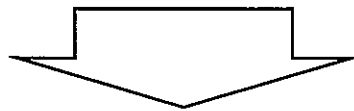
- ◆ 新支援講座の受講者を対象に、当事者間での意見交換の場を提供する。また、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫も行う。

②情報提供

- ◆ 新支援講座の受講者を対象に、ひとり親向けの支援施策や相談窓口等の情報提供を行う。

③養育費の履行確保（R2～）

- ◆ 公正証書の作成支援及び養育費の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援等を行う。



- 子どもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や面会交流に関する取り決めを促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
- 養育費の履行を確保

出典：「ひとり親家庭等の支援について」（令和2年4月厚生労働省資料）

(7) 福祉と雇用の連携

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の早期自立を図るためには、早期の段階における支援が重要である。こうした観点から、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を初期の段階で把握し、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定を実施することが必要であるが、支援の実施に当たっては、ハローワーク等との連携を図り、必要に応じて窓口にあっせんする等のきめ細やかな支援が求められる。

また、就業による自立に向けた支援においては、就業に向けた職業能力開発とあわせて就業する際の子育て支援等、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠である。そのため、国の労働部局と都道府県及び市町村、また、都道府県及び市町村の福祉部局と産業労働部局が緊密に連携することが求められる。

(8) 子どもの貧困対策

就業支援を中心として、各種支援策を総合的に展開し、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立、生活の安定と向上を図ることは、子どもの貧困対策にも資するものである。

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子供の貧困対策に関する大綱に基づき、各種施策を講じていく必要がある。

子どもの貧困対策の推進のためには、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に参画していく必要があるが、中でも個別の子どもに関する情報を多く保有する地方公共団体の役割は重要である。国は、地方公共団体による子どもの貧困対策計画の策定を促し、地方公共団体は、関係機関と連携しつつ、策定した計画に基づく各施策を着実に実施していくことが重要である。

2. 実施する各施策の基本目標

「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(令和2年3月23日、厚生労働省告示第七十八号)によると、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を図るためには、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に展開することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図るとされている。

支援策の推進に当たっては、国、都道府県、市町村がそれぞれの役割を認識し、連携を図るとともに、それぞれの役割に応じた積極的な支援施策の検討・実施の推進を図ることとされている。

(1) 子育てや生活の支援策

母子家庭の母及び父子家庭の父が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、保育所、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業等の優先的利用等、保育サービスの提供、公営住宅への優先入居や住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に規定する居住支援法人及び居住支援協議会(以下「居住支援協議会等」という。)が行う子育て世帯の入居を拒まない登録住宅等の情報提供等の推進、家庭生活支援員の派遣による家事援助や保育サービスを行う事業の推進、子育てに関する講習会等の開催や親同士の情報交換の場の提供等を行う事業の推進、子育てや生活の面での支援体制の整備を促進するとともに、地域の相互扶助による子育てや生活の面での支援を推進する。

また、母子家庭及び父子家庭の子どもの生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援や学習支援等を行う居場所づくりを推進する。

(2) 就業支援策

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするように、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービス提供、就職に効果的な資格取得のための支援や個々の家庭の事情等に対応したプログラムの策定のほか、マザーズハローワーク等におけるきめ細かな就職支援の実施、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、職業能力開発のための給付金、事業主に対する助成金や母子福祉団体等からの物品や役務の優先調達に努めること等による就業機会の創出等を実施する等、就業面での支援体制の整備を促進するほか、母子家庭の母及び父子家庭の父が高等学校卒業程度認定試験に合格するための支援を実施する。

また、親のみならず、子どもの就労支援に向けて、母子家庭等就業・自立支援事業における就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行うほか、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業による進路選択や将来の就職に向けた相談や職場体験等の支援、ハローワークと学校等の関係機関が連携し、ハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対する情報提供を行う等、就職を希望する学生・生徒等に対する支援等を推進する。

(3) 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進

母子家庭及び父子家庭の子どもが必ず養育費を取得できるよう、また、子どもと同居していない親が適切に交流できるよう養育費の支払や面会交流についての社会的気運の醸成、養育費等の取決めの合意書のひな形や養育費等の取決めについて解説したパンフレットの離婚届との同時交付、弁護士による相談等を通じた養育費や面会交流についての取決めの促進を図る等、養育費確保面での相談体制の整備を促進する。また、財産開示手続の見直しや、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続の新設を盛り込んだ令和元年5月に成立した民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号。以下「民事執行法等一部改正法」という。）について、関係機関等への周知を図り、制度の利用を推進する。養育費の確保については、地方公共団体における先駆的な取組や、諸外国の制度なども把握しながら、検証等も行いつつ、必要な施策について検討を進める。また、面会交流は、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことから、児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があることや養育費相談とは異なる専門性が必要であること等に留意の上、相談に対応すること等により、面会交流の取決めの促進を図るとともに、行政機関と民間団体が連携して、その実施に向けた支援を推進する。

(4) 経済的支援策

母子家庭及び父子家庭にとって重要な経済的な支えとなっている児童扶養手当制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施する。特に、近年の制度の拡充に伴って、様々な疑問点等が生じているとの指摘もあり、これらについての丁寧な説明を行う必要がある。

また、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施するとともに、必要な時期に適切に貸付けを行う等、貸付事務の適正な実施を確保する。

児童扶養手当制度及び母子父子寡婦福祉資金貸付金制度については、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活実態等に対応した制度の整備を推進するとともに、プライバシー保護に配慮した事務運営の実施、関係職員に対する研修の実施等により、経済面での支援体制及び適切な事務運営の整備を促進する。

児童扶養手当制度の概要

<p>1. 目的 離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）</p>	<p>2. 支給対象者 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。</p>	<p>3. 支給要件 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。 ※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。 平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。</p>	<p>4. 手当月額（令和2年4月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童1人の場合 全部支給：43,160円 一部支給：43,150円から10,180円まで ・児童2人以上の加算額 [2人目] 全部支給：10,190円 一部支給：10,180円から5,100円まで <li style="padding-left: 20px;">[3人目以降1人につき] 全部支給：6,110円 一部支給：6,100円から3,060円まで 	<p>5. 所得制限限度額（収入ベース）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部支給（2人世帯） 160万円 ・一部支給（2人世帯） 365万円 	<p>6. 支払期月 ・1月、3月、5月、7月、9月、11月 ※ 令和元年11月から支払回数を年3回から年6回の隔月支給に見直した。</p>	<p>7. 受給状況 ・平成31年3月末現在の受給者数 939,262人（母：884,908人、父：49,900人、養育者：4,454人）</p>	<p>8. 予算額（国庫負担分） [令和2年度予算] 1,598.7億円</p>	<p>9. 手当の支給主体及び費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村 ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

児童扶養手当支給額の計算方法

○児童扶養手当の額は、受給資格者の所得額を下表の扶養親族等の数に応じた所得制限限度額（所得ベースの額）に照らし合わせて全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定するが、受給資格者と生計を同じくする扶養義務者がいる場合には、その者の所得額が扶養親族等の数に応じた所得制限限度額以上の場合には全部支給停止となる。

○所得制限限度額表（令和2年度）
（単位：円）

扶養親族等の数	受給資格者本人					
	全部支給			一部支給		
	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース
0	1,220,000	490,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1	1,600,000	870,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2	2,157,000	1,250,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3	2,700,000	1,630,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4	3,243,000	2,010,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5	3,763,000	2,390,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

- ※1. 児童扶養手当の算定対象となる所得の範囲は地方税法の道府県民税についての非課税所得以外の所得等。
2. 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額。

○一部支給額の計算方法（令和2年度）

$$\text{収入ベース} - \text{所得ベース} = \text{一部支給額} \quad \downarrow$$

$$\text{本体額} = 43,160 \text{円} - \left[\left(\text{受給資格者の所得額} - \text{所得制限限度額} \right) \times 0.0230559 \right] + 10 \text{円}$$

（例）親1人子ども1人 就労収入181万円（年額）、養育費30万円（年額）の場合
 $43,160 \text{円} - \left[(124,700 \text{円} - 87,000 \text{円}) \times 0.0230559 + 10 \text{円} \right] = 34,460 \text{円}$
 ※124,700円（就労収入181万円の給与所得控除後）- 8万円（社会保険料相当）+ 24万円（養育費の8割）

児童扶養手当法の一部を改正する法律の概要

(平成28年5月2日成立、5月13日公布)

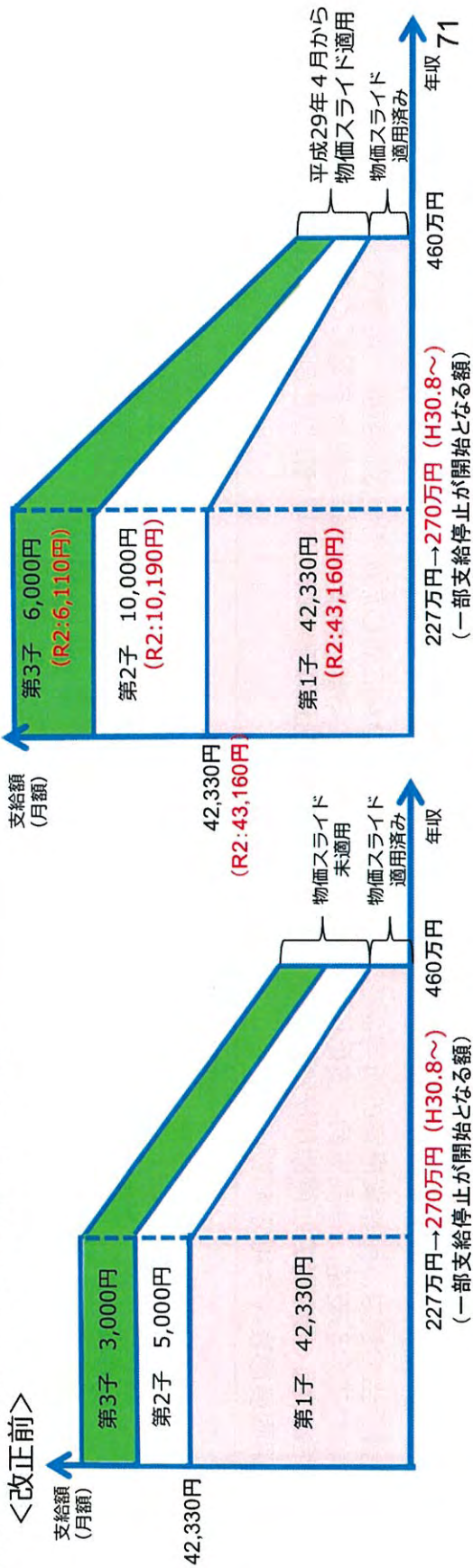
制度の概要

- 児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、支給される手当。児童扶養手当の額は、月額42,330円(平成28年度)。
- 児童の数に応じて、第2子については5,000円、第3子以降については3,000円の加算額が支給される。
- 手当額(加算額を除く。)については、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逓減させている。

改正の内容

- 児童が2人以上のひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的に、第2子に係る加算額を5,000円から10,000円に、第3子以降に係る加算額を3,000円から6,000円に見直す。
 - 加算額についても、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逓減(※)させる。
- (※) 支給額の逓減は法改正事項ではなく、政令改正により対応。
- 平成28年8月1日施行(平成28年12月から支給)

(例) 母1人子3人の場合のイメージ図



出典：「ひとり親家庭等の支援について」(令和2年4月厚生労働省資料)

児童扶養手当所得制限限度額の引上げについて

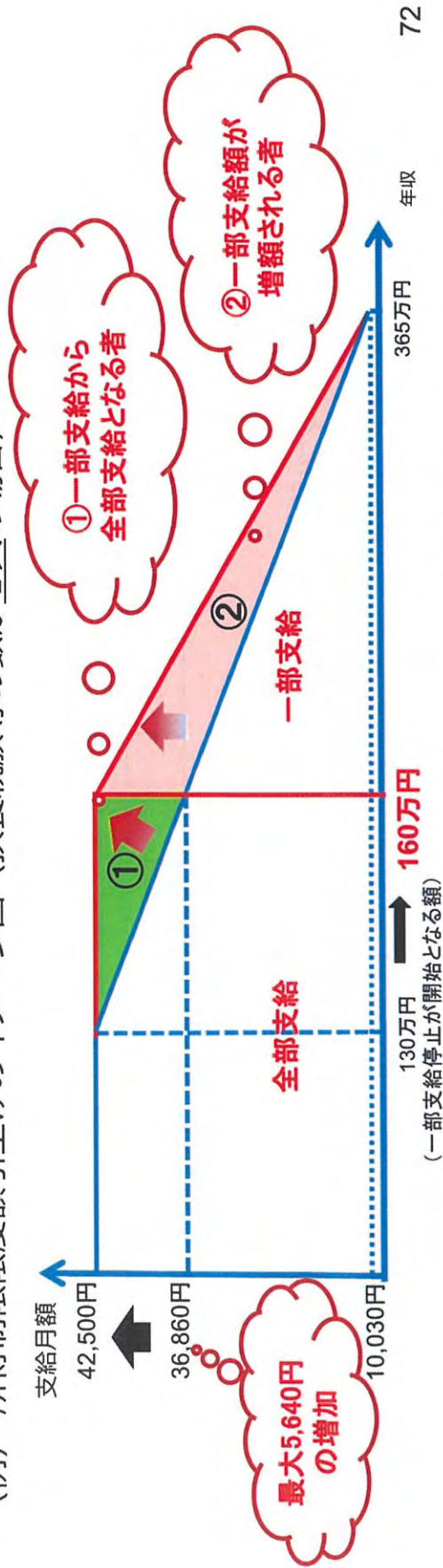
概要

- 全部支給所得制限限度額を130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合※）に引き上げる。
 ※ 扶養親族等の数が2人の場合：171.7万円から215.7万円、3人の場合：227.1万円から270万円
- 2018年（平成30年）8月分（12月支給）から実施。
- 見直しにより、一部支給から全部支給となる者は約15万人、一部支給額が増額される者は約40万人（平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果に基づく推計）。

2018年度（平成30年度）予算

国費：1,711億円（対前年度▲72.6億円） 地方：3,423億円 事業費：5,134億円
 うち、所得制限額引上げによる所要額（4か月分）
 国費：14.8億円 地方：29.7億円 事業費：44.5億円
 （平年度化した場合 国費：44.5億円 地方：89.0億円 事業費：133.5億円）

（例）所得制限額引上げのイメージ図（扶養親族等の数が1人の場合）



出典：「ひとり親家庭等の支援について」（令和2年4月厚生労働省資料）

児童扶養手当の支払回数の見直し

○ 児童扶養手当の支払回数について、年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。

<見直し前>

2018(平成30)年4月支払			8月支払			12月支払					
2017.12月	2018.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

<見直し後>

2019(平成31)年4月支払			8月支払			11月支払			2020年1月支払			3月支払		
2018.12月	2019.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020.1月	2月

奇数月の支払に変更

※ 見直しによる最初の支払(2019(令和元)年11月支払)は、8月分から10月分の3か月分の支払とし、それ以降は奇数月に2か月分を支払う。

※ 毎年8月に提出する現況届による手当額の改定は、地方自治体の事務処理期間を考慮し、12月支払以降から1月支払以降に見直す。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・平成28年4月20日)抜粋

○ 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を考慮しつつ、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数を含め、所要の改善措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院・平成28年4月28日)抜粋

○ 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(令和2年4月1日現在)

資金種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦 	<p>事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金</p>	2,930,000円 団体 4,410,000円	1年	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
事業継続資金	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦 	<p>現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金</p>	1,470,000円 団体 1,470,000円	6ヶ月	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
修学資金	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子 	<p>高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等(大学等に就学させる場合には、課外活動費、自宅外通学において係る経費、保健衛生費等を含む。)に必要な資金</p>	<p>※私立の自宅外通学の場合の限度額を例示 (大学院は国公立・私立、自宅・自宅外の区別なし) 高校、専修学校(高等課程) 月額52,500円 高等専門学校 月額[1~3年] 52,500円 [4~5年] 115,000円 専修学校(専門課程) 月額126,500円 短期大学 月額131,500円 大学 月額146,000円 大学院(修士課程) 月額132,000円 大学院(博士課程) 月額183,000円 専修学校(一般課程) 月額49,500円</p> <p>(注1)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。</p> <p>(注2)大学等修学支援法第3条に規定する大学等における修学の支援を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該支援の額に相当する額を控除した額とする。</p> <p>(注3)大学等修学支援法第3条に規定する大学等における修学の支援を受けた場合、その相当額について当該支援を受けた日から6ヶ月以内の償還義務あり。</p>	就学期間中 当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 専修学校(一般課程)5年以内	無利子 ※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする。(連帯保証人は不要) ※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。

80

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
技能習得資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円 (12月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
修業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別 460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	※修学資金と同様
就職支度資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦 	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 100,000円 特別 330,000円		1年	6年以内	※親に係る貸付けの場合 (保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0% ※児童に係る貸付けの場合 修学資金と同じ
医療介護資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) ・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) ・寡婦 	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 特別 480,000円 【介護】 500,000円 340,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%

資金種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率	
生活資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	<p>知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になつて間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金</p>	<p>【一般】月額 105,000円</p> <p>【技能】月額 141,000円</p> <p>(注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子又は男子となつた事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額105,000円、合計252万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,260,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。 (注)3月相当額の一括貸付を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内 	<p>知識技能習得後、医療若しくは介護終了後は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6ヶ月</p>	<p>(技能習得) 20年以内</p> <p>(医療又は介護) 5年以内</p> <p>(生活安定貸付) 8年以内</p> <p>(失業) 5年以内</p>	<p>(保証人有) 無利子</p> <p>(保証人無) 年1.0%</p>
住宅資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	<p>住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改良し、又は増築するのに必要な資金</p>	<p>1,500,000円</p> <p>特別 2,000,000円</p>	6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	<p>(保証人有) 無利子</p> <p>(保証人無) 年1.0%</p>	
転宅資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	<p>住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金</p>	260,000円	6ヶ月	3年以内	<p>(保証人有) 無利子</p> <p>(保証人無) 年1.0%</p>	
就学支度資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 	<p>就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金</p>	<p>※高校以上は自宅外通学の場合の限度額を例示</p> <p>小学校 64,300円</p> <p>中学校 81,000円</p> <p>国公立高校等 160,000円</p> <p>修業施設 282,000円</p> <p>私立高校等 420,000円</p> <p>国立大学・短大・大学院等 420,000円</p> <p>私立大学・短大・大学院等 590,000円</p> <p>(注1)大学等修学支援法第8条第1項の規定による入学金の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該減免の額に相当する額を控除した額とする。 (注2)大学等修学支援法第3条に規定する大学等における修学の支援を受けた場合、その相当額について当該支援を受けた日から6ヶ月以内の償還義務あり。</p>	6ヶ月	<p>就学 20年以内</p> <p>修業 5年以内</p>	<p>※修学資金と同様</p>	

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
結婚資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
臨時児童扶養等資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・父母のいない児童 	児童扶養手当の支払回数が見直し及び支給制限の適用期間の変更に伴う影響を緩和するための資金	令和元年11月分の児童扶養手当の額に3を乗じて得た額から同年10月分の児童扶養手当の額に相当する額に3を乗じて得た額を控除した額	令和元年11月1日から令和2年1月31日まで	6ヶ月	3年以内	無利子 ※父母のいない児童が貸付けを受けようとする場合は、保証人要

出典：「ひとり親家庭等の支援について」（令和2年4月厚生労働省資料）

福祉資金貸付金の拡充⑦（平成31年4月1日以降適用）

就学支度資金における職業能力開発大学校などの修業施設に係る貸付限度額の引上げや、返済の負担に配慮し、修業資金の償還期限を延長する。

また、児童扶養手当の支払い回数の見直しによる支給制限の適用期間の変更に伴い、増額分の支払時期が従来の12月から2020年1月となる受給者の生活への影響を考慮した新たな資金を創設する。

貸付限度額の引上げ

- 就学支度資金における修業施設に係る貸付限度額を引き上げる。
(改正前)100,000円 → (改正後)282,000円

償還期限の延長

- 修業資金について、返済の負担に配慮し、償還期限を延長する。
(改正前)6年 → (改正後)20年

新たな資金の創設

- 児童扶養手当の支払回数の見直しによる支給制限の適用期間の変更に伴う、受給者の生活への影響を考慮し、「臨時児童扶養等資金」を創設する。

【対象者】

- ・2019年7月31日までに児童扶養手当法第6条第1項の規定による認定の請求をした者であること
- ・臨時児童扶養等資金の貸付けの申請の際に現に児童扶養手当の支給を受けている者であること
- ・2019年8月分の手当の額が、同年11月分の児童扶養手当の額に相当する額未満であること

【貸付限度額】

2019年11月分の児童扶養手当の額に相当する額に3を乗じて得た額から同年10月分の児童扶養手当の額に相当する額に3乗じて得た額を控除した額

【貸付期間等】

- ・貸付期間:2019年11月1日から2020年1月31日までの間
- ・据置期間:貸付けの日から6箇月以内
- ・償還期限:据置期間経過後3年以内
- ・貸付利率:無利子(父母のない児童に貸し付ける場合は保証人が必要)

福祉資金貸付金の拡充⑧ (令和2年4月1日以降適用)

ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、大学等に就学する子どもの修学資金の対象経費に、修学期間中の生活費等を加える。併せて、大学等における修学の支援に関する法律（以下「大学等修学支援法」という。）第3条に規定する大学等における修学の支援を受けた場合の償還を義務化する。

また、民法に基づき法定利率の引下げを踏まえ、連約金の利率を引き下げる。

対象経費の拡充

○大学等に修学するための修学資金の対象経費を拡充する。

(改正前)

- ①授業料
- ②授業料以外の学校納付金(施設整備費、実習費等)
- ③修学費(交通費、教科書代、参考図書代、実習材料費等)



(改正後)

- ①授業料
- ②授業料以外の学校納付金(施設整備費、実習費等)
- ③修学費(交通費、教科書代、参考図書代、実習材料費等)
- ④課外活動費(部活動費、サークル活動費、その他正課教育以外の経費等)
- ⑤自宅外通学においてに係る経費(食費、住居費、光熱水費等)
- ⑥保健衛生費(診療代、薬代等)
- ⑦その他学生生活を送る上で必要と認められる経費

貸付限度額の引上げ

○対象経費の拡充等に伴い、限度額を引き上げる。

資金名称	貸付限度額(改正前)	貸付限度額(改正後)
事業開始資金	2,870,000円(母子・父子福祉団体に対しては、4,320,000円)	2,930,000円(母子・父子福祉団体に対しては、4,410,000円)
事業継続資金	1,440,000円	1,470,000円
修学資金	大学、高等専門学校及び専修学校専門課程 自宅生 81,000円 自宅外生 96,000円 専修学校一般課程 48,000円	大学、高等専門学校及び専修学校専門課程(※1) 自宅生 108,500円 自宅外生 146,000円 専修学校一般課程 49,500円
就学支度資金	国立の大学等 380,000円	国立の大学等 420,000円(※2)

※1 大学等修学支援法第3条に規定する大学等における修学の支援を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該支援の額に相当する額を控除した額とする。

※2 大学等修学支援法第8条第1項の規定による入学金の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該減免の額に相当する額を控除した額とする。

償還の義務化

○大学等修学支援法第3条に規定する大学等における修学の支援を受けた場合、既に交付を受けた貸付金のうち、当該支援の額に相当する額について、当該支援を受けた日から6ヶ月以内の償還を義務化する。

連約金利率の引下げ

○民法に基づき法定利率の引下げを踏まえ、連約金の利率を以下のとおり引き下げる。(改正前)年5% → (改正後)年3%

79

(5) その他

① 相談関係職員の人材の確保と専門性の向上

母子・父子自立支援員等の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に従事する職員については、個々の家庭の事情を理解したうえで、寄り添ったきめ細やかな支援の実施が求められることから、中長期的な継続した支援を行うことができるよう、母子・父子自立支援員等の相談員の適切な配置、相談員向けの研修の実施等による人材育成と専門性の向上を推進する。

② 教育の支援

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばすことのできる社会を実現することが重要であり、高等教育の修学支援新制度等の教育費負担の軽減や、高校中退の予防、中退後の支援等を含め、関係施策の一層の充実を図る。

3. 国等が講ずべき措置

「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(令和2年3月23日、厚生労働省告示第七十八号)によると、母子家庭及び父子家庭等の生活の安定と向上のため、国が講ずべき具体的な措置として、次の施策が挙げられている。

	施策項目	内容
①	ハローワークにおける就業あっせん (公共職業訓練の受講あっせんを含む。)	<input type="checkbox"/> 関係機関と連携し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施。マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施。 <input type="checkbox"/> 母子家庭等就業・自立支援センターや市等の求めに応じて、必要な求人情報の積極的な提供を実施。 <input type="checkbox"/> 生活保護受給者等の就労・自立の促進児童扶養手当又は生活保護を受給者個々の状況、ニーズ等に応じたきめ細かい就労支援を実施。生活保護受給者に対し、就労活動促進費の支給や就労自立給付金の支給を実施。
②	公共職業訓練の実施	<input type="checkbox"/> 託児サービスを付加した職業訓練や就労経験の少ない者にビジネスマナー講習等を行う準備講習をセットにした職業訓練等個々の求職者の特性に配慮した公共職業訓練を実施。
③	求職者支援制度の活用	<input type="checkbox"/> 雇用保険を受給できない求職者に対して、無料の職業訓練を提供 <input type="checkbox"/> 一定の要件を満たす場合に当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給及びハローワークにおける積極的な就職支援を実施。
④	ジョブ・カード制度の活用	<input type="checkbox"/> ジョブ・カードを活用したキャリア形成支援。
⑤	特定求職者雇用開発助成金の活用	<input type="checkbox"/> 就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定就職困難者コース助成金について、事業主に対する周知を徹底する等により、その活用を推進。
⑥	試行雇用を通じた早期就職の促進	<input type="checkbox"/> 職業経験の不足等から安定した職業に就くことが困難な求職者に、一定期間の試行雇用を実施。
⑦	助成金を活用した正規雇用への転換等の促進	<input type="checkbox"/> 正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、雇用の安定化を促進。
⑧	厚生労働省関係機関等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の促進	<input type="checkbox"/> 厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇入れを促進するように努める。 <input type="checkbox"/> 厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対して雇入れの要請を行う。
⑨	事業主に対する雇用に関する啓発活動等の推進	<input type="checkbox"/> 事業主に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、就業の促進に向けた協力の要請。
⑩	都道府県及び市町村、企業等における雇用に関する好事	<input type="checkbox"/> 都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例について、情報収集、提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施。

	例の周知	
⑪	母子・父子自立支援プログラム策定等事業の支援	□ 母子・父子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で開催されるよう、就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供。
⑫	母子家庭等就業・自立支援事業の支援	□ 母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を実施している都道府県等及び市等に対し、就業促進につながる各種情報を提供。
⑬	母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力	□ 母子・父子福祉団体等の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、独立行政法人及び特殊法人が物品やサービスを購入する場合の優先的な購入。
⑭	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意	□ 情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意。
⑮	母子家庭及び父子家庭に対する生活の場の整備	□ 都市機構賃貸住宅について、母子家庭及び父子家庭に対する優先入居を推進。 □ 家賃債務保証業者登録制度に関する情報提供を実施。 □ 居住支援協議会等が行う子育て世帯の入居を拒まない登録住宅等の情報提供等の取組を推進。
⑯	親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進等	□ 養育費等の取決めの合意書のひな形や養育費等の取決めについて解説したパンフレットの離婚届との同時交付。 □ 養育費相談支援センターにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談に当たる母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員等に対する研修の実施、パンフレット等による普及・啓発等。 □ 財産開示手続の見直しや、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続の新設を盛り込んだ民事執行法等一部改正法について、関係機関等への周知、制度の利用を推進。 □ 面会交流に関しての養育費相談支援センターにおける相談等の対応。なお、養育費相談支援センターでの対応が困難な場合には、その解決に資する方策や関係機関等に関する情報提供を行い、面会交流の取決めの促進を支援。 □ 養育費及び面会交流の取決めの促進に効果的な取組に関する調査・研究等の実施、都道府県等及び市等に情報提供。 □ 親の扶養義務の履行確保のために必要な支援。
⑰	母子福祉資金貸付金等の貸付条件に関する配慮	□ 母子福祉資金貸付金等の貸付条件について、就業の支援が促進されるように配慮して定める。 □ 都道府県等の適切・円滑な事務運営に向けた支援を実施。
⑱	効果的な施策を展開するための実態把握・研究	□ 施策を効果的に推進するために、就業状況、収入状況、養育費の取得状況、各施策の効果等の実態を把握し、更に効果的な支援策についてその研究・検討を進める。

資料：「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」
(令和2年3月23日、厚生労働省告示第七十八号)

第2節 神戸市における支援の実施状況及び強化の検討

1. 神戸市において実施している施策及び強化・充実に向けた検討

資料：「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」
(令和2年3月23日、厚生労働省告示第七十八号)

資料：神戸市資料

「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(令和2年3月23日、厚生労働省告示第七十八号)において、都道府県、市町村等が母子家庭及び父子家庭等の生活の安定と向上のための施策として、次表の措置が示されている。これら支援施策について、神戸市において実施されている施策を整理し、さらなる強化・充実に向けた検討事項を次表に示す。

【神戸市において実施している施策及び強化・充実に向けた検討】

「基本的な方針」に示されている施策項目と施策概要		神戸市において実施している施策内容及び検討内容
1. 相談支援体制の整備	① 総合的な相談窓口の整備	
	<p>□ 福祉事務所等の相談窓口にて、母子・父子自立支援員を適切に配置するとともに、地域の実情に応じ、母子・父子自立支援員に加えて就業支援専門員を配置すること等により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の様々な課題に対し、様々な支援メニューを組み合わせて、また、必要に応じて、他の支援機関につなげることをよって、総合的な支援を行う相談窓口を整備。</p>	<p>◆ 福祉事務所に、母子・父子自立支援員を配置 ・ 福祉事務所の相談窓口にて、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭からの様々な相談に対応している。</p> <p>◆ 就業相談における巡回相談の実施 ・ 福祉事務所において、月1回ひとり親家庭のための就業相談による相談員の巡回相談を実施している。相談の中で、適宜福祉事務所のハローワークである「ワークサポート」と連携を行い、きめ細かいサービスの提供を行っている。</p> <p>◆ ひとり親家庭支援センターを設置 ・ ひとり親家庭及び寡婦の総合的な福祉の向上を図る拠点</p> <p>・ 一般的な相談のほか、就業相談、弁護士による法律相談、養育費・面会交流等専門相談を行う。</p> <p>・ 神戸市より委託を受け指定管理者「母子福祉たちばな会」が運営を行う。</p> <p>★ 相談に訪問しやすい日時（休日や仕事終わりの夜間など）の開催を検討する</p>
	<p>□ 福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談機関関係職員を対象とした研修や就業支援専門員等の積極的な実施のほか、他の機関が行う研修会等へ参加する等により、相談機関関係職員の専門性の向上を図る。</p>	<p>◆ 母子・父子自立支援員を対象とした研修等を実施 ・ 就業相談等事業において年1回研修を実施。 ・ 母子・父子自立支援員と母子生活支援施設等職員との合同研修会を年1回実施。 ・ その他、他の機関が行う研修会等への参加する等により、相談機関関係職員の専門性の向上を図る。</p> <p>★ 研修の頻度や内容等を検証し、強化・充実に検討する</p>
	<p>② 相談機関関係職員を対象とした研修の実施</p>	

凡例：◆実施内容 ★検討内容

「基本的な方針」に示されている施策項目と施策概要		神戸市において実施している施策内容及び検討内容
施策項目	施策概要	
③相談機関係職員向けのマニュアル等作成	□「ひとり親家庭支援の手引き」等を参考にし、福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談機関係職員向けの活動マニュアル等を作成。	◆「ひとり親家庭支援の手引き」等の活用 ・「ひとり親家庭支援の手引き」等の周知。 ・母子・父子自立支援員向けに、新任職員向け研修資料等を作成。
④支援施策及び相談窓口に関する分りやすい情報の提供の推進	□母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援施策に関する情報や相談窓口を分かりやすく示したパンフレット等を作成し、ホームページや広報誌等を活用して、支援施策及び相談窓口を情報提供。 □相談しやすい、SNS等をはじめとした情報を活用した相談ツールの構築を検討。	◆ひとり親家庭支援施策の分かりやすい情報提供 ・ひとり親家庭支援施策を記載した「ひとり親家庭のための応援ハンドブック」を作成し、相談に来られた方に配布する他、ホームページに掲載することで、支援施策及び相談窓口の情報提供に努めている。 ◆SNSを活用した情報発信の実施 ・SNS等を活用して、ひとり親家庭に役立つ情報を定期的に配信。 ◆新規施策の広報周知 ・令和2年度は、新規施策をまとめたチラシを作成し、対象者全員に郵送。 ◆SNSとAIを活用した就業相談等事業の実施 ・令和3年度からは、SNSとAIを活用した就業相談を実施し、オンラインでの就業相談を行う予定。
⑤相談機関係職員の確保育成及び専門性の向上	□母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する寄り添ったきめ細やかな支援の実施に向けて、中長期的な継続した支援の実施を前提とした相談機関係職員の適切な配置、研修等による人材育成や専門性の向上。	★「ひとり親家庭のための応援ハンドブック」をもつと市民の目の届く場所（例えば駅、市・区役所のロビー、小児科医院等）に設置して、市民への啓蒙・啓発活動に活用することを検討する。 ◆母子・父子自立支援員の福祉専門職の配置 ・福祉事務所等に配置している母子・父子自立支援員は、福祉職の職員を配置することで、相談の質の確保を図ると共に、研修等による人材育成や専門性の向上に努めている。 ★研修の頻度や内容等を検証し、強化・充実を検討する

凡例：◆実施内容 ★検討内容

「基本的な方針」に示されている施策項目と施策概要		施策内容及び検討内容
施策項目	施策概要	
⑥ 母子生活支援施設や民間団体との連携による相談体制の充実	□ 行政との関わりを持つ機会が持ちづらい母子家庭及び父子家庭並びに寡婦について、必要な支援が行き届くよう、母子生活支援施設や地域の民間団体との連携により、きめ細やかな相談・支援を行う仕組みの構築。	神戸市において実施している施策内容及び検討内容 ◆ ひとり親家庭の交流の場となる拠点づくりの支援 ・ 民間団体が実施する、ひとり親家庭が交流する拠点づくりに係る経費を補助することで、行政との関わりを持つ機会が持ちづらいひとり親家庭について、必要な支援や情報が届くように、きめ細かい相談・支援を行う仕組み作りを行っている。 ★ ひとり親家庭の交流の場となる拠点を増やすよう検討する ◆ 相談の連携体制 ・ 母子生活支援施設 ・ 民生委員・児童委員、主任児童委員 ・ ひとり親家庭支援センター ・ 神戸市立男女共同参画センター（あすてっぷ KOBE） ・ 兵庫県立男女共同参画センター・イープーン ・ 法テラス（日本司法支援センター） ・ 神戸家庭裁判所
2. 子育て支援、生活の場の整備	□ 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができないよう、母子家庭及び父子家庭の児童が育育所等を優先的に利用することができると □ 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができないよう、母子家庭及び父子家庭の児童が育育所等を優先的に利用することができると □ 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができないよう、母子家庭及び父子家庭の児童が育育所等を優先的に利用することができると	◆ 保育所等の優先的利用 ・ 保育所等の利用に関しては、神戸市の認定事務要綱に定める、保育所等利用調整基準に基づき利用調整を実施。利用調整基準は、保育を必要とする事由とその状況に応じた「基本点数（最高200点）」と、その他世帯の状況に応じた「調整点数（1～30点）」の合計点数の高い世帯から優先順位を設定。 ・ その「調整点数」において、「ひとり親世帯」については30点の加点を行うことで、ひとり親世帯が利用しやすいように取組んでいる。 ◆ ファミリー・サポート・センターを設置（神戸市総合児童センター内） ・ 神戸市社会福祉協議会が運営を行う。

凡例：◆実施内容 ★検討内容

「基本的な方針」に示されている施策項目と施策概要		神戸市において実施している施策内容及び検討内容
施策項目	施策概要	
	<p>として、多様な保育サービス、ファミリー・サポート・センター事業や子育て短期支援事業を活用。</p>	<p>・ひとり親家庭に対する利用料補助を実施。</p> <p>★アンケート（神戸市ひとり親家庭等実態調査H30年）では、施設利用はあまり多くない。案内情報の強化・充実を検討する</p> <p>◆子育てリフレッシュステイ（子育て短期支援事業）</p> <p>・子育てリフレッシュステイ実施施設 デイサービス、ショートステイ 児童養護施設（神愛子供ホーム、信愛学園、双葉学園、同朋学園、愛神愛隣舎、神戸真生塾、愛信学園、夢野こどもホーム、神戸実業学院、天王谷学園、グイン・ホーム、長田こどもホーム、神戸少年の町） 乳児院（御影乳児院、真生乳児院、神戸少年の町乳児院） デイサービスのみのみ 母子生活支援施設（ベル青谷、ハーバー大慈、夢野母子ホーム、ライオンズファミリーホーム、グリーンコート新生、離宮ハイツ、コーポ歌敷山）</p> <p>・ひとり親家庭に対する利用料の減免を実施。</p> <p>★アンケートでは、施設利用はあまり多くない。案内情報の強化・充実を検討する</p>
②放課後児童クラブの優先的利用の推進	<p>□放課後児童クラブについても、その実施を推進するとともに、母子家庭及び父子家庭の児童が優先的に利用できるような取組を推進。</p>	<p>◆放課後児童クラブ 希望する全児童の受入れを実施 公設192施設、民設39施設（令和3年2月現在）</p> <p>・ひとり親家庭（市民税非課税世帯）に対する利用料の減免・補助を実施。</p>

凡例：◆実施内容 ★検討内容

<p>「基本的な方針」に示されている施策項目と施策概要</p> <p>施策項目</p>	<p>③ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充</p>	<p>神戸市において実施している施策内容及び検討内容</p>																
<p>□ 母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち早期に自立が見込まれる者を対象に、地域社会の中の小規模な施設で、本体施設と十分な連携を図りながらその自立を重点的に支援する小規模分園型（サテライト型）の母子生活支援施設の設置を推進。また、公設民営方式による施設整備を推進するとともに、その場を十分に果たせるよう必要な体制を整備。</p> <p>□ 母子生活支援施設の機能を活用し、地域で生活する母子家庭及び父子家庭の子どもを対象とする保育機能（夜間・延長保育や入所待機の解消等のニーズにも対応）の充実を図り、地域の母子家庭の母及び父子家庭の父の子どもと仕事の両立を支援。</p> <p>□ 市町村と母子生活支援施設が相互に連携を図り、母子生活支援施設の機能を活用した、ひとり親家庭等生活向上事業における相談支援の実施や子育て短期支援事業の実施、就業支援専門員の配置等を通じ、母子生活支援施設を、地域におけるひとり親家庭の支援拠点として活用。</p>	<p>◆ 母子生活支援施設を整備</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>設置主体〔運営主体〕</td> </tr> <tr> <td>ペル青谷</td> <td>20 (福)神戸婦人同情会</td> </tr> <tr> <td>ハーバー大慈</td> <td>20 (福)大慈厚生事業会</td> </tr> <tr> <td>夢野母子ホーム</td> <td>20 (福)神戸光有会</td> </tr> <tr> <td>ライオンズファミリーホーム</td> <td>20 (福)神戸新生福祉会</td> </tr> <tr> <td>グリーンコート新生</td> <td>20 (福)神戸新生福祉会</td> </tr> <tr> <td>離宮ハイツ</td> <td>20 (福)須磨神愛福祉会</td> </tr> <tr> <td>コーボ歌敷山</td> <td>20 (福)泰福祉会</td> </tr> </table> <p>◆ 母子生活支援施設で、ダイサービスを実施</p> <p>◆ 母子生活支援施設の多機能化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子生活支援施設において、市単独事業である母子婦人短期保護事業や、地域の子育て支援としてののリフレッシュ事業（ダイサービス）、学童保育等を実施することにより、地域におけるひとり親家庭の支援拠点として活用している。 <p>★ アンケートでは、母子生活支援施設の利用はあまり多くない。案内情報の強化・充実を検討する</p>	施設名	設置主体〔運営主体〕	ペル青谷	20 (福)神戸婦人同情会	ハーバー大慈	20 (福)大慈厚生事業会	夢野母子ホーム	20 (福)神戸光有会	ライオンズファミリーホーム	20 (福)神戸新生福祉会	グリーンコート新生	20 (福)神戸新生福祉会	離宮ハイツ	20 (福)須磨神愛福祉会	コーボ歌敷山	20 (福)泰福祉会	<p>◆ 母子父子世帯向住宅の募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅の定時募集（年4回）では、配偶者のいない方で、20歳未満の子を扶養している世帯のみが申し込める母子・父子世帯向住宅（特定目的住宅）の募集を実施。 ・ ポイント方式（住宅困窮度を収入・家賃、住宅環境、世帯状況等の項目を点数化し総合点の高い申込者で抽
施設名	設置主体〔運営主体〕																	
ペル青谷	20 (福)神戸婦人同情会																	
ハーバー大慈	20 (福)大慈厚生事業会																	
夢野母子ホーム	20 (福)神戸光有会																	
ライオンズファミリーホーム	20 (福)神戸新生福祉会																	
グリーンコート新生	20 (福)神戸新生福祉会																	
離宮ハイツ	20 (福)須磨神愛福祉会																	
コーボ歌敷山	20 (福)泰福祉会																	
<p>④ 公営住宅の積極的活用（優先入居の推進等）</p>	<p>□ 特に居住の安定確保が必要な者として母子家庭及び父子家庭に対する公営住宅への優先入居を推進。</p>	<p>◆ 母子父子世帯向住宅の募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅の定時募集（年4回）では、配偶者のいない方で、20歳未満の子を扶養している世帯のみが申し込める母子・父子世帯向住宅（特定目的住宅）の募集を実施。 ・ ポイント方式（住宅困窮度を収入・家賃、住宅環境、世帯状況等の項目を点数化し総合点の高い申込者で抽 																

凡例：◆実施内容 ★検討内容

「基本的な方針」に示されている施策項目と施策概要		神戸市において実施している施策内容及び検討内容
施策項目	施策概要	
	<p>□民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、居住支援協議会等が行う子育て世帯の入居を拒まない登録住宅等の情報提供等の取組を推進</p>	<p>選) 募集において、母子・父子世帯に加点優遇。</p> <p>★アンケートでは、『母子父子世帯向住宅の募集』を「知っている」が50%あるが、「利用した」が7%となっている。利用が低い要因を把握し、より良い内容に向けて検討する</p> <p>◆新たな住宅セーフティネット制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯等住宅の確保に配慮が必要な方）の入居を拒まない賃貸住宅（民間の空き家・空き室）の供給を促進する制度。3つの柱から成り立っている。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度 2. 登録住宅の改修や入居への経済的支援 3. 住宅確保要配慮者のマッチング・居住支援
⑤ 身元保証人確保対策の実施	□ 母子生活支援施設等を退所する母子家庭等が、身元保証人を得られず、住居を借りる際に困難となることのないよう、身元保証人確保のための支援を推進。	◆ 身元保証人確保対策事業 ・ 母子生活支援施設等を退所する母子家庭等に対する身元保証人確保のための支援を実施。
⑥ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転付金の貸付けの実施	□ 母子父子寡婦福祉資金貸付金のメニューである住宅資金や転付金の貸付けを通じて母子家庭及び父子家庭への住宅支援を推進。	◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金） ・ 貸付対象：母・父・寡婦、内容：現在居住し、かつ所有している住宅の補修、または購入するための資金、貸付限度額：150万円（特別な場合200万円）、据置期間：貸付日から6ヶ月間、償還期間：6年以内（特別な場合7年以内）
		◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（転宅資金） ・ 貸付対象：母・父・寡婦、内容：住宅の賃貸借契約により転居する際に必要な敷金、前家賃、運送代などの資金、貸付限度額：26万円、据置期間：貸付日から6ヶ月間、償還期間：3年以内

凡例：◆実施内容 ★検討内容

「基本的な方針」に示されている施策項目と施策概要		神戸市において実施している施策内容及び検討内容
施策項目	施策概要	
⑦ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	<p>□ 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ及び父子家庭並びに寡婦の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、地域における事業ニーズを的確に把握し、必要な家庭に対して支援が提供できよう、適切に事業の実施を推進。</p> <p>□ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、各家庭の様々なニーズに対応できよう、昼間・夜間等の多様な時間帯の利用を推進するとともに、出張等の場合に対応できる宿泊型事業の活用を推進。</p> <p>□ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO、介護事業者等に委託することができるとし、家庭生活支援員として、母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に活用していくとともに、その資質の向上を図るため、講習会を実施。</p>	<p>神戸市において実施している施策内容及び検討内容</p> <p>◆ ひとり親家庭等日常生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職活動など、自立するために必要な事由や一時的な病気や出張・冠婚葬祭などのために家事や育児など日常生活を営むのに支障が生じた場合、子育ての応援をファミリー・サポート・センターを利用した場合の利用料の補助を行う。ひとり親家庭支援センターが窓口 <p>※ 日常生活支援事業は、令和2年度で終了し、既存のファミリー・サポート・センターの利用料の補助と新たにベビーマシンの利用料の補助を実施する。</p> <p>◆ ベビーマシンの利用料の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼間・夜間等の多様な時間帯の利用が可能となるよう、ベビーマシンの利用料の補助を補助。
⑧ 子育て短期支援事業の実施	<p>□ 保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、緊急一時的に保護を必要とする場合又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭及び父子家庭の児童を短期間預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実施を推進。</p> <p>□ 保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となった場合やその他の緊急の場</p>	<p>◆ 子育てリフレッシュステイ（子育て短期支援事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てリフレッシュステイ実施施設 デイサービス、ショートステイ 児童養護施設（神愛子供ホーム、信愛学園、双葉学園、同朋学園、愛神愛隣舎、神戸真生塾、愛信学園、夢野こどもホーム、神戸実業学院、天王谷学園、グイン・ホーム、長田こどもホーム、神戸少年の町） 乳児院（御影乳児院、真生乳児院、神戸少年の町）

凡例：◆実施内容 ★検討内容

<p>「基本的な方針」に示されている施策項目と施策概要</p>	<p>神戸市において実施している施策内容及び検討内容</p>
<p>⑨ひとり親家庭等生活向上事業の実施</p>	<p>乳児院) デイサービスのみ 母子生活支援施設（ベル青谷、ハーバー大慈、夢野母子ホーム、ライオンズファミリーホーム、グリーンコート新生、離宮ハイツ、コーポ歌敷山）</p> <p>★アンケートでは、施設利用はあまり多くない。案内情報の強化・充実を検討する。</p> <p>◆ひとり親家庭の場合は、利用料の減免を実施</p> <p>◆子育てリフレッシュ事業の児童の送迎</p> <p>・原則、保護者が利用施設への送迎を行うが、送迎が困難な場合については、保護者が利用施設に相談していただいている。</p> <p>◆講習会等の定期的な実施</p> <p>・ひとり親家庭支援センターにおいて、家計管理等ひとり親家庭及び寡婦に役立つセミナーを月1回実施。また、ひとり親家庭の親子が交流を深めるための行事を実施。</p> <p>◆家計改善支援事業</p> <p>・生活費のやりくりに関わっている、借金返済で生活が苦しいなど、家計に関して心配な方に、一緒に家計の状況を見直し、自身で家計管理ができるように支援を実施。</p> <p>◆母子生活支援施設や地域の民間団体との連携</p> <p>・母子生活支援施設においてリフレッシュステイを実施したり、民間団体が実施するひとり親家庭の交流の場となる拠点づくりに係る経費を補助する等、きめ細かい相談支援体制の構築に努めている。</p>
<p>「基本的な方針」に示されている施策項目と施策概要</p>	<p>⑩母子家庭及び父子家庭の児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施を優先的に活用できるような取組等を推進。</p> <p>□保護者が児童に付き添うことが困難である場合等に、居宅から実施施設等の間や実施。施設から学校等の間における、職員による児童への付添いを実施する等、子どもへの安全の確保や利用者の負担軽減等を推進。</p> <p>□母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦を対象とした家計管理等の講習会等の開催、親同士の情報交換の場の提供等を地域の実情に応じて実施。</p> <p>□母子生活支援施設や地域の民間団体との連携による相談支援を推進。</p> <p>□母子家庭及び父子家庭の子どもを対象とした学習支援等を地域の実情に応じて実施。</p>

凡例：◆実施内容 ★検討内容

「基本的な方針」に示されている施策項目と施策概要		施策概要	神戸市において実施している施策内容及び検討内容
施策項目		施策概要	
3. 就業支援策	① 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施	<p>□ 児童扶養手当受給者等の個々の母子家庭及び父子家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施。</p> <p>□ 事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時、受給から5年経過した時等あらゆる機会を捉え、対象者に対する事業者の紹介に努める等、自立が見込まれる対象者のプログラム策定に着実に実施。</p> <p>□ 適切な支援方針の提示とともに、効果的な資格取得を助言することができよう、プログラムの策定を行う職員に対する研修等を実施。</p>	<p>◆ 生活困窮者学習支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者学習支援事業において、児童扶養手当全額受給世帯の子どもも含めた生活困窮世帯の児童を対象に学習支援を実施。 <p>◆ ICTを活用した生活困窮者等学習支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当受給世帯を含めた生活困窮世帯の子どもを対象に、受講生及び講師をリモートでつなぎ、同時双方向型の個別学習支援を実施。 <p>◆ ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業相談を実施する中で、必要に応じてプログラム策定を実施。 <p>◆ ハローワークの常設窓口「ワークサポート」を設け福祉事務所（9区）にハローワークの常設窓口「ワークサポート」を設置し、就業相談と適宜連携している。</p> <p>◆ 児童扶養手当の現況時の就業相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当の現況時に、ハローワークの窓口が出張相談を行うことで、ひとり親家庭の就業自立を支援している。 <p>◆ プログラム策定を行う相談員に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業相談員に対する研修を、年1回実施するとともに、母子・父子自立支援員の担当者会に出席することで、適宜施策の情報提供や情報交換を行う。 <p>◆ 神戸市ひとり親家庭支援センター・神戸市ひとり親家庭等就業自立支援センターで、就業相談を実施。また月1回、各区役所で巡回相談も行う。</p> <p>★ 相談に訪問しやすい日時（休日や仕事終わりの夜間など）の開催を検討する</p>
	② 母子家庭等就業・自立支援事業の実施	<p>□ 就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談、就業支援講習会等、就業情報の提供、在宅就業の支援、母子・父子自立支援員を始めとする就業支援関係者の研修等、一貫した就業支援サービスを提供したり、母子生活支援施設と連携を図りながら、母子</p>	

凡例：◆実施内容 ★検討内容

「基本的な方針」に示されている施策項目と施策概要		神戸市において実施している施策内容及び検討内容
施策項目	施策概要	
③より良い就業に向けた能力の開発	<p>家庭及び父子家庭並びに寡婦の地域生活の支援や養育費の取り決めに促進するための専門相談を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施。</p> <p>□母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦が身近な地域で支援を受けられるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同種の事業を地域の実情に応じ選択し、実施する一般市等就業・自立支援事業を実施。</p> <p>□都道府県等と市等は、十分な連携を図りながら、母子家庭等就業・自立支援事業を実施。また、自ら事業を実施することのほか、母子・父子福祉団体、NPO、社会福祉協議会等に事業の全部又は一部を委託する等、既存の施設・人材等を積極的に活用し、地域の母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対するきめ細かな支援を実施。</p> <p>□母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金等（母子家庭自立支援教育訓練給付金並びに母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等）の活用。</p> <p>・母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金都道府県等及び市等は、その長が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、講座修了後に受講料の一部を支給。</p> <p>・母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等が、効果的な資格を取得するために2年以上修業する場で、就業や育児と修学の両立が困難な場合</p>	<p>神戸市において実施している施策内容及び検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアアドバイザーが仕事に関する相談（子育てと仕事の両立・資格・自分にあった仕事は何か・履歴書や職務経歴書の書き方等）。就業に繋がるように、ハローワークとの連携もきめ細かく対応する。初心者向けのマンツーマンのパソコン講座を実施 ◆神戸市ひとり親家庭支援センターの運営を、社会福祉法人 神戸市母子福祉たちらばな会に指定管理者として委託している。 ・就業相談等事業については、NPOに委託。
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 受講前に市が指定した対象講座について、受講修了後に受講に要した経費の一部を支給する。 ◆ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 就業に結びつきやすい対象資格を取得するため修業年限1年以上の養成機関に修業する者に訓練促進給付金、修業修了時に修了支援給付金を支給する。 ◆介護福祉士修学資金貸付制度（兵庫県） 介護福祉士や社会福祉士の資格取得をめざす方に、養成施設に修学するため費用を貸付ける。月額5万円（年額60万円）入学準備金20万円、就職準備金20万円、国家試験受験対策費用4万円

「基本的な方針」に示されている施策項目と施策概要	施策概要	神戸市において実施している施策内容及び検討内容
<p>施策項目</p> <p>に、生活費の負担軽減のための給付金及び入学金の負担軽減のための一時金を給付。</p> <p>□技能習得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付け制度の活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の公共職業能力開発施設等における技能習得を支援し、技能を習得している期間中の生活保障のため、適正な償還期間を設定の上、技能習得資金及び生活資金の貸付けを実施。 <p>□保育士資格の取得の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士養成施設における保育実習とする取扱い。 ・家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士試験の受験に必要な実務経験に算入。 □高等学校卒業程度認定試験の合格支援。 ・母子家庭の母及び父子家庭の父等が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合に、受講費用の一部を支給する事業の推進。 □在宅就業の支援。 ・在宅就業を希望する母子家庭及び父子家庭に対し、専門の支援員による支援を実施。 	<p>◆神戸市保育士修学資金貸付事業</p> <p>保育士養成施設で保育士資格取得を目指しており、経済的に支援が必要な学生を対象に修学費用を無利子で貸し付ける。</p> <p>◆母子父子寡婦福祉資金（技能習得資金）</p> <p>貸付対象：母・父・寡婦、内容：就職するために必要な知識、技能を習得するための授業料、通学費などの資金、貸付限度額：月額68,000円（自動車運転免許取得の場合総額46万円）、据置期間：技能習得期間終了後1年間、償還期間：20年以内。</p> <p>◆母子父子寡婦福祉資金（生活資金）</p> <p>貸付対象：母・父・寡婦、内容：技能習得中の生活を維持するために必要な資金、貸付限度額：月額141,000円、据置期間：期間終了後6ヵ月間、償還期間：20年以内、貸付期間：5年以内</p> <p>◆保育士資格の取得の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格試験については、都道府県知事の所管になります。 <p>◆ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</p> <p>ひとり親家庭の母または父及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して、民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合に受講費用の一部を給付するものです。支給額は受講費用の40%（受講修了時）及び20%（合格時）で、最終的に6割相当額（4,001円～15万円上限）を支給する。</p> <p>★アンケートでは、技能取得給付金の利用はあまり多くない。内容の検証や案内情報の強化・充実を検討する。</p>	<p>◆神戸市保育士修学資金貸付事業</p> <p>保育士養成施設で保育士資格取得を目指しており、経済的に支援が必要な学生を対象に修学費用を無利子で貸し付ける。</p> <p>◆母子父子寡婦福祉資金（技能習得資金）</p> <p>貸付対象：母・父・寡婦、内容：就職するために必要な知識、技能を習得するための授業料、通学費などの資金、貸付限度額：月額68,000円（自動車運転免許取得の場合総額46万円）、据置期間：技能習得期間終了後1年間、償還期間：20年以内。</p> <p>◆母子父子寡婦福祉資金（生活資金）</p> <p>貸付対象：母・父・寡婦、内容：技能習得中の生活を維持するために必要な資金、貸付限度額：月額141,000円、据置期間：期間終了後6ヵ月間、償還期間：20年以内、貸付期間：5年以内</p> <p>◆保育士資格の取得の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格試験については、都道府県知事の所管になります。 <p>◆ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</p> <p>ひとり親家庭の母または父及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して、民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合に受講費用の一部を給付するものです。支給額は受講費用の40%（受講修了時）及び20%（合格時）で、最終的に6割相当額（4,001円～15万円上限）を支給する。</p> <p>★アンケートでは、技能取得給付金の利用はあまり多くない。内容の検証や案内情報の強化・充実を検討する。</p>

凡例：◆実施内容 ★検討内容

「基本的な方針」に示されている施策項目と施策概要		神戸市において実施している施策内容及び検討内容
施策項目	施策概要	
④ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の状況に応じた就業あっせん（公共職業安定機関等との連携）	<input type="checkbox"/> 都道府県等及び市等は、母子・父子自立支援員や就業支援専門員を配置し、児童扶養手当の手続を行う際等に、公共職業安定機関等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施。 <input type="checkbox"/> 都道府県等及び市等は、公共職業安定機関等と連携し、地域における労働市場の状況に係る情報の提供等その支援を受けつつ、母子・父子自立支援員等就業支援関係者に対する研修を実施。	<p>神戸市ひとりと親家庭支援センター・神戸市ひとりと親家庭自立支援センター及び月1回、各区役所で巡回相談を行っている。キャリアアドバイザーが仕事に関する相談（子育てと仕事の両立・資格・自分についての仕事は何か・履歴書や職務経歴書の書き方等）に関する。就業に繋がるように、ハローワークとの連携もきめ細かく対応する。</p> <p>★相談に訪問しやすい日時（休日や仕事終わりの夜間など）の開催を検討する</p> <p>◆ハローワークとの連携及び相談員等への研修の実施 ・福祉事務所（9区）のハローワークの常設窓口「ワークサポート」と適宜連携するとともに、母子・父子自立支援員等就業支援関係者に対する研修を年1回実施している。</p>
⑤ 公共職業訓練の実施	<input type="checkbox"/> 都道府県は、公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者がその職業能力及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施。	<p>◆公共職業訓練の紹介 ・都道府県や労働局で実施する公共職業訓練の案内を福祉事務所の窓口で配架。また、就業相談の中で情報提供を行うなど、連携を図っている。</p>
⑥ 所得の増大に結びつく就業機会創出のため	<input type="checkbox"/> 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対する起業支援。 ・母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は寡婦が共同して起業する場合に、母子福祉資金貸付金等（事業開始資金）を貸付け。 ・母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施。	<p>◆母子父子寡婦福祉資金貸付金（事業開始資金） 貸付対象：母・父・寡婦、内容：事業を開始するために必要な設備費、什器、機械の購入などの資金、貸付限度額：2,930,000円、据置期間：貸付日から1年間、償還期間：7年以内。</p>
	<input type="checkbox"/> 公共的施設における雇入れの促進。 ・都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の	<p>◆公共的施設における雇入れの促進 ・令和2年度は、コロナ禍における就業支援の一環として、会計年度任用職員としてひとり親家庭の親を雇用。</p>

凡例：◆実施内容 ★検討内容

「基本的な方針」に示されている施策項目と施策概要		神戸市において実施している施策内容及び検討内容
施策項目	施策概要	
	<p>雇入れを促進</p> <p>□ 母子・父子福祉団体等への優先的な事業発注の推進。</p> <p>・ 売店の優先許可の普及や、都道府県や市町村の機関による清掃業務の委託等母子・父子福祉団体等に対する優先的な事業発注を推進。</p>	<p>◆ 母子・父子福祉団体への事業発注</p> <p>・ 母子・父子福祉団体である神戸市母子福祉たちばな会に指定管理を委託。</p>
⑦ 母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等・情報提供	<p>□ 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用について理解を深めようための啓発活動や、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進。</p> <p>□ 母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に雇用する等の企業等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表等を実施。</p>	
⑧ 母子・父子福祉団体、NPO等に対する支援	<p>□ 職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等への支援。</p> <p>・ 職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体やNPO等に対し、ハローワークや福祉人材センターと連携しつつ求人情報の提供等を実施。</p> <p>□ 母子・父子福祉団体が行う事業に対する支援。</p> <p>・ 母子・父子福祉団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を図るための事業（社会福祉事業、職業紹介事業、労働者派遣事業、信用保証業等）を行う場合に母子福祉資金貸付金制度等を活用。</p> <p>□ 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力。</p> <p>・ 母子・父子福祉団体等母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を主たる目的とする団</p>	<p>◆ ハローワークとの連携</p> <p>・ 就業相談を受けた方について、福祉事務所（9区）に設置するハローワークの常設窓口と連携して、求人情報の提供を行っている。</p> <p>◆ 母子・父子福祉団体が行う事業に対する支援</p> <p>・ 母子・父子福祉団体である神戸市母子福祉たちばな会に指定管理を委託。</p> <p>◆ 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大</p> <p>・ 母子・父子福祉団体である神戸市母子福祉たちばな会に指定管理を委託。</p>

凡例：◆実施内容 ★検討内容

「基本的な方針」に示されている施策項目と施策概要		神戸市において実施している施策内容及び検討内容
施策項目	施策概要	
	<p>体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進につながらる業務をより多く受注できるように、都道府県、市町村及び地方独立行政法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努める。</p> <p>□母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会及び資質の向上とともに、長時間の就業により親子の時間が奪われることのないように留意。</p>	
4. 養育費及び交流の取決めの促進	<p>① 広報・啓発活動の推進</p> <p>② 相談体制の充実</p>	<p>◆母子家庭及び父子家庭に対する就業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業相談においてマンツーマンのパソコン講座を実施。 また、資格取得講座を集会式の講義する形態から WEB を活用する形態へ転換。 <p>◆養育費確保のための支援の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育費の確保に向けて実施する事業について、ホームページで広報啓発を行う他、区役所に離婚届を取りに来られた際に、事業のチラシを配布することで、支援を必要な方に直接情報を届けられるよう努めている。 ・離婚前講座 ・養育費確保のための法律相談 ・養育費・面会交流等専門相談 ・公正証書等補助 ・保証会社の利用費補助 <p>◆養育費・面会交流等専門相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 離婚、養育費、面会交流、調停、家庭内の悩みごとなど、離婚前後の子どもの養育に関する手続きの案内を、専門相談員が対応する。 ひとり親家庭支援センター・第2水曜日、東灘区役所（子ども家庭支援課）・第3水曜日、北区役所（子ども家庭支援課）・第3水曜日

凡例：◆実施内容 ★検討内容

「基本的な方針」に示されている施策項目と施策概要		神戸市において実施している施策内容及び検討内容
施策項目	施策概要	
	<p>所等への同行支援のほか、講習会等を実施。</p> <p><input type="checkbox"/> 面会交流に関する相談支援。</p> <p>・離婚後における面会交流の取決めを行っている子どもとも同居している親又は別居している親からの申請に応じ、面会交流に係る事前相談、支援計画の作成や子どもへの付添い等の面会交流援助等の支援を実施。</p> <p><input type="checkbox"/> 母子・父子自立支援員や婦人相談員等に対する養育費及び面会交流に関する研修の実施。</p> <p>・母子・父子自立支援員、婦人相談員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費に関する専門知識を有する相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する事項や面会交流の相談対応、関係機関や民間団体等との連携に関する研修を実施</p> <p><input type="checkbox"/> 母子・父子福祉団体、NPO等への支援</p> <p>・母子家庭及び父子家庭に対して、養育費相談や情報提供活動を実施する母子・父子福祉団体やNPO等に対し、情報提供等の支援を実施。</p>	<p>神戸市において実施している施策内容及び検討内容</p> <p>垂水区役所（こども家庭支援課）・第2火曜日 ・養育費確保のための法律相談 慰謝料、遺産相続、金銭貸借など、法律に関わる一般的な相談を女性弁護士が対応する。 ひとり親家庭支援センターで月4回実施。 火曜日 午後4時から7時 金曜日 午後1時から4時</p> <p>★相談に訪問しやすい日時（休日や仕事終わりの夜間など）の開催を検討する</p> <p>◆養育費に関する研修の実施 ・母子・父子自立支援員には、養育費に関する研修を実施。養育費・面会交流等専門相談については、専門相談員が対応。</p> <p>★研修の頻度や内容等を検証し、強化・充実を検討する</p> <p>◆ひとり親家庭支援センターへの支援 ・適宜、ひとり親家庭支援センターに対して、養育費相談に関する情報提供を実施。</p> <p>◆養育費の取り決めにに関する情報提供 ・区役所に離婚届を取りに来られた際に、養育費の確保に向けて実施する支援施策の情報をまとめたチラシを配布することで、情報提供を行う。また、SNSを活用して情報提供を実施。</p> <p>◆母子父子寡婦福祉資金貸付業務の実施 ・福祉事務所の母子・父子自立支援員が貸付に関する情報提供を実施。必要に応じて、他の貸付事業についても案内。</p>
	<p><input type="checkbox"/> 母子家庭及び父子家庭に対し、養育費取得手続、相談窓口等について、行政（児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等）や関係団体による情報提供活動を推進。</p>	<p>◆養育費の取り決めにに関する情報提供 ・区役所に離婚届を取りに来られた際に、養育費の確保に向けて実施する支援施策の情報をまとめたチラシを配布することで、情報提供を行う。また、SNSを活用して情報提供を実施。</p>
5. 経済的支援策	<p>① 母子父子寡婦福祉資金貸付に関する情報提供、適正な貸付業務の実施</p>	<p>◆母子父子寡婦福祉資金貸付業務の実施 ・福祉事務所の母子・父子自立支援員が貸付に関する情報提供を実施。必要に応じて、他の貸付事業についても案内。</p>

凡例：◆実施内容 ★検討内容

「基本的な方針」に示されている施策項目と施策概要		神戸市において実施している施策内容及び検討内容
施策項目	施策概要	
② 児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施	□ 母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、積極的に児童扶養手当制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施。	◆ 児童扶養手当に関する情報提供の仕組み ・ 区役所に離婚届を提出した際に、児童扶養手当の情報提供を行い、母子・父子自立支援員につなげるよう案内をしている。相談窓口では、プライバシーに配慮をした適正な給付業務に努めている。
③ 児童扶養手当窓口における相談、情報提供等適切な自立支援の実施	□ 児童扶養手当窓口において、母子・父子自立支援員等による就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進する等、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する適切な自立支援を実施。	◆ 「ひとり親家庭のための応援ハンドブック」を活用 ・ 児童扶養手当窓口において、母子・父子自立支援員がひとり親家庭支援施策を記載した「ひとり親家庭のための応援ハンドブック」を活用して、施策の情報提供を積極的に行う等、自立支援に向けた取り組みを行っている。
6. 広報啓発	① 広報啓発活動の実施	◆ ひとり親家庭に対する支援施策の広報啓発の実施 ・ ひとり親家庭支援施策を記載した「ひとり親家庭のための応援ハンドブック」を作成し、相談に来られた方に配布する他、ホームページに掲載することで、支援施策及び相談窓口の情報提供に努めている。 ・ SNSを活用して、ひとり親家庭に役立つ情報を定期的に配信。 ・ 民間団体が実施する、ひとり親家庭が交流する拠点づくりに係る経費を補助すること、行政との関わりを持つ機会が持ちづらいひとり親家庭について、必要な支援や情報が届くように、きめ細かい相談・支援を行う仕組み作りを行っている。
		★ 「ひとり親家庭のための応援ハンドブック」をもつと市民の目の届く場所（例えば駅、市・区役所のロビー、小児科医院等）に設置して、市民への啓蒙・啓発活動に活用することを検討する。

凡例：◆実施内容 ★検討内容

「基本的な方針」に示されている施策項目と施策概要		神戸市において実施している施策内容及び検討内容
施策項目	施策概要	
7. 相談に 従事する 職員や窓 口対応を 行う職員 に対する 研修等の 実施	<p>①相談関係職員等に対する研修等の実施等</p> <p>□ 母子・父子自立支援員、就業支援専門員その他の相談関係職員や相談窓口で対応を行う職員に對する研修会や他の研修会への参加を促す等による人材の確保や専門性の向上を推進。</p> <p>□ 相談関係職員等の研修等の実施に当たっては、各種支援施策に関する内容のほか、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が抱える様々な事情を理解し、プライバイバシー保護に配慮した相談対応の方法もあわせて実施。</p>	<p>◆ 母子・父子自立支援員を対象とした研修等を実施 ・就業相談等事業において年1回研修を実施。 ・母子・父子自立支援員と母子生活支援施設等職員との合同研修会を年1回実施。 ・その他、他の機関が行う研修会等への参加する等により、相談関係職員等の専門性の向上を図る。</p> <p>◆ 母子・父子自立支援員向け研修の内容の充実 ・研修の実施にあたっては、プライバイバシー確保に配慮した相談対応の方法もあわせて行っている。</p> <p>★ 研修の頻度や内容等を検証し、強化・充実を検討する</p>

凡例：◆実施内容 ★検討内容

2. 神戸市におけるその他方策

子供が誕生すると、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）により、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげている。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図っている。

そして、2016年の母子保健法の改正により、2017年4月から、「子育て世代包括支援センター※2」の設置が、全国の市区町村の努力義務となった。

これは自治体の子育て支援の拠点として、すべての妊産婦、子育て期の家族にワンストップで切れ目のないサポートを提供すること、それにより育児不安や虐待を予防することを目的としている。この“切れ目ない”支援システムを構築する際に参考にしたのが、フィンランドのネウボラ※1の制度である。

この子育て世代包括支援センターが現在、支援対象としている原則すべての妊産婦（産婦：産後1年以内）、乳幼児（就学前）とその保護者を、今後、子供の対象年齢を18歳まで引き上げて、その子供と子育て家庭を高校卒業時まで長く・広くサポート・アドバイスしていく体制づくりを検討していくことを提案する。

それにより、子供が就学時（小学校・中学校・高校）も貧困、虐待、いじめ、非行、心身の状態の悪化などに対して、子育て世代包括支援センターが早期に把握し、対応することで、子供の貧困をはじめとする諸問題を早期に予防することができると考えるものである。

※1：ネウボラ

ネウボラとは、フィンランド語で“相談の場”という意味。行政が、妊娠や出産、子育ての支援をする拠点。妊娠期から出産、子供の就学前までの間、母子とその家族を支援する目的で、地方自治体が設置、運営する拠点。また、出産・子育て支援制度のこと。

フィンランドでは、妊娠が分かるとまず地域のネウボラを訪ねる。ネウボラには助産師の資格を持ち、出産・育児に関する高い専門性を有している保健師が診察室を構えていて、妊婦1人に1人の担当保健師がつく。その妊産婦や家族を、妊娠中から子どもが小学校に就学するまで、保健師が継続して支援する。また、妊婦だけでなく夫やパートナー、上に子どもがいれば、その子どもに対しても健康診査などをする。そして日頃の生活習慣や出産・育児に向けての不安などを聞き取り、適宜アドバイスを行なって、家族の養育力を高めるための支援を行う。頼りになる親戚のような近さで、担当保健師が家族の心身の健康を支えてくれる制度。

※ 2 : 子育て世代包括支援センター

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する。このような取組により育児不安や虐待の予防に寄与することができる。

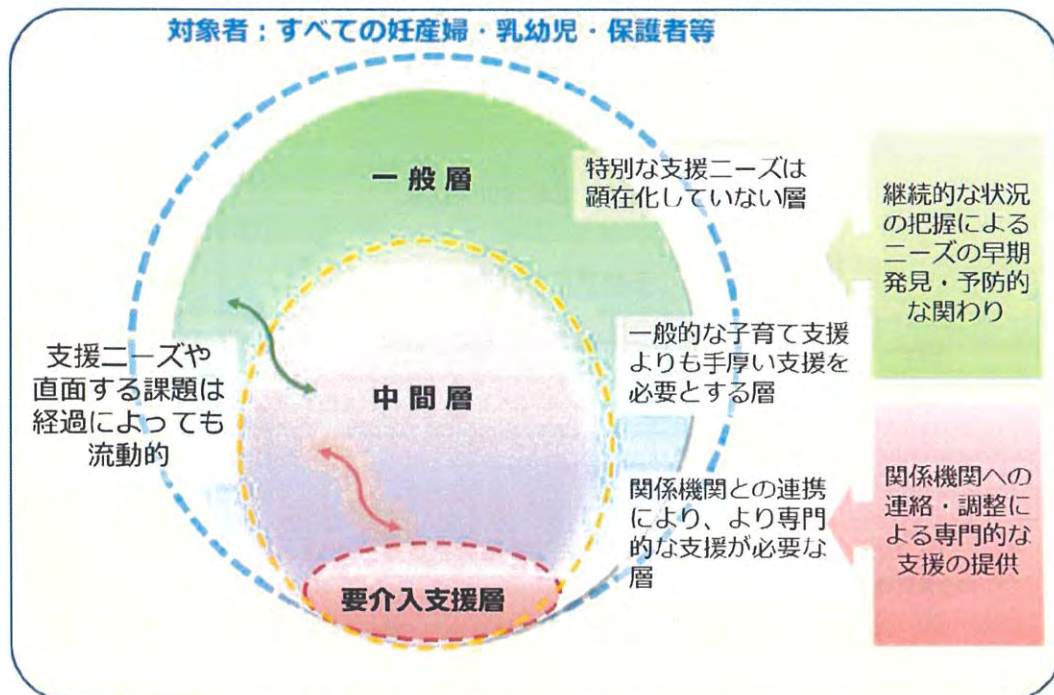
子育て世代包括支援センターの必須業務

- ①妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること
- ②妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- ③支援プランを策定すること
- ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと

子育て世代包括支援センターの支援対象者

原則すべての妊産婦（産婦：産後 1 年以内）、乳幼児（就学前）とその保護者を対象とすることを基本とする。地域の実情に応じて 18 歳までの子どもとその保護者についても対象とする等、柔軟に運用する。その中で妊娠期から子育て期、特に 3 歳までの子育て期について重点を置く。また、子どもの保護者は多様であり、ひとり親、若年親、事実婚、里親も含まれることに留意する必要がある。障害の有無、心身の健康状態、世帯の経済状況、親の介護の有無、異文化の背景等の事情のために支援が必要になる場合もあるため、関連部署・関係機関との連携の下、柔軟な運用が期待される。さらに、学童期以降の児童やその保護者から相談があった場合には、就学前の支援との連続性も考慮しながら、学校保健や思春期保健等との連携も含め、適切な担当者・関係機関につなぐ等の対応を行う。

子育て世代包括支援センターが支援する対象者の範囲

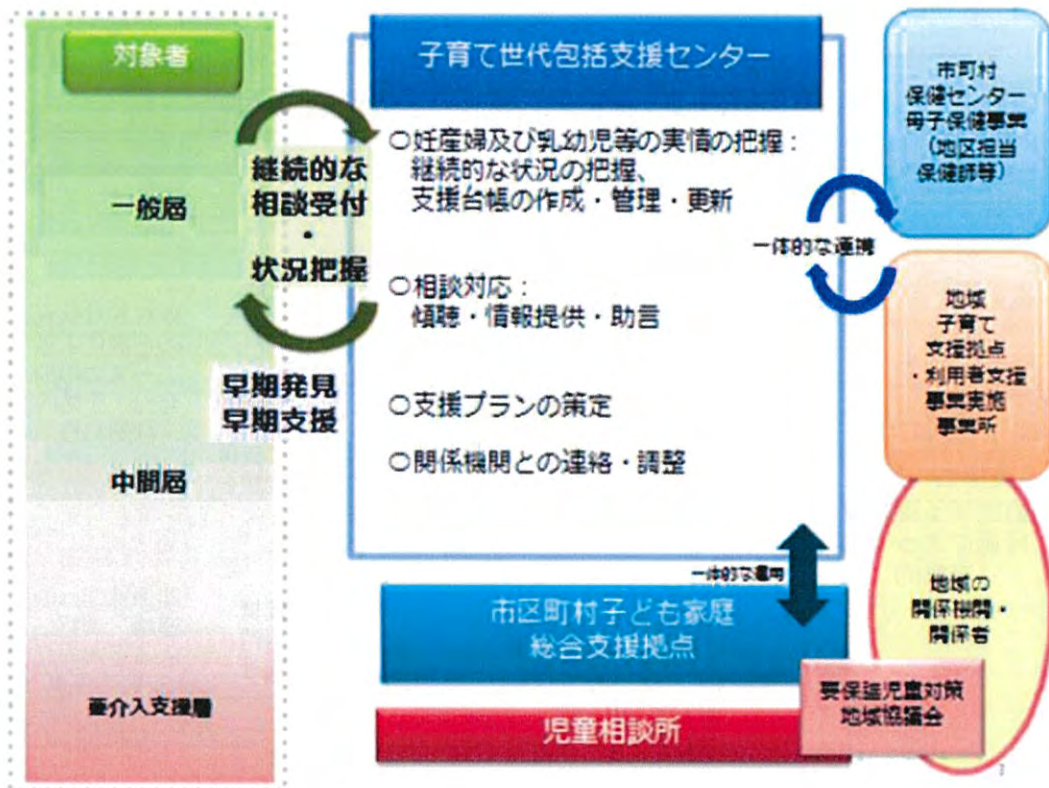


出典：出典：「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」（平成 29 年 8 月）

妊産婦・保護者の状態像別に見た関わりの視点と支援内容の例

	妊産婦・保護者の状態像の例	関わりの視点	支援内容
一般層	<p>様々な悩みや不安、戸惑いを感じながらも育児を行うことができる層</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 子どもを可愛いと思うが、疲労・病気や夜泣きなどで時には育児負担を感じる ▶ 子どもの発達が遅いのではないかと感じ、不安になる ▶ 自分の時間が持てない、たまには子どもから離れたいと思う 等 	<p>育てる力（セルフケア能力）の維持・向上 問題の発生予防</p>	<p>母子保健・子育て支援、交流の場に関する情報提供、相談対応</p>
中間層	<p>より密な状況把握と支援・関係者のマネジメントを必要とする層</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 子育てに対して否定的になっている ▶ 子どもを可愛がる気持ちが解らない ▶ 貧困や離婚など家庭環境の問題で子どもに関われない ▶ 非常に強い育児不安がある ▶ 障害や育てにくさを感じる子どもがいる ▶ 母親に精神疾患がある ▶ 母親・保護者に被虐待歴がある 等 	<p>早期発見・早期対応</p>	<p>母子保健・子育て支援、交流の場に関する情報提供・マネジメント、相談対応（+経済的な支援） + 市区町村子ども家庭総合支援拠点等の関係機関による、より密な状況の把握</p>
要介入支援層	<p>虐待対応や予防に向けてより積極的・専門的な支援・介入、見守りを必要とする層</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 若年妊婦、予期せぬ妊娠である ▶ 家庭内でDVが起きている ▶ 子どもを虐待している ▶ 育児放棄をしている 等 	<p>子どもの安全確保・治療・再発予防</p>	<p>要保護児童対策地域協議会、市区町村子ども家庭総合支援拠点、児童相談所への連絡調整 等</p>

子育て世代包括支援センターにおける支援イメージ



出典：出典：「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」（平成 29 年 8 月）

3. 神戸市の施策に対する市民の認知度や評価等

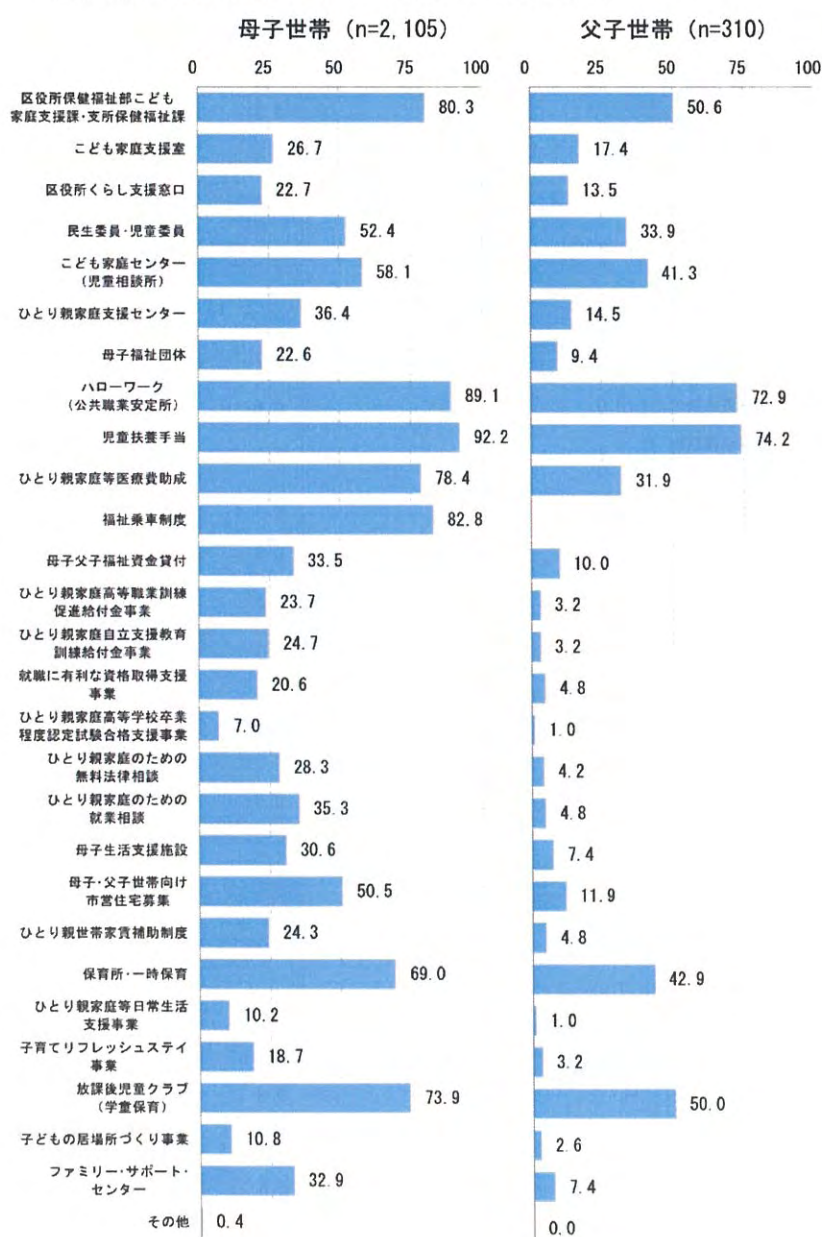
資料：「神戸市ひとり親家庭等実態調査（平成30年度）」

「神戸市ひとり親家庭等実態調査（平成30年度）」結果における神戸市のひとり親家庭等に関する施策の認知度や評価等は、以下通りである。

(1) 施策の認知状況

各施策（機関・制度）について「知っている」と回答した割合でみると、母子世帯・父子世帯ともに「児童扶養手当」（母子世帯 92.2%、父子世帯 74.2%）が最も高く、次いで「ハローワーク（公共職業安定所）」（母子世帯 89.1%、父子世帯 72.9%）、「福祉乗車制度」（母子世帯のみ 82.8%）、「区役所保健福祉部こども家庭支援課・支所保健福祉課」（母子世帯 80.3%、父子世帯 50.6%）となっている。

施策の認知状況（「知っている」と回答した人の割合）

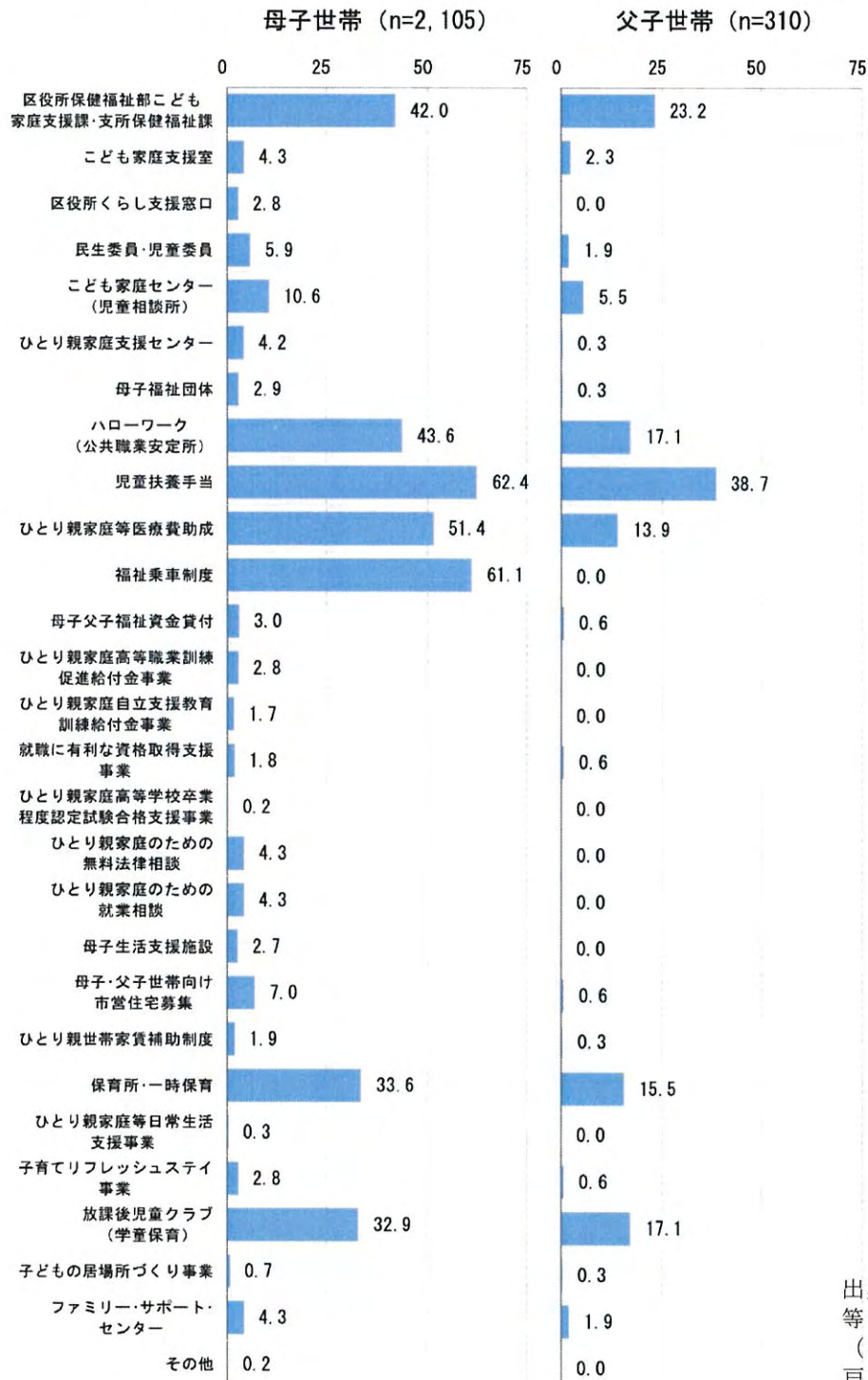


出典：「ひとり親家庭等実態調査報告書」（平成31年3月、神戸市）

(2) 施策の利用状況

利用している・利用したことがある施策（機関・制度）は、母子世帯・父子世帯ともに「児童扶養手当」が最も高く、母子世帯で62.4%、父子世帯で38.7%となっている。これに続くのが、母子世帯では「福祉乗車制度」で61.1%、「ひとり親家庭等医療費助成」で51.4%、父子世帯では「区役所保健福祉部こども家庭支援課・支所保健福祉課」で23.2%となっている。

施策の利用状況（「知っている・利用したことがある」と回答した人の割合）



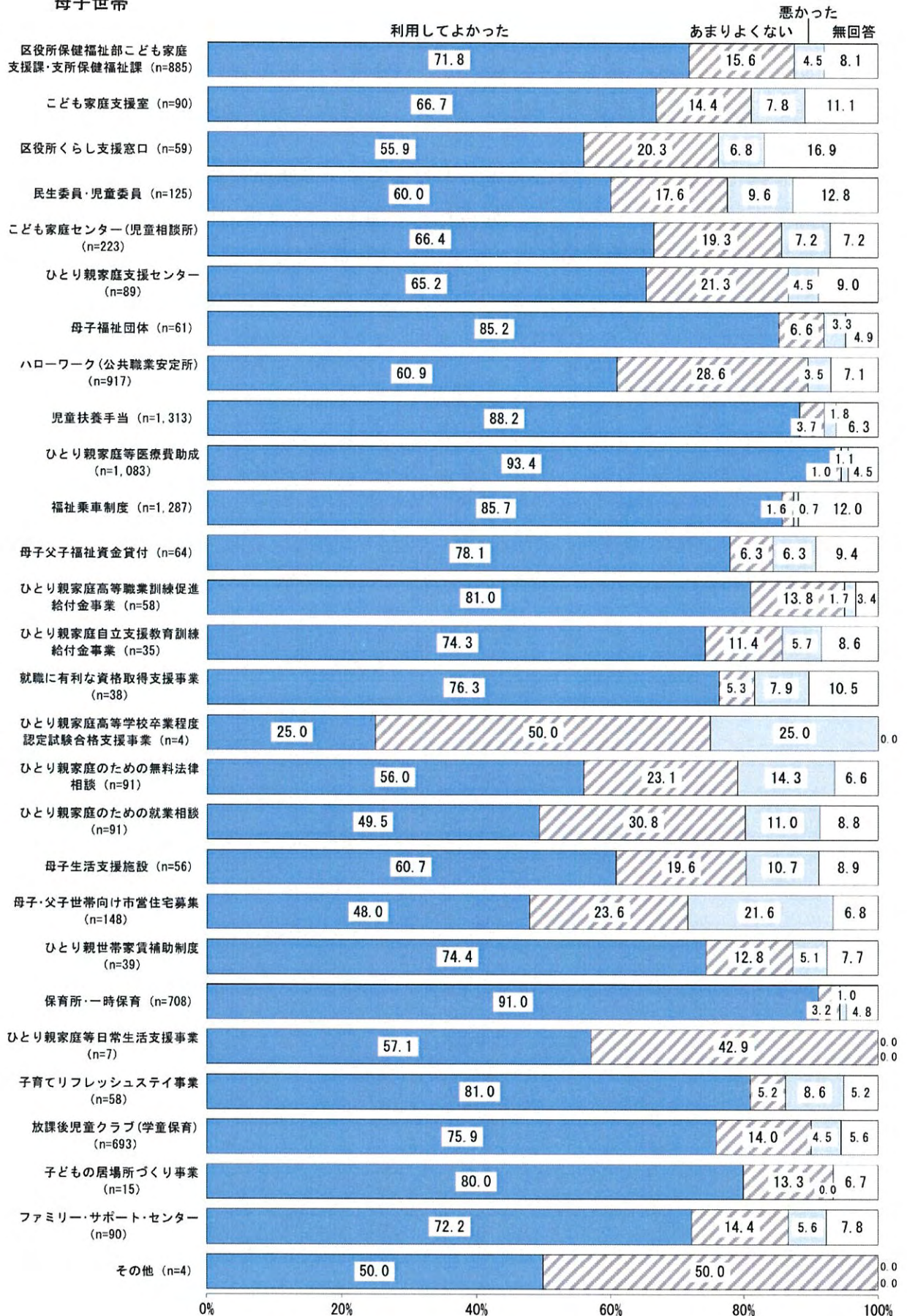
出典：「ひとり親家庭等実態調査報告書」（平成31年3月、神戸市）

(3) 施策に対する評価

施策に対する評価は、母子世帯では、「利用してよかった」が『ひとり親家庭等医療費助成』で93.4%と最も高く、次いで『保育所・一時保育』で91.0%、『児童扶養手当』で88.2%、『福祉乗車制度』で85.7%、『母子福祉団体』で85.2%となっている。

父子世帯では、「利用してよかった」が『保育所・一時保育』で97.9%、『ひとり親家庭等医療費助成』で95.3%、『児童扶養手当』で88.3%、『区役所保健福祉部子ども家庭支援課・支所保健福祉課（母子・父子相談窓口）』で80.6%と高くなっている。

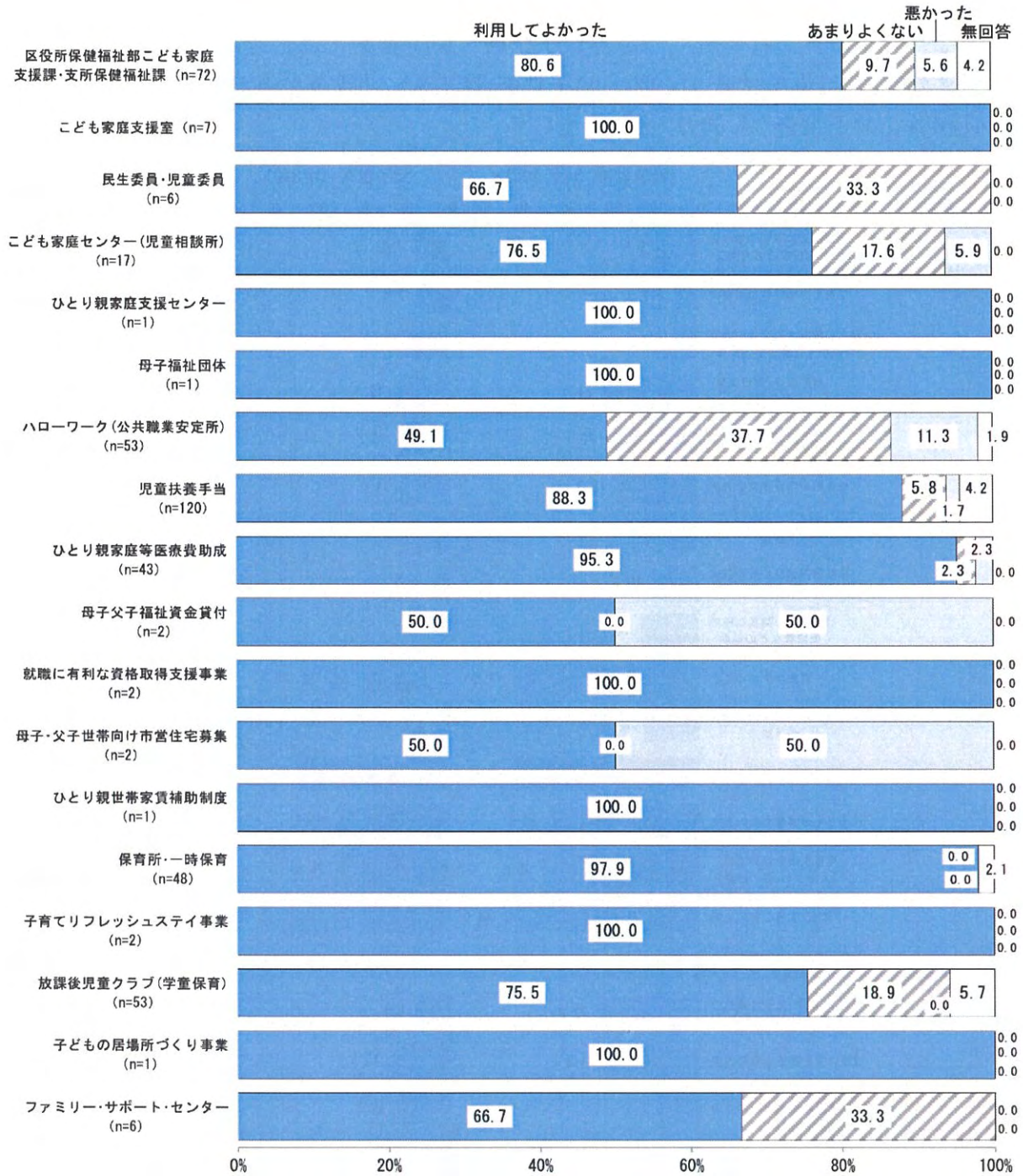
母子世帯



出典：「ひとり親家庭等実態調査報告書」(平成31年3月、神戸市)

父子世帯

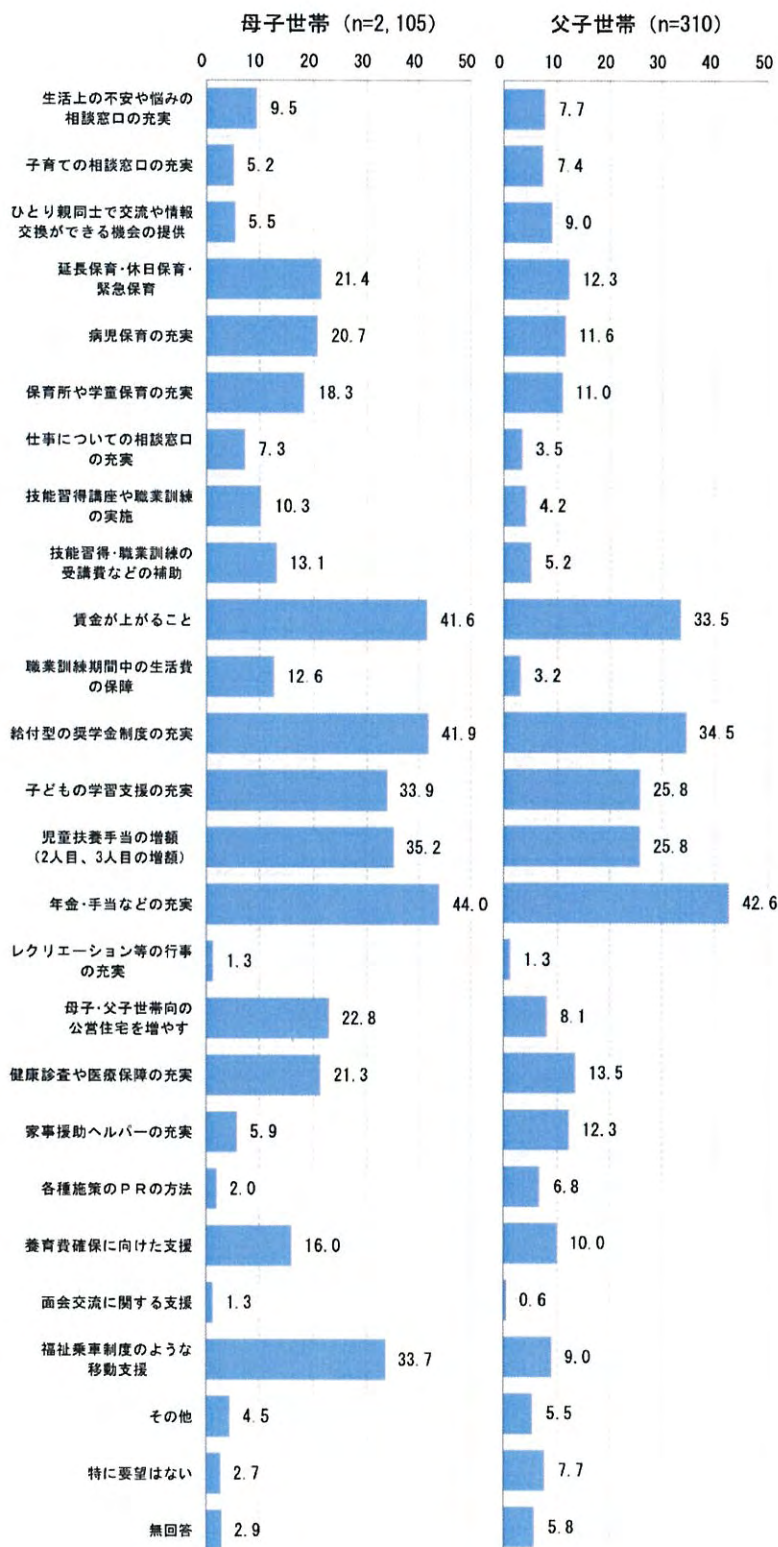
※利用件数0件 (n=0) の項目については非表示



出典：「ひとり親家庭等実態調査報告書」(平成 31 年 3 月、神戸市)

(4) 施策に関する要望

ひとり親家庭等の自立や生活安定をはかるための施策に関する要望としては、いずれも「年金・手当などの充実」が最も高く、母子世帯で44.0%、父子世帯で42.6%となっている。これに続くのが、母子世帯・父子世帯ではともに「給付型の奨学金制度の充実」(母子世帯41.9%、父子世帯34.5%)、「賃金が上がること」(母子世帯41.6%、父子世帯33.5%)となっている。



出典:「ひとり親家庭等実態調査報告書」(平成31年3月、神戸市)

第3章 養育費の確保に関する取組事例

第1節 各自治体の取組の概要

資料：「養育費の履行確保等に関する取組事例集」（令和2年10月、厚生労働省）

「養育費の履行確保等に関する取組事例集」（令和2年10月、厚生労働省）によると、各自治体で実施されている取組の概要は、以下の通りである。

【各自治体の養育費の履行確保等に関する取組】

自治体名	相談支援			公正証書等作成費補助	保証契約保証料補助	その他					取組のポイント
	弁護士による無料法律相談	専門機関相談員による無料相談	調停のための書類作成準備補助			家庭裁判所等への同行支援の実施	セミナー・講演会等の実施	子どもの養育に関する合意書作成	養育費の立て替え	ADR（裁判外紛争解決手続）利用助成	
福井県	●	●	●								・調停のための書類準備補助
京都府	●	●									
奈良県		●									・専門機関の相談員による無料養育費相談の実施
鳥取県	●	●		●							・養育費取決めの債務名義化にかかる経費補助の実施
島根県	●	●									
岡山県	●	●				●					・家庭裁判所等への同行支援の実施
仙台市	●	●			●	●	●				・同行支援の実施 ・法律相談・セミナーの実施 ・保証契約補助の実施
さいたま市	●	●									
千葉市	●	●			●						・養育費確保促進事業の実施
相模原市	●	●									
福岡市	●	●		●	●						・公正証書等作成支援事業の実施 ・養育費保証支援事業の実施

自治体名	相談支援			公正証書等作成費補助	保証契約保証料補助	その他					取組のポイント
	弁護士による無料法律相談	専門機関相談員による無料相談	調停のための書類作成準備補助			家庭裁判所等への同行支援の実施	セミナー・講演会等の実施	子どもの養育に関する合意書作成	養育費の立て替え	ADR（裁判外紛争解決手続）利用助成	
神戸市	●	●		●	●		●				<ul style="list-style-type: none"> 離婚前講座 養育費・面会交流等専門相談 公正証書等作成費補助、保証会社の利用費補助の実施 相談から債務名義化まで継続的・総合的に支援
宇都宮市	●	●									
横須賀市	●	●		●	●						<ul style="list-style-type: none"> 国際離婚にも対応した弁護士による無料相談の実施 公正証書等作成及び保証契約に対する補助の実施
長野市	●	●					●				<ul style="list-style-type: none"> 子どもの養育に関する合意書作成の推進（合意書作成は、公正証書や離婚調停等による取決めを行っていない人）
大津市	●	●									
東大阪市	●	●			●						<ul style="list-style-type: none"> 養育費保証契約にかかる保証料の補助
豊中市	●	●		●	●						<ul style="list-style-type: none"> 公正証書・調停調書等作成費用補助金の交付 養育費保証促進補助金の交付
八尾市	●	●		●	●						<ul style="list-style-type: none"> 債務名義取得促進補助の実施 保証促進補助の実施
姫路市	●	●		●	●						<ul style="list-style-type: none"> 公正証書作成費用等助成 養育費保証
明石市	●	●	●	●	●		●		●		<ul style="list-style-type: none"> 養育費取り決めサポート（手続支援・費用補助） こどもの養育費緊急支援事業（市による立て替え）
和歌山市	●	●									

自治体名	相談支援			公正証書等作成費補助	保証契約保証料補助	その他					取組のポイント
	弁護士による無料法律相談	専門機関相談員による無料相談	調停のための書類作成準備補助			家庭裁判所等への同行支援の実施	セミナー・講演会等の実施	子どもの養育に関する合意書作成	養育費の立て替え	ADR(裁判外紛争解決手続)利用助成	
長崎市	●	●									● 県との共同による弁護士相談の実施
宮古市	●	●									
東京都港区	●	●		●						●	● ADR(裁判外紛争解決手続)、養育費保証サービス利用助成の実施
東京都豊島区	●	●		●	●						● 養育費に関する公正証書等作成補助の実施 ● 養育費保証契約補助の実施
東京都世田谷区		●					●				● 家庭相談員による養育費に関する個別相談会 ● 弁護士による養育費に関する講演会の実施
東京都北区	●	●									
知立市		●		●	●						● 養育費に関する公正証書等の作成に係る費用の補助 ● 養育費保証会社との初年度保証契約料の補助
湖南市		●		●	●						● 養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付の実施 ● 養育費の保証促進補助金交付の実施
甲賀市	●	●		●	●						● 法律相談に要する費用補助 ● 公正証書等作成に要する費用補助 ● 養育費保証契約に要する費用補助
宝塚市	●	●									
高砂市	●	●									● 弁護士による「女性のための法律相談」の実施
益田市	●	●									
浜田市	●	●									

第2節 特徴のある取組事例

1. 仙台市の取組事例

資料：「養育費の履行確保等に関する取組事例集」（令和2年10月、厚生労働省）

（1）養育費等専門相談と同行支援及び法律相談、セミナーの実施

仙台市在住の母子家庭の母、寡婦（既に子が20歳に達し現在も配偶者のいないひとり親の女性）、離婚を検討している方、離婚協議中の方を対象として、養育費専門相談と同行支援及び法律相談・セミナーを仙台市母子家庭相談支援センター（母子家庭等就業・自立支援センター（委託先：公益財団法人せんだい男女共同参画財団））にて実施している。

- ・養育費等専門相談：養育費専門相談員が養育費等に関する相談に電話又は面談で応じる。
- ・同行支援：一人で関係各所へ行くことや手続きに不安がある方に、女性の同行支援員が付きそう。
- ・法律相談：養育費に関して弁護士が相談に応じる（原則として1人2回、1回30分、要予約）。土曜は女性弁護士が対応。（センターから弁護士会に弁護士の派遣を依頼）
- ・セミナー：養育費や調停手続きに関するセミナーを実施。

（2）保証契約保証料補助の実施

債務名義化されている養育費について、ひとり親家庭の親又は児童の養育者が新たに保証会社と1年以上の養育費保証契約を結ぶ際に支払う保証料を補助（上限5万円）する。対象者は、仙台市内に居住するひとり親家庭の母、父、または養育者であって、仙台市指定の要件を満たす人としている。

仙台市の取組

- 養育費等専門相談と同行支援及び法律相談・セミナーの実施
- 保証契約補助の実施

① 養育費等専門相談と同行支援及び法律相談、セミナーの実施

- ・仙台市在住の母子家庭の母、寡婦（既に子が20歳に達し現在も配偶者のいないひとり親の女性）、離婚を検討している方、離婚協議中の方を対象として、養育費専門相談と同行支援及び法律相談・セミナーを仙台市母子家庭相談支援センター（母子家庭等就業・自立センター（委託先：公益財団法人せんだい男女共同参画財団））に手実施。
- ・養育費等専門相談：養育費専門相談員が養育費等に関する相談に電話又は面談で応じる。
- ・同行支援：一人で関係各所へ行くことや手続に不安がある方に、女性の同行支援員が付きそう。
- ・法律相談：養育費に関して弁護士が相談に応じる（原則として1人2回、1回30分、要予約）。

土曜は女性弁護士が対応。（センターから弁護士会に弁護士の派遣を依頼）

- ・セミナー：養育費や調停手続に関するセミナーを実施。

〈弁護士相談までの流れ〉

事前相談	・仙台市子供家庭支援センターにて事前に面接相談を行い、相談内容を整理する
予約	・弁護士相談の希望日についての事前予約（相談日は月3～4日）
相談	・弁護士による無料相談（1回30分、原則1人2回）

〈相談実績（見込み）〉

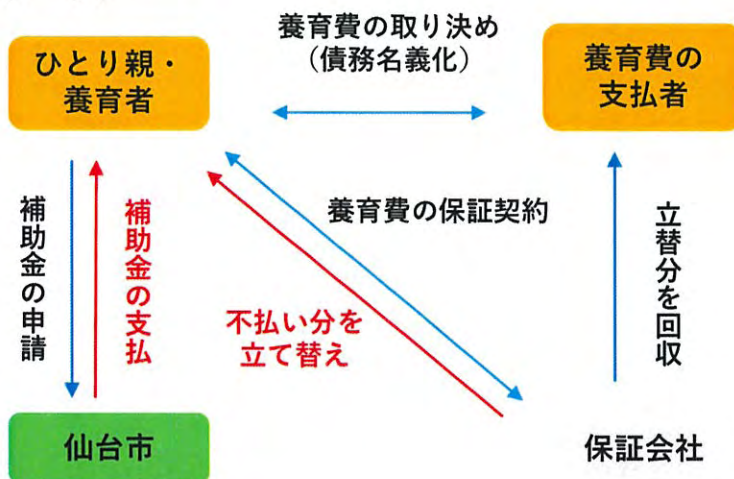
- ・養育費等専門相談、同行支援は令和2年度より開始。
- ・養育費等専門相談（含む法律相談）は令和2年7月末時点で62回実施、のべ62人が利用。
- ・セミナーは令和2年度に3回実施予定。

出典：「養育費の履行確保等に関する取組事例集」（令和2年10月、厚生労働省）

② 保証契約保証料補助の実施

- ・債務名義化されている養育費について、ひとり親家庭の親又は児童の養育費が新たに保証会社と1年以上の養育費保証契約を結ぶ際に支払う保証料を補助(上限5万円)することにより、ひとり親家庭の収入の安定的確保を支援する。
- ※養育費保証契約……養育費の支払者からの支払がない場合に、保証会社から立て替える契約
- ※債務名義化……強制執行認諾約款付公正証書や調停調書などの公文書で養育費の取り決め内容を定めていること
- ・対象者……仙台市内に居住するひとり親家庭の母、父、または養育者であって、当市指定の要件を満たす方

〈事業イメージ〉



〈補助までの流れ〉

1. 申請者が保証会社に直接連絡して保証契約の審査を受ける
2. 保証会社の審査が通ったら、保証会社との契約前に市に補助金の申請
3. 市から交付決定通知が届いたら保証会社と契約締結
4. 保証会社と契約後、市に実績報告
5. 仙台から申請者に補助金を支払

〈利用実績〉

- ・令和2年度8月時点で4名が補助金申請済

出典：「養育費の履行確保等に関する取組事例集」(令和2年10月、厚生労働省)

2. 東京都港区の取組事例

資料：「養育費不払い解消に向けた検討会議」（第2回（令和2年7月17日）、法務省）

（1）離婚前後の弁護士相談

離婚を考えている又は、すでに離婚した保護者が、養育費や面会交流の取決めについて、子どもの福祉と利益を視点にして考えることができるよう離婚問題に精通した弁護士による相談を月1回予約制で実施する。

（2）養育費の保証推進事業

養育費の確保を保証し、子（18歳未満）の生活基盤を安定したものとするために、保証会社と養育費保証契約を結ぶ際の本人負担（保証料上限額5万円）を補助する。保証会社は、養育費の最大12回分を立て替える。

また、養育費の支払いや面会交流の機会を確実に確保するため、話し合いによる取決めを支援する裁判外紛争解決手続（ADR）の利用費用の一部（5万円を上限）を補助する。

（3）面会交流コーディネーター事業

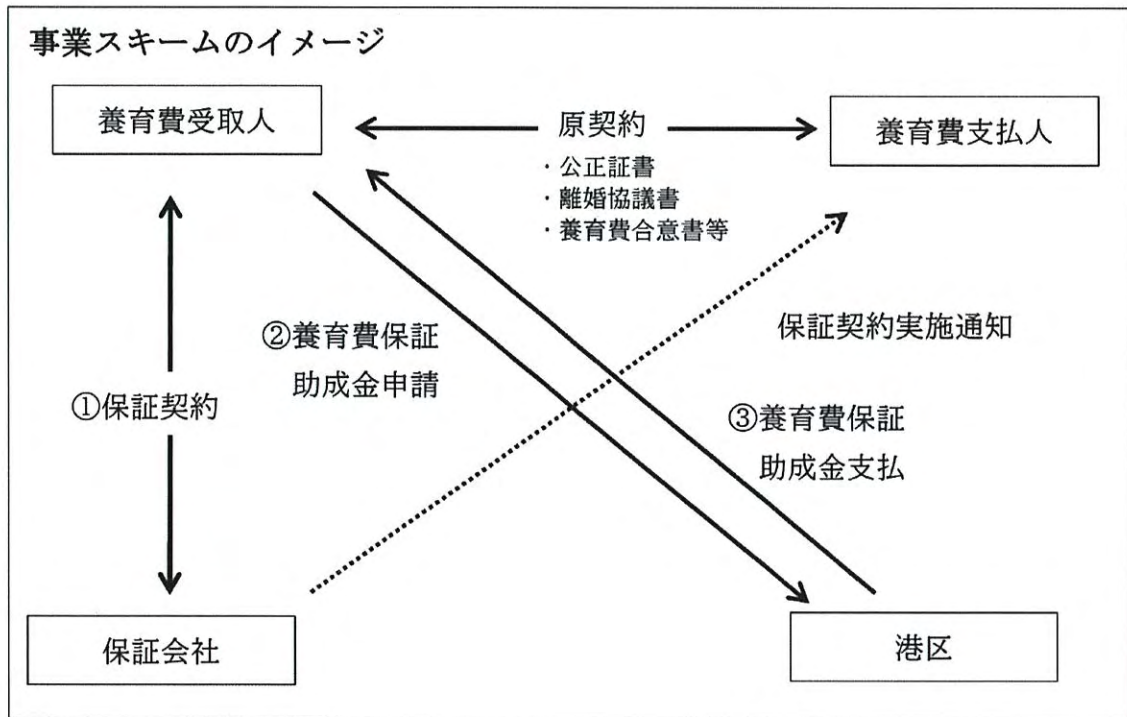
離婚後の子どもの気持ちに添った適切な面会交流が実施されることを目的として、港区内に住む中学生までの子どもを対象とした面会交流コーディネーターを民間事業者（NPO法人東京面会交流支援センター）に委託して実施する（年10組、1組につき12回まで支援）。

港区が取り組む『離婚前後の親の支援』の全体像

	令和元年度以前の取組	令和2年度からの取組
普及啓発	区広報、ホームページ、啓発パンフレットの印刷・配布	同左
	国、東京都、民間団体が発行する啓発パンフレット等の配布	同左
相談	家庭相談（家事調停員による相談：毎週火曜日・金曜日＝予約制）	弁護士による離婚相談（月1回） 【令和2年10月～】
	東京都、民間団体等の相談窓口紹介	DV加害者プログラム利用助成
支援	民間団体の取組紹介	同左 養育費保証サービス利用助成
		ADR利用助成

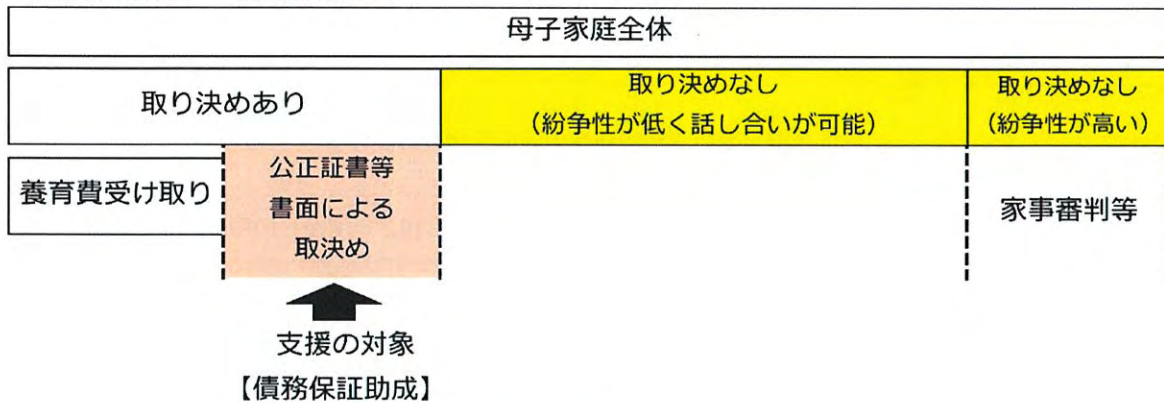
出典：「養育費不払い解消に向けた検討会議」（第2回資料）

港区の養育費保証推進事業のスキーム

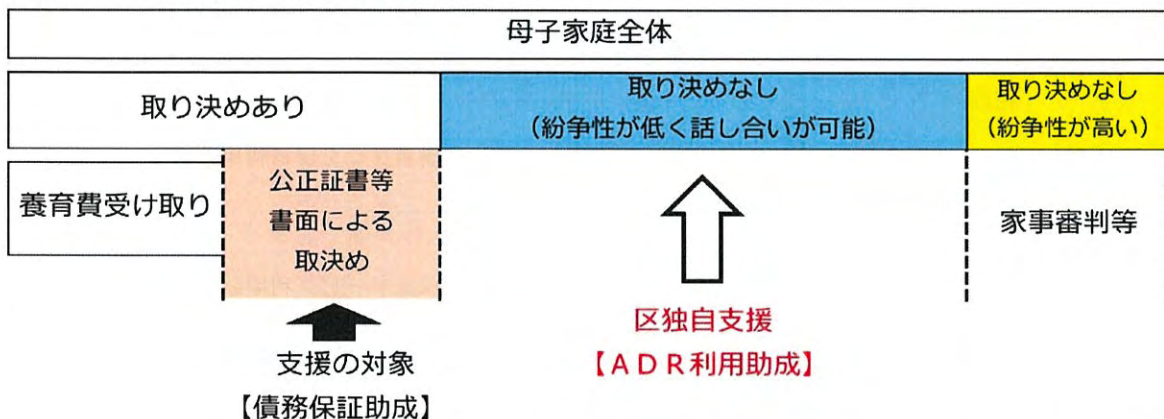


【先進自治体と区の取組比較】

<先進自治体> 債務保証のみ



<港区> 債務保証 + ADR利用



出典：「養育費不払い解消に向けた検討会議」（第2回資料）

3. 明石市の取組事例

資料：「養育費不払い解消に向けた検討会議」（第2回（令和2年7月17日）、法務省）

資料：明石市HP

明石市では、まちの未来でもある「こども」を社会全体で守り、健やかに育ていく視点から、離婚や別居に伴う養育費や面会交流などの「こどもの養育支援」について、平成26年4月から「明石市こども養育支援ネットワーク」の運用を開始し、支援に取り組んでいる。

（1）これまでの取組

明石市が平成26年4月から取り組んできた支援は、次の通りである。

【平成26年4月～】

① 相談体制の充実化（こども養育専門相談の実施）

公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）大阪ファミリー相談室の相談員による「こども養育専門相談」を毎月1回、市役所本庁舎で実施。

② 参考書式の配布（養育合意書・養育プラン・作成の手引きの配布）

夫婦間の話し合いにおける参考資料としてもらうため、養育費や面会交流などについて記載された「こどもの養育に関する合意書」、「こども養育プラン」及び「合意書・養育プラン作成の手引き」を離婚届の配布時や相談時に配布。

③ 関係機関との連携（連絡会議の開催）

離婚や別居に伴う養育支援のあり方などに関する関係機関との意見交換及び情報共有を行うため、定期的に「明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議」を開催。

【平成26年10月～】

④ 「こどもと親の交流ノート（養育手帳）」の配布

離婚や別居後におけるこどもの情報を父母間で共有し、こどもの養育に役立てるため、こどもの日常生活や面会交流の内容について記録するための冊子（養育手帳）を希望者に配布。

⑤ 「親の離婚とこどもの気持ち」の配布

親が離婚する場合におけるこどもの気持ちを父母に伝え、こどもへの配慮を促すため、親へのアドバイスや母子・父子家庭への支援策などを記載したパンフレットを養育合意書・養育プラン・作成の手引きとともに配布。

⑥ 親子交流サポート事業（天文科学館の無料利用）の開始

離婚や別居後に離れて暮らす親子間の交流を深めるための場所として、市立天文科学館を無料で利用可。プラネタリウムのファミリーシートやイベントの優先予約もすることができる。

【平成 27 年 1 月】

⑦ 離婚前講座（離婚後の子育てとこどもの気持ち） ※終了

離婚や別居の際におけるこどもの心理を専門的な立場から親に伝えるためのグループワーク（F A I Tプログラム）などを実施。

【平成 27 年 8 月】

⑧ こどもふれあいキャンプの実施 ※終了

親の離婚や別居を経験したこどもを対象に、同じ経験を持つ者と交流する場を提供し、家庭・家族の悩みを軽減・緩和するためのキャンプ（2泊3日）を実施。

【平成 28 年 9 月～】

⑨ 面会交流コーディネーター事業

離婚前後における親子の交流を深めてもらうために、面会交流におけるこどもの引き合わせや連絡調整を実施。

【平成 30 年 11 月～】

⑩ 養育費立替パイロット事業の試行実施 ※受付終了

市が業務委託した保証会社が、養育費を受け取れていないひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する事業を試行的に実施。

ひとり親家庭と保証会社との間で養育費保証契約を結び、市は初回の年間保証料（上限5万円）を負担。

【令和 2 年 7 月～】

⑪ こどもの養育費緊急支援事業

養育費を受け取れていない方にかわって、市が本来支払うべき人に催促し、それでも支払われない場合に、市が立て替えることでこどもを支援。

【令和 2 年 8 月～】

⑫ 養育費取り決めサポート事業

こどもが養育費を確実に受け取れるように、養育費の取り決めを調停調書や公正証書などの公的な書類として作成することを支援。

- ・裁判所への手続きの仕方をアドバイス
- ・調停申立や公正証書の作成等にかかる費用を補助

明石市における養育費等に関する取り組み

養育費に関する取り組み

1 参考書式等の配布

○ 子どもの養育に関する合意書・子ども養育プラン【参考書式】(2014年4月～)
養育費・面会交流などの取決めに
関する合意書や手引きを離婚届と
ともに配布
全国では養育費の取決め率が
約6割のところ、明石市では7割に
(2015年度)



→法務省が手引きを作成し、全国の自治体で配布を開始 **ぜひ有効活用を!**

○ 親の離婚と子どもの気持ち【パンフレット】(2014年10月～)

子どもの気持ちを父母に伝える冊子を配布し、**子どもへの配慮**を促す
【参考書式】とセットにして離婚届とともに配布

2 養育費立替パイロット事業 (2018年11月～)

業務委託した総合保証会社が養育費を保証、不払いの場合は立替・督促・回収
市が申込受付(審査なし)、**調停申立ての支援、1年分の保証料を負担**
定員18名の試行実施 → 通知・督促により養育費の支払いがあったケースも

効果 第三者の介入による不払いの解消、公的機関の関与の重要性
課題 養育費の天引き防止(養育費全額を子どものもとへ)

3 子どもの養育費緊急支援 (2020年7月～)

新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急対策
市が義務者に支払いを働きかけ、不払いの場合は市が1か月分(上限5万円)を
立替・督促・回収



現行制度のもとでの対応

- 1 養育費不払いの解消に向けた検討会議
- 2 養育費の専門相談窓口の開設
 - ・ 全ての市町村に
- 3 児童扶養手当現況届に合わせた情報提供
 - ・ ひとり親家庭の支援に繋げる機会

その他の取り組み

〈面会交流支援〉

～養育費と面会交流はともに重要な子どもの権利～

1 面会交流のコーディネート(2016年9月～)

市職員が事前面談、交流日程の調整、
子どもの受渡しや付添いを実施



2 子どもと親との交流ノート【養育手帳】(2014年10月～)

父母間で子どもの情報を共有するためのノートを希望者に配布



3 親子交流サポート事業(2014年10月～)

面会交流の場として、市立天文科学館の入館料を無料化

〈相談体制の充実〉

1 子ども養育専門(2014年4月～)

専門の相談員(FPIC)による相談を月1回市役所で実施

2 離婚後の子育てガイダンス@ひとり親家庭総合相談会(2016年8月～)

毎年8月の児童扶養手当現況届に合わせてひとり親家庭総合相談会を開催
養育費・面会交流、子どもの成長について考えるガイダンスを実施

〈関係機関との連携〉

○ 明石市子ども養育支援ネットワーク連絡会議(2014年2月～)

関係機関との意見交換・情報共有の場として、連絡会議を開催

【関係機関】

- ・ 日本司法支援センター(法テラス)兵庫地方事務所
- ・ 公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)大阪ファミリー相談室
- ・ 兵庫県臨床心理士会
- ・ 兵庫県社会福祉士会
- ・ 明石公証役場
- ・ 子どもの貧困対策センター(公益財団法人あすのば)

【有識者】弁護士、大学教授

【オブザーバー】神戸家庭裁判所

自治体として望むこと

取り決め・取り立ての手続の負担軽減を!

- ・ 調停・強制執行手続の簡易・迅速化
- ・ 公正証書作成費用の無償化 など

出典：「養育費不払い解消に向けた検討会議」(第2回資料)

相談窓口のご案内

◎明石市役所

相談の種類	相談の内容	相談日時	相談場所
子ども養育専門相談	離婚の際の養育費や面会交流に関することなど	毎月第4木曜日 13:00～16:00 毎月1日の朝8:55から電話でその月の予約（ただし、閉庁日の場合は翌閉庁日）	市民相談室 ☎918-5002
法律相談 （弁護士）	多重債務・離婚・相続など法律問題全般	毎週火・金曜日 13:00～16:00 当日の朝8:55から電話予約	
出張法律相談 （弁護士）	多重債務・離婚・相続など法律問題全般	13:30～16:30 毎月1日の朝8:55から電話でその月の予約（ただし、閉庁日の場合は翌閉庁日） ☎918-5002 （市民相談室）	第2月曜日 大久保市民センター 第3月曜日 魚住市民センター 第4月曜日 二見市民センター
女性のための法律相談	女性が抱える問題に対する女性弁護士による法律相談	原則第3木曜日 13:30～15:30 予約受付時間 火曜日～日曜日 9:00～17:00	あかし男女共同参画センター 女性のための相談室 （アスピア明石北館7・8階） ☎918-5611
母子・父子相談	ひとり親家庭に関する生活相談	月～金曜日 9:00～17:00	児童福祉課 ☎918-5182
就労相談	ひとり親家庭の父母の自立に向けた就労に関する計画を策定するなどの支援		

※詳しくは、担当課にお問い合わせください（土（一部を除く）・日・祝日、年末年始は休み）
◎その他の機関

◆養育費相談支援センター

電話相談 03-3980-4108 0120-965-419（携帯電話使用不可）

平日（水曜日を除く）10:00～20:00 水曜日12:00～22:00

土/祝日（年末年始を除く）10:00～18:00

メール相談 info@youikuhi.or.jp

◆公益社団法人家庭問題情報センター 大阪ファミリー相談室（有料）

☎06-6943-6783 受付時間 月～金（年末年始、祝日を除く）10:00～16:00

お子さんの健やかな成長のために

～養育費と面会交流～

子どもたちが安心して暮らし、健やかに成長していけるよう、離婚の際にお父さん、お母さんとしてできることを考えておきましょう

合意書・養育プラン作成の手引き



平成24年4月1日より民法の一部が改正され、協議離婚の際には子の監護者（親権者）だけでなく、「面会交流」や「養育費」についても定められることとされ、その取り決めにあたっては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」旨が明記されました。

明石市政策局 市民相談室

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

☎ 078-918-5002

FAX 078-918-5102

こどもの養育に関する合意書

記入例

1. 親権
こどもの養育については以下のとおりとします。

氏名	性別	生年月日	養育者
おかし はなこ 1 子 明石 花子	女	2018年 1月 1日生	父 ・ 母
おかし たろう 2 子 明石 太郎	男	2020年 4月 1日生	父 ・ 母

2. 養育費
(父・母)は(父・母)に対して、以下の条件でこどもの養育費を支払うこととします。ただし、父の経済的立場が重要視される場合には、協議の上調整することとします。

養育費の額	いつから	養育費の支払期間	いつまで
第1月額 35,000円	この取決めの日から	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月(25)日まで <input type="checkbox"/> 以下の学校卒業するまで	この誕生日まで 次に誕生日後の3月まで
第2月額 35,000円	この取決めの日から	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月(25)日まで <input type="checkbox"/> 以下の学校卒業するまで	この誕生日まで 次に誕生日後の3月まで

その他(入学、進学、習い事、入籍や手帳にかかる費用等の負担について)

養育費の支払方法(口座振込の場合は、支払者が負担します)

第1子	第2子
<input checked="" type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行(信用金庫) 銀行(信用金庫) 銀行(信用金庫) 銀行(信用金庫) <input type="checkbox"/> 郵便局 <input type="checkbox"/> その他()

口座振込の場合は、以下の口座に振り込まれます。

第1子	第2子
<input checked="" type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行(信用金庫) 銀行(信用金庫) 銀行(信用金庫) 銀行(信用金庫) <input type="checkbox"/> 郵便局 <input type="checkbox"/> その他()

3. 面会交流
こどもの面会交流(親と過ごす時間)は、継続的にこどもと面会し、精神的に成長を遂げるため、一緒に遊んだり、一緒に寝たり、一緒に食事したり、一緒に遊ぶこととします。面会交流の際は、こどもの安全と安心を第一とします。

交流の方法	交流の場所	父の連絡方法
<input checked="" type="checkbox"/> こどもが育つ環境() <input type="checkbox"/> (1) 週末() 日曜() 祝日() 祝日() <input type="checkbox"/> (2) 平日() 祝日() 祝日() <input type="checkbox"/> (3) 平日() 祝日() 祝日()	<input checked="" type="checkbox"/> 公園・児童館 <input type="checkbox"/> 公園・児童館 <input type="checkbox"/> 公園・児童館 <input type="checkbox"/> 公園・児童館	<input checked="" type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> メール

こどもの養育について、以上のとおり合意します。

父	明石 一郎	電話 (090-1234-5678)
母	明石 さくら	電話 (090-8765-4321)
住所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	

面会交流とは？

離婚後あるいは別居中に、別れて暮らす親子が面会したり、連絡しあったりすることを「面会交流」といいます。

両親は離婚して他人になっても、親子の関係は変わりません。子どもの福祉を害さない限り面会交流を実施することが子どもの健康な発達を促すと考えられています。子どもは、表面上はともかく心の底では両方の親から愛されたいと願っているからです。養育費が別れて暮らす子への経済的支援だとすれば、面会交流は、精神的支援であり、いずれも親と子の絆を強めるものです。

面会交流が円滑に行われるために、父母は十分に子の利益が図られるようお互いに協力する必要があります。このため、父母は離婚協議の中で、双方が納得できる内容や方法についてよく話し合うことが大切です。

子どもと会わずに養育費をもらいたいのですが？

養育費と子どもに会うこと(「面会交流」と呼んでいます)とは別の問題です。面会交流を実施しなくても養育費を請求することはできます。しかし、子どもに会うことは養育費を支払う動機になることで、別れた親と子が良い関係を持てるようにすることは子どもの成長にとっても大事なことです。会わせることが難しいような事情がある場合には、最近の子どもの様子を知らせたり、写真などを送ってあげるといった方法もあります。

面会交流を真に子どものものにするために

面会交流は、離婚の怨念や係争中の事件の駆け引きの道具にされはなりません。親の離婚を経験している子どもは、父親にも母親にも愛されたいと願っています。そのために、自分が微妙な立場にいることを自覚しており、別居している親がプレゼントしようとしても、子どもは、同居している親、きょうだい、祖父母はどう思うかを考え、要らないと言わなくても、同居している親、物で子どもの教心を買うところではなく、子どもに父親の愛、母親の愛を感じ取ってもらおう場です。面会交流を終えた子どもが、「楽しみに父と母と素直に言えて、それを聞いた同居親が「よかったネ」と言ってくれてくれるような交流であることを願っています。

公益社団法人 家庭問題情報センター発行「家庭問題情報誌 ふあみりお 第39号『子どもたちへの応援歌』(2006.10.26発行)より

養育費とは？

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用です。一般的に言えば、未成年子（経済的・社会的に自立していない子）が自立するまで要する必要な経費、教育費、医療費などです。この世に生を受けた子どもに親としてその生活を保障し、心の成長を支えることは、当然の責任です。養育費の支払いは、親として子に対する最低の義務であり、別れて暮らす親と子を結ぶ絆であり、親子である証になるものです。

養育費取り決めの時期と方法は？

- 話し合いで決める
話し合いで納得いく結論に至るのがベストです。離婚するとき、親権を決めると平行して、金額、支払時期、支払方法など細かい点まで煮詰める必要があります。結果は、口約束だけでなく、書面にしましょう。費用や手間はかかりますが、公証役場で、公正証書にするのが望ましいでしょう。公正証書にしておくと、万一、不払いになっても、強制執行（差し押さえ）ができるのです。
- 家庭裁判所の調停や審判などで決める
未成年の子どものある夫婦の離婚調停では、養育費の取り決めにするのが普通です。また、離婚届を出してからでも、養育費請求の申し立てをすることもできます。調停での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所では審判で養育費を決めます。家庭裁判所の調停や審判で決まれば執行力のある債務名義と同じような効果があるので、いざというときには、強制執行（差し押さえ）もできます。
- 家庭裁判所の裁判で決める
離婚を求めた訴訟で、離婚と同時に養育費について、判決で決めてもらうこともできます。
- 離婚後の養育費の請求
養育費は、離婚時に決めていなくても、子どもの必要や親の支払能力に応じ、いつでも、請求できます。
- 事情の変更があった場合の養育費の金額の変更
養育費は、長い年月継続するものです。その間、生活状況が大きく変化し、以前に決めた養育費が実情に合わなくなることもあるでしょう。一緒に暮らす親にすれば、子どもの成長や病気など監護費用が増大することもあるでしょう。また、別れて暮らす親からすれば、再婚して扶養家族が増えた場合や転職により、減収となる場合もあるでしょう。そういう場合、増額や減額の話し合いができなければ、養育費額の変更について、家庭裁判所の調停・審判を申し立てることができます。

「子どもの養育に関する合意書」は、父母がお互いの約束事を証明する文書で、双方が署名することにより二人の間での契約書となります。2通作成し、双方で1通ずつ保管してください。なお、市に提出していただけでもはありません。

1 親権

親権は、親が子を監護養育する権利と義務で、婚姻中は父母が共同で行使しますが、離婚後は、父母の一方が親権者となります。未成年の子がいる夫婦の離婚では、離婚届を提出する際、それぞれ親権者を決めなければならない。

いずれの親と暮らすのが子の福祉に合うのか、父母が子の福祉の視点に立ってしっかりと話し合いをする必要があります。

2 養育費

親権者を決めると平行して、金額、支払時期、支払期間、支払方法を具体的に決めておきましょう。養育費は、子どものためのものです。子どもと離れて暮らす親との関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めましょう。

① 養育費の額

父母で話し合っ決めて決めますが、折り合いがつかない場合は、東京・大阪養育費等研究会が策定した「養育費算定表」が参考になります。「養育費算定表」は、公表されており、市のホームページ等で見ることができま。

子どもが複数の場合は、それぞれの額を決めておきましょう。

② 養育費の支払期限

支払いの時期を決めてください。毎月決めた日までに支払しましょう。

③ 養育費の支払期間

支払いの始期と終期を決めておきましょう。

④ その他

定額の養育費とは別に、入学金や医療費などの臨時的な費用負担等についても決めておくようにしましょう。

⑤ 養育費の支払方法

支払方法（口座振込など）を決めておきましょう。複数の子どもがいる場合は、それぞれについて決めておくようにしていきましょう。

3 面会交流

面会交流は、子どものためのものですので、子どもにとってもどのような面会交流が望ましいかという視点から、具体的な条件を取り決めておきましょう。

① 交流の頻度と方法

週又は月に何回、何時間、宿泊（宿泊程度）、手紙や電話のやりとりを認めるかなどを決めておきましょう。

② 交流の場所

交流する場所を決めておきましょう。また、待ち合わせ場所も決めておくことが望ましいでしょう。

③ 父母の連絡方法

連絡方法の手段を具体的に決めておくことが望ましいでしょう。

④ その他特記事項

事情が変わった場合は再度協議することや、誕生日のプレゼントや交通費等の費用負担などについても取り決めておくことが望ましいでしょう。

おいらせ

明石市では、面会交流のコーディネートも行っています。

今さら連絡
とりにくいなあ

お父さんは
どうしてるの？

交流日程の連絡調整を
サポートします

※経験豊富な
スタッフがお手伝い
します

交流当日はスタッ
フがお子様を引き
合わせます

よかったね～

楽しかった！

こどもが離れて暮らす親と会いたいといっているけれど...
別居している親とは、直接連絡を取りたくない・顔をあわせられない等のご
事情がある方へ、市の職員が交流日程の調整や当日の受渡しなど行います。
詳しくは、市民相談室までお問い合わせ下さい。

【お申込み・お問い合わせ】

明石市 市民相談室

TEL 078-918-5002 Fax 078-918-5102

E-mail soudan@city.akashi.lg.jp

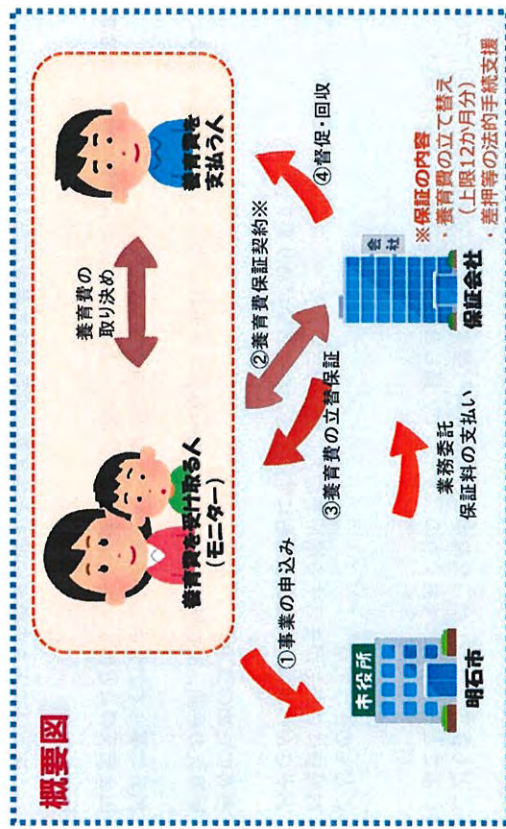
2018年10月作成
明石市 市民相談室

養育費立替パイロット事業のご案内

明石市では「こどもを核としたまちづくり」の方針のもと、離婚前後のこども
養育支援に取り組んでいます。養育費を取り決めたも受け取れないというご相談
が多く寄せられていることから、民間の保証会社と連携して、「養育費立替パイ
ロット事業」を試行的に始めます。
このたび、ひとり親家庭の方を対象に、この事業に協力していただいたモニタ
ーを募集します。

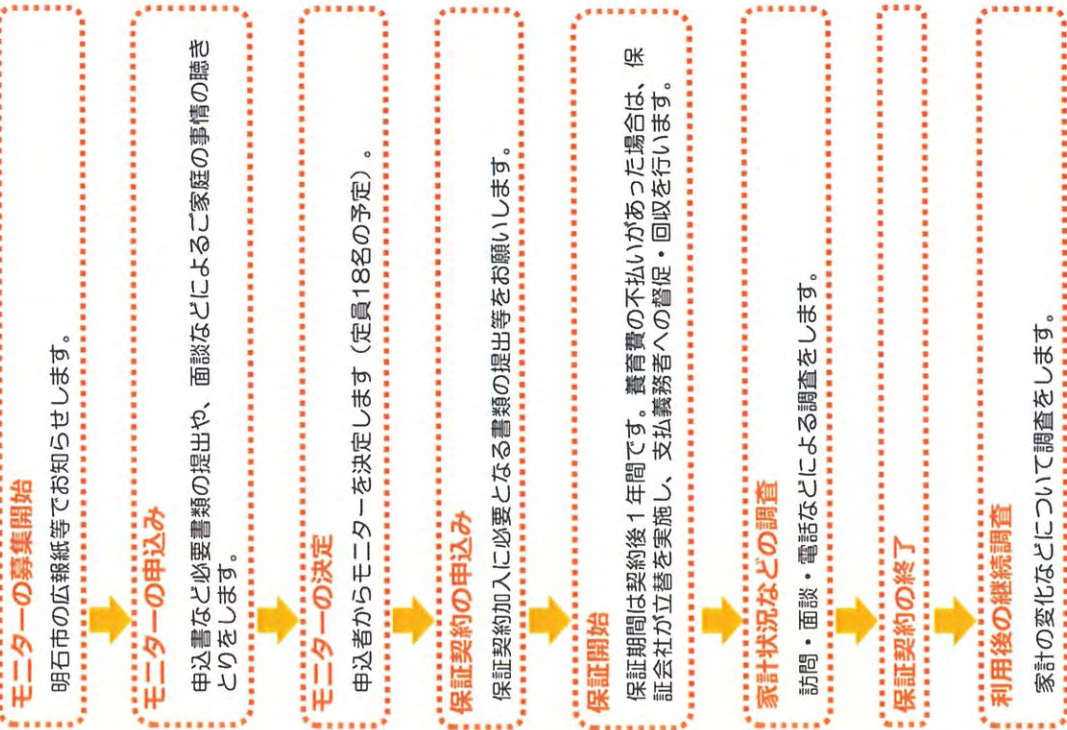
◆事業の概要

- ① 希望者が市にモニター申込みをします。
- ② モニターを決定した後、保証会社と養育費保証契約を結びます。
初回の年間保証料は、市が負担します。(モニターに費用はかかりません。)
- ③ 養育費の不払いがあった場合、モニターが保証会社に連絡すると、保証会社
はモニターに養育費を立替払いします。(上限5万円/月)
- ④ 保証会社が養育費を支払うべき人から督促・回収します。



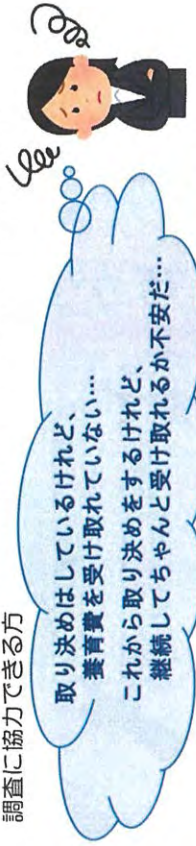
出典：「養育費の不払い解消に向けた検討会議」（第2回資料）

◆事業の流れ



◆モニターの対象となる方

- ・離婚をしてこどもと明石市に住んでいるひとり親の方
- ・いずれかに当てはまる方
 - ① 養育費の取り決めについて、債務名義（確定判決、調停調書など）を有する方
 - ② これから調停など裁判所の手続で養育費を決める方
- ・今後も明石市に住む予定で、最大3年間、家計や家庭の状況などの調査に協力できる方



◆モニター調査の内容

はじめに、家計やこどもの養育の状況などについてお伺いします。その後、養育費の受け取りなどによってどのような変化があったかをお聞きます。家庭訪問や郵送での回答、電話での問い合わせなどを行います。



◆モニター申し込み期間

※2018年11月～2018年12月末※

コラム 国内外の養育費の確保について

養育費は、こどもの健やかな成長のために必要不可欠なものです。しかし、我が国では実際に養育費を受け取っている割合は25%に満たない状況です。もともと、諸外国では行政が主体となり、養育費を確保する支援を実施しています。例えば、アメリカやイギリスでは養育費を支払わない非同居親に対して、行政による給料からの天引きなどの徴収が行われるほか、運転免許の停止（米）や最長6週間の収監（英）等が定められています。ほかにもスウェーデン、ドイツ及びフランスでは、養育費が支払われていない場合は、国による替替いが行われ、非同居親に対して請求及び徴収をしています。明石市では、親の離婚においてこどもが受ける経済的不利益を軽減するように、取り組みを検討しています。

2020年7月
スタート

明石市こどもの養育費緊急支援事業

「せっかく取り決めをしたのに養育費を支払ってもらえない…」お困りの方へ！

受け取れていない養育費を市が立て替えます

1ヶ月分、5万円まで



対象になる方

こどもが明石市に住んでいる

調停調書や公正証書などの
公的な取り決めをしている

前月分の養育費を受け取れて
いない



相手に連絡を取りにくいし、
諦めようかな…

こんな方や、そんな方も…

かわりに催促してくれたら
負担が減って助かるなあ…



明石市 市民相談室
電話 078-918-5240 (専用ダイヤル)
FAX 078-918-5102
E-mail soudan@city.akashi.lg.jp

まずはお気軽に
お問合せください

出典：「養育費不払い解消に向けた検討会議」（第2回資料）

別居・離婚を経験した親子のために…
明石市に住む子ども達を支えます

※面会交流…子どもと離れて暮らしているお父さん
やお母さんが子どもと会って話をしたり一緒に遊ん
だりして交流することです

面会交流を サポートします!

今さら連絡
とりにくいなあ



お父さんは
どうしているの?



交流日程の連絡調整を
サポートします



※経験豊富なス
タッフがお手伝い
します

交流当日はスタッ
フがお子様を引き
合わせます



よかったね～



※すでに面会交流を実施中の方でも、お困りごとがあればご相談ください。



多くの子どもは、父親にも母親にも愛されたいと願っています。面会交流は、その願いに応えるチャンスです。



※子ども・父・母の同意を確認したうえで、面会交流の支援を始めます

お申し込み・
お問い合わせ

明石市政策局 市民相談室

電話：078-918-5002 FAX：078-918-5102

メールアドレス：soudan@city.akashi.lg.jp

あなたとこどもの気持ちに寄り添って こどもの養育を応援!

明石市では、こども養育専門相談や親子交流のお手伝いなど、離婚後の子育てを応援しています。

こどものために「養育費」を支払ってほしい

あなたとこどもを応援

こども養育専門相談

なかなか聞けない「こども」の養育に関する相談について家庭問題の専門家が1時間じっくりお話をお聞きします。

日時 毎月第4木曜日 午後1時～4時
予約 毎月1日(開庁日の場合は翌開庁日)から電話にて予約受け付け

こどもを離婚した元夫・元妻と会わせたいんだけど、どうすればいいの?

あなたとこどもを応援

面会交流のお手伝い

「今さら連絡をとりにくい」「自分たちだけでは不安」など、交流のお手伝いを希望する親子を専門のスタッフがサポートします。

詳しくは裏面へ

あなたとこどもを応援

交流場所の提供

離婚や別居後に離れて暮らす親子間の交流を深めるための場所として、市立天文科学館を無料でご利用いただけます。

親子で一緒に星空散歩

あなたとこどもを応援

養育手帳を配布

(こどもと親の交流ノート)

離婚や別居後におけるこどもの情報を父母間で共有し、こどもの日常生活や面会交流の内容について記録するためのノートを希望者に配布しています。

養育手帳 ▶

明石市から全国へ

明石市の取り組みを参考に、法務省でも「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」の配布を始めました。

詳しくはWEBで! [法務省 養育 検索](#)

市民課窓口(市役所本庁舎2階)で配布しています



明石市 政策局 市民相談室

電話：078-918-5002

FAX：078-918-5102

メールアドレス：

soudan@city.akashi.lg.jp

詳しくはWEBで!

[明石市 養育支援 検索](#)

2016年12月作成

第3節 神戸市における取組

資料：「養育費の履行確保等に関する取組事例集」（令和2年10月、厚生労働省）
資料：神戸市HP

神戸市では、子どもたちの健やかな成長のために、養育費の確保に向けて、養育費の取り決めから、保証、履行確保までの総合的な支援を行っている。

（1）養育費・面会交流等専門相談

離婚、養育費、面会交流、調停、家庭内の悩みごとなど、離婚前後の子どもの養育費に関する手続きの案内を、専門相談員がひとり親家庭支援センターや区役所（3か所）で行う。

（2）女性弁護士による法律相談

慰謝料、遺産相続、金銭貸借など、法律に関わる全般的な相談を女性弁護士が行う。

（3）公正証書等作成費補助

養育費に関する取り決めを促進するため、公正証書の作成費用、家庭裁判所の調停調書の作成費用等を補助する。（上限5万円、1回限り）

（4）保証会社の利用費補助

養育費支払いの履行確保のため、民間の養育費保証会社と保証契約した場合の本人負担分を補助する。（上限5万円、1回限り）

神戸市の取組

- 離婚前講座、弁護士による無料法律相談、養育費・面会交流等専門相談の実施
- 公正証書等作成費補助、保障会社の利用費補助の実施など相談から債務名義化による継続した履行確保の促進を総合的に支援

① 離婚前講座の実施

- ・離婚前講座を年に2回開催
- ・離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として無料の講座を実施。
- ・2回の内、1回は養育費・面会交流等専門相談の相談員に講師を依頼し、その後の相談につなげる仕組みにしている。

〈講座受講から相談までの流れ〉

事前予約	・講座受講を希望する方が、ひとり親家庭支援センターHPか、電話で申し込む。
講座受講	・離婚前に必要な知識を習得する。
相談	・受講後に相談会を行うことで、養育費・専門相談につなげる

〈相談実施（見込み）〉

- ・年間2回実施予定
 - ・令和2年度については、新型コロナの影響で、1回のみ。
- ※講座終了後、希望があれば個別相談も可能。出来る限り、養育費・面会交流等専門相談につなげる

② 弁護士による法律相談の実施

- ・神戸市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等の対象として無料の弁護士相談を実施。
- ・相談はひとり親家庭支援センターにおいて、毎週実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要。（先着順）
- ・1回35分、複数回受けることも可能。
- ・離婚全般に関する法律相談に対応。公正証書等作成費補助や、保証会社の利用費補助等の他の養育費確保のための支援施策を情報提供することで債務名義化と継続した履行確保の促進を図っている。

出典：「養育費の履行確保等に関する取組事例集」（令和2年10月、厚生労働省）

〈相談までの流れ〉

事前予約	・相談を希望される方が、ひとり親家庭支援センターHP か電話で事前予約
聞き取り	・ひとり親家庭支援センターによる状況確認
相談	・弁護士による無料相談

〈相談実績（見込み）〉

- ・令和2年度は、新型コロナの影響で、個別面談のみならず、電話相談も実施。
- ・月4回実施。
火曜日 16時～19時
金曜日 13時～16時
- ・令和元年度相談件数 136件

③ 養育費・面会交流等専門相談の実施

- ・神戸市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等の対象として無料の養育費・面会交流等専門相談を実施。
- ・相談はひとり親家庭支援センターと区（東灘区、北区、垂水区）で、それぞれ毎月1回実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要。（先着順）
- ・1回50分、複数回受けることも可能。（50分あれば、ある程度ゆっくり相談に対応できる）
- ・離婚、養育費、面会交流、調停、家庭内の悩みごとなど、離婚前の子どもの養育に関する手続のご案内を行う。必要に応じて、他の養育費確保のための支援施策を情報提供している。
- ・既存の弁護士による法律相談との棲み分けを行うため、明確な法律相談の意思がない場合には、まずは養育費・面会交流等専門相談につなぐこととし、相談の窓口となる関係者（就業相談員や父母父子自立支援員等）にも共有した。

〈相談までの流れ〉

事前予約	・相談を希望される方が、ひとり親家庭支援センターHP か電話で事前予約
聞き取り	・ひとり親家庭支援センターによる状況確認
相談	・専門相談員による無料相談

出典：「養育費の履行確保等に関する取組事例集」（令和2年10月、厚生労働省）

〈相談実績（見込み）〉

- ・令和2年度から実施。年度当初は、新型コロナの影響により、電話相談で対応。
- ・4か所で、それぞれ毎月1回実施。
13時～16時

④ 養育費に関する公正証書等作成費補助の実施

- ・養育費に関して公正証書等の作成にかかった経費を補助。令和2年4月から実施。
- ・1人1回限り。上限5万円
- ・対象の子どもは、20歳未満
- ・公証役場には事前に連絡を行い、養育費にかかる経費が分かるように領収書の作成依頼を行った。
- ・まずは、債務名義化の促進が非常に重要であると考えたため、所得制限は設定していない。

〈補助の流れ〉

申請	・補助を希望される方が、ひとり親家庭支援センターに来所または郵送で申請
支給決定	・神戸市が補助金の交付決定
請求	・申請者の請求に基づき、市が補助金を支給する

〈申込みに必要な書類〉

- ・申請書
- ・補助経費の領収書等
- ・銀行口座の通帳
- ・作成した公的書類
- ・住民票（児童扶養手当証書でも可）

〈利用実績（見込み）〉

- ・令和2年9月時点で10名が申請
（慰謝料や年金分割等の項目も含めて公正証書を作成している方がほとんどである）

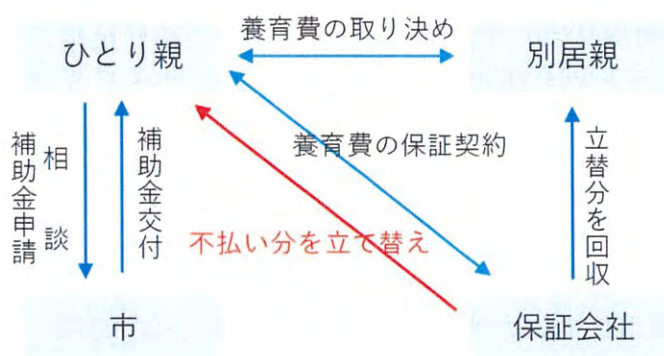
出典：「養育費の履行確保等に関する取組事例集」（令和2年10月、厚生労働省）

⑤ 養育費に関する保証会社の利用費補助の実施

- ・公正証書等により養育費の取り決めを行っている者を対象として、その者が保証会社と契約した際にかかった契約料（保証料）を補助。令和2年4月から実施。
- ・1回限り。子どもは20歳未満。
- ・まずは継続した履行確保を促進するため、所得制限は設定していない。
- ・養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

保証期間：契約締結日から1年間以上
年間保証料：月額養育費と5万円と比較して少ない方の額
保証内容：受取れなかった月の養育費を保証会社が立て替えて支払う
(最大12カ月分)

〈事業イメージ〉



〈申込みに必要な書類〉

- ・申請書
- ・補助経費の領収書
- ・銀行口座の通帳
- ・作成した公的書類
- ・住民票（児童扶養手当証書でも可）

〈利用実績（見込み）〉

- ・令和2年9月時点で1名が利用

出典：「養育費の履行確保等に関する取組事例集」（令和2年10月、厚生労働省）

第4章 養育費の確保に関する課題

資料：「養育費不払い解消に向けた検討会議」（法務省）

「養育費不払い解消に向けた検討会議」（法務省）は、令和2年5月29日の「法務大臣養育費勉強会取りまとめ」を踏まえ、養育費の不払い解消に向けて、現行法の下での運用改善や見直しで対応可能な課題の検討・実施を図るとともに、養育費の履行確保に向けた新たな立法課題についても議論し、制度化も視野に入れた検討を進めるため、令和2年6月29日に立ち上げられた。

以降、検討会議では、我が国の離婚した夫婦のうち8割近くにも及ぶ養育費の不払い状態を解消することが、待ったなしの喫緊の課題であるという共通認識の下、まずは、養育費不払い問題の改善に資する取組として、できることから一刻も早く着手すべきであると考え、関係団体や有識者からの集中的ヒアリングや構成員での意見交換を進めた。その上で、既存の制度・取組の運用改善や関係機関との連携など、現行制度の下で直ちに対応可能な方策や運用上の対応について、法務省自ら又は法務省が関係機関と連携・協議して速やかに着手し又は検討を開始すべき取組メニュー等を精査し、その結果を検討会議の中間取りまとめとして、「養育費の不払い解消に向けた当面の改善方策（案）」（中間取りまとめ～運用上の対応を中心として～）を取りまとめた。

また、今後養育費の不払い解消に向けて、「養育費の理念や取決め段階の課題」「養育費の取立て・不払いの支援段階に関する制度的課題」に関し、どのような観点から新たな制度的在り方や現行制度の見直しを行えばよいか、議論が進められている。

以下に、「養育費の不払い解消に向けた当面の改善方策（案）」（中間取りまとめ～運用上の対応を中心として～）の概要、及び新たな制度的在り方や現行制度の見直しに係る議論の視点の概要を示す。

1. 養育費の不払い解消に向けた当面の改善方策

資料：「養育費の不払い解消に向けた当面の改善方策（案）」（中間取りまとめ～運用上の対応を中心として～）（養育費不払い解消に向けた検討会議／法務省）

(1) 速やかに取組の改善、運用の見直しを図るべき事項

「養育費不払い解消に向けた検討会議」（法務省）の「養育費の不払い解消に向けた当面の改善方策（案）」（中間取りまとめ～運用上の対応を中心として～）における当面の改善方策は、次表のとおりである。

【養育費の不払い解消に向けた当面の改善方策】

項目	具体的方策	今後の課題等
第1 養育費取決め等の促進		
1-1	法務省離婚パンフレットの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○離婚届等を受け付ける自治体窓口において取決めの説明や促進を図るための法務省作成の離婚パンフレットがより適切に参照されるよう、離婚届用紙を取りに来た人へのパンフレットの効果的配付や、自治体内の適切な相談窓口等におけるパンフレットの有効活用を図ることが望ましい。
1-2	養育費計算ツールの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親でも支払われるべき養育費の水準把握が容易となるよう、法務省ホームページ等において、養育費自動計算ツールの提供を開始するなど情報提供を充実させる必要がある。 ○より使いやすいものになるよう、養育費自動計算ツールの作成主体、利用方法、検索機能等の利便性、周知方法等、今後検討を要する。 ○前提となる養育費算定表は、定期的な見直しや外部有識者の意見等を通じて内容の充実が必要。
1-3	離婚届用紙の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○離婚時の取決めの動機付けのため、離婚届用紙の様式の見直し等（例えば、離婚届における取決め内容の記載欄の追加、取決め内容に関する調査用紙の配布）が必要（現状の離婚届用紙は、養育費の取決めの有無に関するチェック欄に記入する形式）。 ○例えば、離婚届用紙の取決めのチェック欄に「協議中」等の記載を設け、離婚届提出後の早期の情報提供・相談・解決につなげる。 ○調査用紙等の配布を通じて、調査結果の分析やそれを踏まえた関連施策への積極的活用を検討すべき。
第2 支援・相談体制の充実・強化		
2-1	離婚届による支援情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○離婚時における取決めの支援を進めるため、離婚届用紙の記載を通じた情報提供（例えば、相談機関に関する） ○離婚届用紙の記載を通じた情報提供に加えて、標準的養育費額の

項 目		具体的方策	今後の課題等
		る情報など)を進める。 ○養育費問題に関する相談機関等の情報を離婚届用紙に記載することは、離婚問題に悩む人の目に触れる機会を増やし、幅広い周知に繋がる。	水準や取決め方法に関する情報提供、離婚に伴う実践的合意書のひな形の配布等も、今後検討が必要(多様・効果的な相談手段の実現)。
2-2	多様・効果的な相談手段の実現	○対面のみでなく、電話やウェブ、SNS等により弁護士等に相談することができるよう、日本弁護士連合会(日弁連)・弁護士会等と連携して、相談窓口の多様化や専門相談窓口の設置等の検討を進める。	○相談体制の充実のため、利便性の高いSNSサービスの実現や利用可能なサービス時間帯の延長が望まれるし、弁護士会の他に司法書士会との連携が課題。 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、喫緊の重要課題。
2-3	相談・支援機関に関する一元的情報提供	○各種の相談・支援機関等における提供業務に関する情報や、養育費に関連する紛争解決手続、利用可能なサービス等について、より分かりやすく正確な情報提供の充実(一元的提供)を進める。	
2-4	法テラスに関する施策	○一元的な問い合わせ窓口として、法テラスに専用ダイヤルを設けることの検討を進める。 ○法テラスにおいて、弁護士等による無料電話相談会の実施の検討。 ○法テラスと弁護士会等とが連携して、法テラスの契約弁護士名簿の記載情報を充実させるなどの取組を進める。 ○各自治体への法テラスの業務内容等の周知・広報を徹底するとともに、自治体を法テラスの指定相談場所に指定する取組を進める。	○養育費問題について司法書士による書類作成援助の活用強化を進めていくべき。
2-5	公正証場の利便性向上	○公正証書による養育費等の取決めが進むよう、公正証人の積極関与や、子の利益に配慮した運用、さらには休日夜間対応等のサービス充実を図られるよう、日本公正証人連合会(日公連)等と連携して、公正証制度の利用促進や公正証場の利便性向上の検討を進める。	・日公連や各公正証場ホームページにおける分かりやすい公正証書ひな型の提供や、作成費用等に関するより幅広い情報提供も望まれる。
2-6	弁護士による養育費問題相談会の開催	○泣き寝入りとなっている養育費不払い案件の適切な掘り起こしのため、日弁連や弁護士会等と連携して、養育費問題を始めとする離婚紛争に特	

項 目		具体的方策	今後の課題等
		化した相談会の開設等の検討を進める。	
2-7	養育費問題に関する弁護士研修の充実	○養育費問題を支援する弁護士の育成充実を図るため、日弁連や弁護士会等と連携して、例えば、日弁連会員向けの養育費問題に関するオンライン講義の提供など、養育費問題を始めとする離婚紛争に関する研修の充実（オンラインでの統一研修教材も含む。）に、積極的に協力すべき。	
2-8	弁護士に関する情報提供の充実	○情報提供の一環として、日弁連や弁護士会等と連携して、弁護士会等の実施する研修受講履歴の活用や、自治体連携に際して委任弁護士の選定に当たっての活用等の検討を進める。 ○養育費問題を始めとする離婚紛争に精通した弁護士に関する情報取得を容易とするため、弁護士会の分野別登録制度などの取組の充実に向けて、日弁連・弁護士会等と連携して、その紹介や横展開の検討を進める。	
第3 民事執行など裁判手続の改善、ADRも含む紛争解決手続の充実			
3-1	改正民事執行法の周知	○改正民事執行法に基づく財産開示手続や第三者からの情報取得手続について、ひとり親を始めとする関係者へのより効果的な周知を進める。	○現行民事執行制度における養育費請求権の強化された特則等に関する周知についても積極的に進めるべきである。
3-2	継続的支払を確実にするための合意条項の促進	○養育費に関する取決めにおいて、非監護親の預金口座から子の名義の預金口座への自動送金条項を設けるなど、継続的な養育費支払の確実性を高める方策を検討し、その利用を促進。	
3-3	養育費に関する手続の負担軽減	○裁判所ホームページを用いるなどした分かりやすい申立ての確保、周知や、裁判所の履行勧告の積極的な活用の促しなど、手続利用に関し、ひとり親による養育費に関する裁判所の手続の心理的負担が軽減する方策について、最高裁等と連携して、必要な検討を進める。	・裁判所の調停手続の迅速化、調停に代わる審判の活用、申立ての支援や負担軽減、DV被害者への配慮、民間のあっせん仲介手続で合意に達した場合における即日に調停を成立させる取組の実施、履行勧告等の運用改善、調停委員への養育費に関する研修実施。 ・弁護士会ADR、民間の認証ADRの利用促

項目	具体的方策	今後の課題等
		進についても今後の課題。
第4 強制徴収制度の創設をはじめとする公的な取立て支援		
4-1	海外法制・運用状況の調査研究	○諸外国の先進的知見を得るため、公的機関による養育費の履行確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究等（フィンランドの「オーロラAI」の取組等のプッシュ型行政サービスの調査研究など）を速やかに進める。
第5 自治体における先進的取組の横展開と国による支援		
5-1	自治体職員向け研修の支援	○離婚をめぐる問題では初期段階での公的支援・関与が有効であることから、自治体における支援や解決機能の強化に繋がるよう、日弁連等の協力を得て、自治体職員・相談員向けの養育費問題に関するウェブ講義等の研修用ツールを提供。 ・研修内容においては、DV被害を受けた人への配慮についても検討課題となる。 ・相談体制の強化のため、自治体関連職員の増員や常勤化についても検討課題。
5-2	自治体と連携した支援枠組みの構築	○日弁連や弁護士会等と連携して、自治体における養育費問題の法的支援体制・枠組みの充実（相談・解決機能の強化等）に関して、全国の自治体からの相談・助言に応じる対応体制を構築すべきである。併せて、弁護士以外の心理学、社会福祉分野等の専門家との連携についても、体制整備の充実策として進める。 ○自治体窓口における養育費支援・解決の機能強化に繋がるよう、意欲ある自治体と連携した法的支援のニーズ把握や支援の効果等の成果を検証するためのモデル事業を行う。 ・ひとり親家庭向け手引きへの養育費関連情報の掲載、公正証書作成費用の援助等も今後の検討課題である。 ・一部の自治体の養育費保証契約の保証料補助等の取組について、そのスキームいかんでは <u>弁護士法との関係</u> ^{*1} もあり、事業規制の必要性を指摘する意見もある。 ・DV被害を受けていても養育費の取決めを行うことができるような体制として、内閣府男女共同参画局等と幅広く連携して、児童精神科医等の専門家の支援関与についても検討していくべきである。 ・モデル事業の成果の効果的活用方法等の検討。
第6 養育費問題に関する周知・広報の拡充、社会啓発		
6-1	広報ツールの充実	○養育費の不払い解消に向けた国民向けの広報啓発ツールの充実（法務省提供のホームページの見直し、新規 ・養育費の支払義務者に向けた養育費に関する認識の改善・向上のた

項目		具体的方策	今後の課題等
		動画の作成等) を抜本的に図る。	めの十分な広報手段も要検討。
6-2	婚姻時等における情報提供・支援	○婚姻届用紙の交付時や婚姻届の提出時に際し、子を育てる責任を認識させるための啓発をするなど、夫婦間の葛藤の低い早期段階において、必要な情報提供、子に関する取決めの支援を進める取組を開始。	・未婚・非婚のひとり親家庭で育つ子の養育についても、養育費の問題は同様に生じており、その点も併せて要検討。
6-3	若年層等に対する教育・啓発	○若年層教育・社会教育の一環として、家族・親子の関係や婚姻・離婚に関する正しい理解の推進や法的問題及びその解決策のレクチャーを、学校教育や地域教育の中で積極的に進める。	
第7 その他、併せて検討すべき課題			
7-1	新たな連携枠組みの立ち上げ	○関係機関の連携強化を図るため、日弁連等と連携して、新たに「養育費支援連携会議」(仮称)を設置して、実務上の課題や対応を協議する枠組み(構成員として、法務省のほか、厚労省、最高裁、日弁連、民間支援機関等が考えられる。)を立ち上げる。	・全国規模や基礎自治体ごとの連携体制の適切な構成員についても、今後検討していくべき。

※1：弁護士法に抵触するおそれがある行為の例

- ・他人の権利を譲り受けた上で回収することを業務とすることができるのは原則として弁護士のみ(弁護士法73条(譲り受けた権利の実行を業とすることの禁止))
- ・養育費についての交渉の代行など「法律事務」に該当するは、弁護士以外の者が業とすることは認められない(弁護士法72条(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止))

2. 養育費の理念・取決め段階に関する制度的課題

資料：「養育費の理念・取決め段階に関する制度的課題（案）」（養育費不払い解消に向けた検討会議／法務省）

「養育費不払い解消に向けた検討会議」では、養育費の不払い解消に向けて、養育費の理念や取決め段階の課題に関し、新たな制度的在り方や現行制度の見直しについてどのように考えるかについての論点をまとめている。その概要は、以下の通りである。

【養育費の理念・取決め段階に関する制度的課題】

項目	内容
第1 子の養育に関する請求権をより強固なものに位置付けるための制度的方策	
1 現行法の規定等について	<p>(1) 監護親から非監護親に対する養育費支払請求権について、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①離婚後の子の監護に関する費用について定めた民法第766条を根拠に挙げる見解 ②扶養義務に関する民法第877条を根拠に挙げる見解等がある。 <p>養育費について、民法第766条では、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。」と定められており、現行法の下での養育費請求権は、監護親から非監護親に対する父母間の財産的請求権（費用清算的なもの）と位置付けられている。一方で、民法第877条では、父母の子に対する扶養義務が定められており、離婚をしても父母の子に対する扶養義務が消滅するわけではないことから、子の非監護親に対する扶養料請求権が行使されていると考えることもできる。なお、民法上の扶養義務規定を前提として、母子及び父子並びに寡婦福祉法第5条において、扶養義務の履行確保に関する努力義務規定が設けられている。</p> <p>(2) 養育費を含む子の監護について必要な事項を父母間で定める場合、子の利益を最も優先して考慮しなければならないと規定されている（民法第766条）。</p>
2 現状に対する指摘等について	<p>平成23年の民法改正により、1(2)のとおり、離婚後の子の監護に関する事項を定めるにあたっては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないと明確に規定されることとなったことからもうかがわれるように、養育費は、子の養育のために必要であって、子の利益を図るためのものと位置付けられていると考えられる。</p> <p>そこで、養育費の性格について子の養育の観点からの重要性を一層強調すべきであるとの指摘や、養育費請求権を父母間の問題ではなく、子の立場からの権利として再構成すべきとの指摘がある。また、現状の養育費請求権の位置付けを見直す場合には、1(1)で述べたとおり、現行法においても、離婚をしても父母の子に対する扶養義務（民法第877条）が消滅するのではなく、子自身の扶養料を請求する権利は認められていることから、子の非監護親に対する扶養料請求権との関係も問題となる。</p>

項目	内容
3 考えられる制度的方策について	<p>(1) 養育費請求権の位置付けの見直しについて、どのように考えるか。そのほか、離婚後の父母の子に対する扶養義務を明確化するための制度的方策として、どのようなものが考えられるか。</p> <p>(2) 父母は、離婚後の子の監護に関する事項を定める際に、子の利益を最も優先して考慮しなければならないが、養育費の取決めや履行に際し、父母が考慮すべき事項をさらに明確化することについて、どのように考えるか。</p>
第2-1 取決めに促進するための制度的方策	
1 協議離婚時に夫婦間での取決めに促進するための制度的方策	
1 現行法の規定等について	<p>現行法では、協議離婚をするときは、父母が養育費（子の監護に要する費用）の分担を定めることとされ（民法第766条第1項）、養育費の負担は父母の責務と解されている。また、民法第877条の扶養義務規定を前提として、母子家庭等の児童の親は、当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならないこと、非監護親の扶養義務の履行確保に努めなければならないこととされている（母子及び父子並びに寡婦福祉法第5条第1項、第2項）。しかし、養育費について何ら取り決めていなくとも協議離婚することは可能であり、現状は、例えば、離婚届の「養育費の分担について取決めをしている」のチェック欄にチェックがされている割合は、約64%にとどまっているほか、母子世帯の母の養育費の受給状況は「現在も受けている」が約24パーセントに過ぎない（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）状況となっている。</p>
2 現状に対する指摘等について	<p>取決めをしていない理由として、「相手方と関わりたくない」「相手に支払う能力・意思がないと思った」というものが母子世帯、父子世帯共に上位にある（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）ことから、養育費の取決めに促すための周知・啓発を一層進めていくのみでなく、未成年の子がいる父母が離婚する場合の養育費の重要性等についての認識を改善すべく、協議離婚時にできる限り養育費に関する取決めをすることを義務付けるべき（義務の内容には、努力義務も含む。）などの指摘がある。</p> <p>一方で、協議離婚の要件を加重すると、DV等に苦しむ一方の親が他方の親から早期に解放されることを困難にしたり、そもそも話し合いすら困難な父母に対して不可能を強いることになるとの強い懸念も指摘されているところである。</p>
3 考えられる制度的方策について	<p>そこで、協議離婚時に養育費に関する取決めに促進するための制度的方策について、例えば、以下の事項に関してどのように考えるか。</p> <p>ア 父母に対し、離婚が子に与える影響や子のために取り決めるべき事項、協議方法等をレクチャーする「親ガイダンス」については、既に一部の自治体等で取り組まれているが、これを制度化し、未成年の子がいる夫婦が離婚を検討している場合に、公的機関が、協議離婚に先立って、父母にその受講を義務付けたり努力義務としたりすることについて、どのように考えるか。</p> <p>イ 離婚届に、養育費の取決め内容を記載することを原則として義務付けることとしたり、取決めの届出制度を採用したりすることについて、どのように考えるか。また、諸外国の例を参考に、未成年の子がいる夫婦の協議離婚時に、原則として養育費の取決めを義務付けたり努力義務としたりすることについて、どのように考えるか。</p>

項 目	内 容
	<p>ウ 夫婦間で取り決められた養育費の内容につき、将来的な不履行の場合に強制執行が容易となる債務名義とするための制度的方策（協議離婚時の新たな債務名義化手続の創設や公正証書作成の容易化等）について、どのように考えるか。</p> <p>エ そのほか、離婚時に取決めがされない要因の解消策や取決め率を向上させる制度的方策について、どのようなものが考えられるか。</p>
<p>2 離婚前の別居時に夫婦間での取決めを促進するための制度的方策</p>	
<p>1 現行法の規定等について</p>	<p>婚姻中は、夫婦で婚姻費用を分担するとされ（民法第 760 条）、婚姻費用には子の養育費も含まれる。未成年の子がいる父母が不仲となり、離婚に先立って別居が開始される場合も、離婚するまでは父母共に婚姻費用分担義務を負うが、民法には「別居」について定めた規定はない。</p>
<p>2 現状に対する指摘等について</p>	<p>この点については、別居開始時において、父母間で、婚姻費用の分担を含め、子の養育に関して十分な協議がされないことが多く、本来分担されるべき婚姻費用が分担されずに子の利益を害しているため、別居開始時に民法第 766 条第 1 項に規定されている「子の監護について必要な事項」の取決め（養育計画の作成）を義務付けるなど何らかの規律を設けるべきであるとの指摘がある。他方で、そもそも「別居」という概念を民法に創設することが可能かつ相当なのかとの指摘もされる場所である（例えば、単に「別居」という場合は、夫婦仲が悪くなって住居を異にする場合だけでなく、単身赴任等の理由で住居を異にする場合も含むものと解される。）</p>
<p>3 考えられる制度的方策について</p>	<p>上記 2 の指摘を踏まえ、離婚前の別居段階において、婚姻費用の分担について十分な協議がされないことを解消するための制度的方策として、どのようなものが考えられるか。協議離婚段階において考えられるものと同様の規律を別居段階で設けることについて、どのように考えるか。</p>
<p>3 夫婦間の取決めが困難な場合に一方又は双方を支援するための制度的方策</p>	
<p>1 現行法の規定等について</p>	<p>ア 法テラスでは、民事法律扶助業務として、弁護士等による法律相談を実施しているところ、同一人に対する法律相談は、同一問題につき 3 回が限度とされている（日本司法支援センター業務方法書 16 条 7 項）。</p> <p>イ 法テラスから弁護士費用等の立替えを受けた利用者は、生活保護を受給していない場合であっても、生活保護を受給している者に準じる程度に生計が困難であり、かつ、将来にわたってその資力を回復する見込みに乏しいと認められるときであれば、立替金の償還の免除を受けることはできる（日本司法支援センター業務方法書 59 条の 3・1 項）。</p> <p>ウ 法テラスによる法律相談は、基本的に対面による面談方式によることとされているが、新型コロナウイルス感染症の拡大に対する対応として、令和 2 年 10 月 30 日まで、オンライン・電話による法律相談が実施可能とされている（日本司法支援センター業務方法書 16 条 2 項等）。</p>
<p>2 現状に対する指摘等について</p>	<p>ア 法律相談については、実務上、一回の相談時間が 30 分となっており、相談者のニーズに適切に応えるだけの十分な相談時間が確保できていないのではないかと、同一問題につき 3 回という制限をなくすことができないかといった意見がある。</p>

項目	内容
	<p>イ 養育費請求に関する弁護士費用等の立替えに関し、その償還を免除又は減額すべきといった意見もある。</p> <p>ウ 利用者の負担を軽減するため、オンライン・電話による法律相談が継続的に実施されるべきといった意見もある。</p>
3 考えられる制度的方策について	<p>ア 養育費請求に関するものに限って、法律相談の回数制限をなくすことについてどのように考えるか。</p> <p>イ 養育費請求に関するものに限って、弁護士費用等の立替金の償還を免除又は減額することについてどのように考えるか。</p> <p>ウ オンライン・電話による法律相談を継続的に実施することについてどのように考えるか。</p>
第2-2 紛争解決手続（裁判、ADR）を通じた取決めを容易にするための制度的方策	
1 裁判手続の負担の軽減及び利便性の向上	
1 現行法の規定等について	<p>養育費調停請求の申立先は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は合意で定めた家庭裁判所である（家事事件手続法第245条第1項）。もっとも、当事者が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合、電話会議又はテレビ会議を利用した家事調停手続を行うことができる（家事事件手続法第54条、第258条第1項）。</p> <p>また、養育費調停請求の申立てにあたり、申立書のほか、標準的な申立て添付書類として、対象となる子の戸籍謄本や申立人の収入に関する資料の提出を求められるということがある（家事事件手続規則第127条、第37条第2項）。</p>
2 現状に対する指摘等について	<p>裁判所への出頭や複数の書類の準備の負担等により、調停の申立てを躊躇することがあるのではないかと指摘も考えられる。</p> <p>また、現行制度において、子の監護に関する処分事件（養育費）等の平均審理期間は5.3か月であり、調停等の手続に時間を要することから、養育費の取決めを諦めてしまう当事者もいるのではないかと指摘がある。</p>
3 考えられる制度的方策について	<p>養育費請求に関する裁判手続の管轄裁判所の規律の見直しや申立先・申立ての際に必要な資料等の在り方について、どのように考えるか。</p> <p>利用者の中には、平日や昼間に休暇の取れない人や、調停等への出頭により欠勤することで収入が減少し、生活費や養育費の支払に影響があるケースもあるとの指摘があるが、これらの指摘に対応した取組を可能とするための制度を設ける可能性について、どのように考えるか。</p> <p>また、迅速な審理実現の観点から、養育費の取決めがない場合に、裁判所の手続（調停、審判等）において養育費の取決めを速やかに得ることが容易となるよう、新たな制度的方策としてどのようなものが考えられるか。例えば、諸外国で導入されている算定のためのガイドライン等を参考として、当事者の協議により養育費の取決めが行われない場合に、養育費計算ツールを使って、子の人数や年齢、監護親や非監護親の所得、監護形態等から算出される養育費の月額について、特段の事情のない限り、養育費の金額が自動的に決定するような制度の導入について、どのように考えるか。</p>
2 ADRの利用促進	
1 現行法の規定等について	<p>裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）は、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを</p>

項 目	内 容
	<p>目的として、民間紛争解決手続の業務に関し、認証制度を設けるとともに、時効の完成猶予等に係る特例を定めて、その利便性の向上を図っている。</p>
<p>2 現状に対する指摘等について</p>	<p>民間ADRは、利用機関によっては、平日の夜間、土日の利用が可能になること、電話会議等を利用したリモートでの手続が可能になること、専門家による専門的な知見を踏まえた解決が図られること等の利点があり、紛争の実情に即した柔軟・多様で迅速な解決を図ることができる手続として、養育費の取決めを求める一人親の実情・ニーズに沿うものといえる。もっとも、認証ADRについてみると、「子の監護に関する紛争」を専門的に取り扱う認証ADR機関は限られていること、手続の利用についても、近時のIT技術の進展等に十分に対応したものとなっていないことなどから、認証ADR機関へのアクセス環境が十分でないとの指摘がある。</p> <p>また、現行法の下では、民間ADR機関の利用により養育費の取決めがされたとしても、その和解合意には執行力が付与されないことから、取決めがされた養育費の履行を確保するためには、別途公正証書を作成したり、改めて裁判手続を利用したりする必要がある。仮に、民間ADR機関における和解合意に執行力が付与されるのであれば、民間ADRの利用が促進されるとの指摘がある。</p> <p>他方で、公正証書を作成する等、養育費の履行を確保するための手段が存在するのであれば、民間ADR機関における和解合意に執行力を付与する制度を設ける必要性がないとの指摘のほか、執行力が付与されることにより当事者に警戒感が生まれ、自由な話し合いができないといった萎縮効果が生じるおそれがある、和解合意の内容の適切性や妥当性を担保するために手続の厳格性、画一性を求めるあまり、ADR機関の多様性が損なわれてしまうなど、かえって民間ADRの利用が阻害されることを危惧する指摘もある。</p>
<p>3 考えられる制度的方策について</p>	<p>養育費請求権を念頭に、その取決めを行う手続として民間ADRがより幅広く活用されるよう、例えば、民間ADRのリモート化やIT化を促進するための具体的方策の検討を進めることのほか、一定の条件の下に、裁判所の決定により、民間ADR機関における和解合意に執行力を付与する制度を構想することについて、どのように考えるか。</p> <p>そのほか、養育費の取決め確保に向けて、民間ADRの利点をより効果的に発揮させるための制度的見直しとして、どのようなものが考えられるか。</p>
<p>第2-3 紛争解決手続を通じた取決めの子の意思を反映させるための制度的方策</p>	
<p>1 現行法の規定等について</p>	<p>家事事件手続法においては、家事審判や家事調停における子の意思の把握に関する規定が置かれ、審判や調停にあたって、子の年齢や発達に応じてその意思を考慮する義務があると規定されている（家事事件手続法第65条、第258条）。</p>
<p>2 現状に対する指摘等について</p>	<p>裁判所における手続において、子どもの最善の利益が主として考慮されなければならないとされており（児童の権利に関する条約第3条）、子どもの意思が受動的に聴取されるだけでなく、子どもの意思を能動的に手続に反映させることで、子どもの最善の利益を図ることが必要であるとの指摘がある。</p> <p>養育費の金額を決めるにあたって、子どもの意思を積極的に反映させた上で、養育費について話し合うことが望ましいという意見もあり得る。</p>

項目	内容
3 考えられる制度的方策について	<p>養育費を定める手続において、父母間の協議・調整のみに委ねるのではなく、子の意思を反映させて子の利益を正当に守るための制度を導入することについて、どのように考えるか。</p>
第2-4 取決めができない場合に、それに代替するものを確保するための制度的方策	
1 現行法の規定等について	<p>現行法では、未成年の子がいる父母が離婚した場合であっても、養育費に関する父母間の具体的な取決めや、調停、審判等における具体的な定めがなければ、具体的請求権は発生しない（養育費を支払わない他方親に対し、具体的な金額を請求することはできない）とされている。</p>
2 現状に対する指摘等について	<p>この点については、現状において、DVや児童虐待があるために養育費について話し合うことがそもそも困難である父母がいることや、調停や審判等を利用しようにも、弁護士に相談・依頼したり、自分で裁判を迫行したりするだけの心理的・時間的余裕等がない場合も多いことなどから、現行制度を抜本的に見直して、協議離婚時までに養育費の取決めがなければ、協議離婚と同時に一定金額の具体的な養育費請求権が自動発生する（協議離婚の成立により父母間で具体的な金額を当然に請求できる）こととして、子の当面の養育を確保すべきであるとの指摘がある。他方で、そもそも、このような諸外国にも例のない制度を導入することの当否のほか、その自動発生する場合の要件や（例えば、取決めがない全ての協議離婚で発生するとするか、DV等の事情がある場合に限定するか等）、自動発生する養育費の金額等をどのように定めるべきかという問題があり、規律の仕方によっては、例えば、養育費の自動発生を嫌った一方の親が離婚に同意しないことで協議離婚が困難になるのではないかなどの懸念も指摘される。</p> <p>このほか、協議離婚時に具体的な養育費請求権が自動発生するというアプローチではなく、離婚成立後速やかに父母間の合意や裁判手続により取決めが確保されるよう、例えば、取決めがない協議離婚があった場合には、離婚後に父母間での養育費に関する協議が直ちに開始されるようなアプローチも検討の余地がある。</p>
3 考えられる制度的方策について	<p>上記2における指摘を踏まえ、例えば、以下の制度的方策についてどのように考えるか。</p> <p>(1) 未成年の子がいる夫婦が協議離婚した場合には、養育費の取決めがなくとも、暫定的に一定金額の具体的な養育費請求権が自動発生する（協議離婚の成立により夫婦間で当然に請求できる）とすることについて、どのように考えるか。また、自動発生する要件や、自動発生する金額の水準や定め方等について、どのように考えるか。</p> <p>(2) 具体的な取決めがないままに協議離婚した場合には、離婚成立後速やかに具体的かつ合理的な取決めが確保されるよう、離婚直後から公的機関が関与して、行政による支援や司法的解決手続（調停等）に誘導するような制度を設けることについて、どのように考えるか。</p> <p>(3) その他、協議離婚時に養育費の取決めができない場合に、子の養育を守るために検討すべき制度的対応として、どのようなものが考えられるか。</p>
第3 取決めの促進に向けた国・自治体の関与を強化するための制度的方策	
1 現行法の規定等について	<p>国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、養育費の履行を確保するために、広報その他適切</p>

項 目	内 容
	な措置を講ずるよう努めなければならないとされている（母子及び父子並びに寡婦福祉法第5条第3項）。
2 現状に対する指摘等について	これまで、養育費の取決め促進のため、離婚届出の様式に養育費の分担の取決めに関するチェック欄の追加、「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」の市区町村への配布や厚生労働省による養育費相談支援センターの設置、母子家庭等就業・自立支援センターへの養育費専門相談員の配置等が実施されてきた。近年では、公正証書等による債務名義の作成補助やADRを利用する場合の費用補助など、自治体による先駆的な養育費の取決めに資する支援策も始まっている。こうした先駆的な取組を国として把握し、それらのうち効果のあるものを横展開していくことの必要性も指摘されている。
3 考えられる制度的方策について	養育費の取決めの場面において、国や自治体が適切に関与するため、これを確保する制度的方策として、具体的な制度的手当を行うことを含め、どのようなものが考えられるか。

3. 養育費の取立て・不払いの支援段階に関する制度的課題

資料：「養育費の理念・取決め段階に関する制度的課題（案）」（養育費不払い解消に向けた検討会議／法務省）

「養育費不払い解消に向けた検討会議」では、養育費の不払い解消に向けて、養育費の取立て・不払いの支援段階の課題に関し、新たな制度的在り方や現行制度の見直しについてどのように考えるかについての論点をまとめている。その概要は、以下の通りである。

【養育費の取立て・不払いの支援段階に関する制度的課題】

項目	内容
第1-1 強制執行の利用を始めとする取立てを実効的なものとするための制度的方策	
1 現行法の規定等について	<p>(1) 強制執行手続</p> <p>自己の有する請求権について債務名義を有する者は強制執行手続を利用することができる。実効的な強制執行手続の整備は、権利の実現・保護を図る観点から重要であり、直近では令和元年に、債務者の財産状況の調査に関する規律等を整備する民事執行法等の一部改正法が成立する（本年4月1日施行）など累次の制度見直しが行われてきている。</p> <p>現行制度において、養育費請求権は、他の金銭債権と比べてより保護が図られており、例えば、養育費に係る定期金債権については、①期限未到来分の債権執行も可能であること（民事執行法第151条の2）、②給与債権についての差押禁止の範囲が4分の3から原則2分の1に縮小されていること（同法第152条第3項）、③取立権の発生時期の例外が認められていること（同法第155条第2項、第151条の2第1項1号ないし4号）、④債務者以外の第三者からの情報取得として債務者の給与債権（勤務先）に関する情報取得も認められていること（同法第206条）等が挙げられる。間接強制の方法による強制執行も用いることができる（民事執行法第167条の15）。なお、養育費請求権については、破産手続においても、非免責債権とされている（破産法第253条）。</p> <p>(2) 履行勧告・履行命令</p> <p>上記の強制執行手続の他、義務者の履行を促す制度として、家事事件手続法で定められた家庭裁判所の履行勧告・履行命令の制度がある。すなわち、家事調停や家事審判等で養育費の取決めをした場合には、家庭裁判所は、権利者の申出により、義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる（家事事件手続法第289条）。同様に、家庭裁判所は、家事調停や家事審判等で定められた養育費請求権の支払義務の不履行がある場合、権利者の申立てにより、義務者に対し、義務者の陳述を聴いた上で、相当の期限を定めてその義務の履行をすべきことを命ずる審判をすることができ（同法第290条第1項、2項）、この履行命令に正当な理由なく従わないときは、10万円以下の過料に処することとされている（同条第5項）。</p>
2 現状に対する指摘等について	<p>(1) 強制執行手続</p> <p>養育費の履行を確保する観点から、令和元年民事執行法改正を</p>

項目	内容
	<p>評価する意見もあるが、そもそも、現行の民事執行制度を前提とすると、強制執行のために、①債務名義の取得が前提となること、②強制執行の対象となる財産を債権者側で特定する必要があることから、手続の利用のハードルが相当高く、これを踏まえた改善を検討すべきとの意見がある。また、強制執行手続について、申立ての負担と手続に要する時間的負担の両面で、簡素化・迅速化に向けた更なる見直しを求める指摘がされている。</p> <p>このうち、②の対象財産の特定については、令和元年法改正により新設された第三者からの情報取得手続の活用が期待されるが、例えば、金融機関から債務者の預貯金債権に関する情報を取得しようとする場合、予納金（金融機関1社増えるごとに4000円ずつ加算）等の一時的負担が大きくなり、また、該当する金融機関に預貯金があれば別の金融機関に対しての申立てを要することにもなることから、これらの更なる改善を求める意見がある。</p> <p>同様に、民事執行手続に限らず、養育費に関する裁判手続については、債務者の住所を把握することが困難な場合があり、それが裁判手続を躊躇、断念する要因になっているとの指摘もある。例えば、養育費に関する調停、審判等を申し立てようとする場合には、現行法では、原則として相手方の住所を記載した申立書を提出する必要がある（家事事件手続規則第1条）、公示送達の手立てを行う場合においても、少なくとも、住民票等によって判明している相手方の最後の住所地を申立人において特定する必要がある。しかし、相手方となる者が、市区町村を超えた転居を繰り返しているような場合には、申立人となる者は、戸籍の附票を取得するか、又は相手方の経由した市区町村のそれぞれから住民票の写しの交付を得る必要がある、相手方の現在の住民票上の住所を探知することには相応の労力と時間を要する。これらの負担を軽減するため、一定の場合に、申立人の申出に基づき、裁判所が相手方の現在の住民票上の住所を探知する新たな制度を設けること等を通じ、権利者の権利行使のハードルを下げる必要性が指摘されている。</p> <p>このほか、強制執行手続の利用に関し、①家庭裁判所で養育費に関する調停、審判手続等を進めた上で、民事執行の申立ては、これとは別の地方裁判所に申し立てることは容易でないことから、手続遂行や申立書作成等について弁護士や司法書士による支援を求める意見等がある。</p> <p>(2) 履行勧告・履行命令</p> <p>現行法の下で、家庭裁判所の履行勧告は相当数の利用実績があり、履行率を確保する効果も現に上げている。これに対し、履行命令の制度は広く利用されているとはいえない状況にある。</p> <p>これに対しては、不払いの解消に家庭裁判所の関与を期待する意見がある。現状では、家庭裁判所による養育費の履行勧告には強制力がなく、また、履行命令に違反した場合の制裁が10万円以下の過料にとどまるため、養育費の不払いに対する対策として十分ではなく、家庭裁判所による履行勧告・履行命令制度の強化が必要であるとの指摘もある。</p>
3 考えられる制度的方策について	(1) 養育費請求権に係る強制執行手続について、ひとり親等の手続的負担や時間的負担を軽減する観点から、その制度の在り方に関

項目	内容
て	<p>する検討項目として、どのようなものが考えられるか。</p> <p>(2) 養育費に関する裁判手続において、ひとり親等の権利行使の機会を確保するため、①相手方の現在の住民票上の住所、②相手方の財産や収入等に関する情報を、一定の場合に、裁判所が申立人の申出に基づき探知する新たな制度を設けることについて、どのように考えるか。</p> <p>例えば、上記①に関しては、住民基本台帳ネットワークを利用することが、上記②に関しては、マイナンバー制度の利用がその手段として考えられるとの指摘もあるが、その可能性も含め、どのように考えるか。</p> <p>(3) 養育費請求権に係る強制執行手続の申立てや遂行に関するひとり親等の負担軽減の観点から、民事執行手続の利用に関し、必要と考えられる新たな制度的方策について、どのように考えるか。</p> <p>(4) 上記のような制度上の在り方や方策を考えるにあたり、検討すべき課題や隘路として、どのようなものが考えられるか。</p> <p>(5) 家庭裁判所の履行勧告・履行命令の制度の実効性を高めるため、例えば、履行命令の申立ての容易化、同命令違反の制裁強化を図るなど、履行勧告・履行命令制度の見直しについて、どのように考えるか。</p>
第1-2 民間サービスのノウハウ活用など取立てを効果的に行うための制度的方策	
1 現行法の規定等について	<p>(1) ひとり親等の有する養育費請求権（養育費債権）は、全体としてみれば、多数・小口で、支払期間が長期間に及ぶことが多く、また、債務者に関して所在不明、担保不存在のリスクがあるなど、回収難度が高い債権とみることができるが、現行法では、不払いとなった養育費請求権の取立てを第三者に委託する場合、弁護士法第72条、第73条との関係で、原則として弁護士又は弁護士法人以外のものに債権回収を委ねることはできない。</p> <p>債権の管理回収のノウハウを有する担い手として、法務大臣の許可を受けて債権管理回収業務を担う民間の債権回収会社（いわゆるサービス）が活動しており、現在も営業会社数が70社以上、累積取扱債権数は約2億件、累積取扱債権額は452兆円超にも及ぶが、サービスが取り扱うことができる債権は、債権管理回収業に関する特別措置法（サービス法）第2条に挙げられた金銭債権の類型（特定金銭債権）に限られており、これに養育費請求権は含まれていないため、サービスが養育費請求権の管理回収を行うことはできない。</p>
2 現状に対する指摘等について	<p>(1) サービスは、金融機関等の法人が有する貸付債権に係る不良債権処理等で十分な実績があり、個社の人的・財政的基盤も制度上確保されていることから、整備された体制やシステムを活用し、回収ノウハウに精通した人材・ノウハウを養育費請求権の分野でも活かすことが可能ではないかと指摘されている。既に現行法においても、学生等に対する奨学金債権など多数・小口の債権管理回収の取扱実績があり、法改正によりサービスが養育費請求権を取り扱うことが可能となれば、管理回収に係る法的手続について全国対応が可能であるし、サービスに法令で課せられた厳格な行為規制の下で債権回収の適正も確保されるとの声もある。</p> <p>他方、家族関係の純粋な私的債権をサービスが取り扱うこと</p>

項目	内容
	<p>は、その性質との関係で整理が必要となる上、比較的少額の債権を長期間にわたって取り立てる必要がある養育費請求権の回収に、そもそもサービサーを始めとする民間業者が関与することが相当なのかという問題もある。サービサーは営利企業であるところ、養育費請求権について、①額面より低額で買い取るスキームは考えにくいし、②委託スキームとした場合にも、小口の債権ごとに債権者が多数存在する上、通常、保証人が存在しないことなどからすれば、債権額に比して回収コストが膨大となり、費用倒れとなるか、そうでないとしてもその手数料がひとり親等の過大な負担になることが想定され、子の福祉に反する結果を招くのではないかという懸念がある。</p> <p>そこで、仮にサービサーのノウハウを活用するとしても、現行のビジネスモデルをそのまま養育費請求権で用いることは難しいと考えられることを前提として、例えば、①将来的に法改正によってサービサーによる養育費請求権の取扱いを可能とした上で、ひとり親等が取立てをサービサーに委託する場合の委託手数料（弁護士費用を含む。）の公的負担・補助を広く行うことや、②養育費請求権の取立てを行政が代替する新しいスキームの創設を前提に、代替取立てに当たってサービサー等の債権管理回収のノウハウを活用することなど、新しいアプローチを検討していくことが不可欠のようにも思われる。</p>
3 考えられる制度的方策について	<p>(1) サービサーが養育費請求権を取り扱うことができるよう、サービサー法の見直しを検討することについて、どのように考えるか。その場合のサービサーの位置付けや現実に機能し得るビジネスモデルとして、どのようなものが考えられるか。</p> <p>(2) サービサーが養育費請求権を直接取り扱うことはできない現行法の下であっても、サービサーの債権管理回収のノウハウを活用する方策として、どのようなものが考えられるか。</p> <p>(3) 養育費請求権のような多数・小口の債権について、サービサー以外に、その取立てに関するノウハウや知見の活用が期待できるものとして、どのようなものが考えられるか。</p>
第1-3 不払いの場合の保証会社の利用に関する制度的方策	
1 現行法の規定等について	<p>(1) 近時、民間保証会社において、取り決められた養育費請求権の不払いがあった場合に、あらかじめ保証契約の締結があることを前提に、一定期間の養育費不払いを保証する事業が開始されている。その事業形態や内容は様々なようであるが、その一部については、ひとり親等が負担すべき保証料を自治体が一部補助するなど、自治体によるひとり親等の支援策の内容としても活用されている。</p>
2 現状に対する指摘等について	<p>(2) 民間保証会社による上記スキームについては、養育費の不払いが社会問題化することに伴い、ひとり親等や自治体から評価する声が聞かれる。</p> <p>一方で上記スキームについては、その内容如何では弁護士法第72条、第73条との関係が問題となるとの指摘があるほか、そもそも子の養育のために用いられるべき養育費請求権の回収に、営利を前提とした第三者が介在することにより、ひとり親等にとって少なからぬ費用負担を要することになっていること等について、懸念の声も一部で聞かれる。</p>

項目	内容
3 考えられる制度的方策について	(1) 養育費請求権の不払いに備えた民間保証スキームやそのビジネスモデルに関し、上記のような指摘があることについて、どのように考えるか。
第1-4 強制徴収制度の創設を始めとする公的な取立て支援に向けた制度的方策	
1 現行法の規定等について	<p>(1) 養育費請求権の不払いがある場合、ひとり親等の権利者は自ら権利行使を行う必要があり、最終的には、上記第1-1に挙げた強制執行手続を自ら講じる必要がある。</p> <p>先述のとおり、養育費請求権の要保護性に鑑み、民事執行手続における特例的取扱いが認められているが、権利者自らが権利行使をする必要があることには変わりなく、国や自治体が権利者に代わって養育費請求権の取立てを行う仕組みは制度化されていない。</p> <p>これに対し、海外では、英米法の諸国を中心に、国や自治体が、養育費の請求権者に代わって、給与天引きや還付金の差押え等の方法で、支払義務者から未払養育費請求権を回収し、請求権者に交付するという強制徴収制度を採用する国がある（アングロサクソン・モデル）。この制度は、国等が支払義務者の財産を適時に把握した上で、行政手続の中で養育費を強制的に回収することにより、請求権者の債権回収の負担を軽減することを可能とするものである。</p>
2 現状に対する指摘等について	<p>(1) 養育費請求権の保護の必要性や、ひとり親等による権利行使の困難性を指摘して、我が国においても、養育費請求権について公的機関による強制徴収制度を導入すべきとの意見がある。すなわち、強制徴収制度は、諸外国でも広く用いられている履行確保施策であり、立替払い制度の導入よりも実現のハードルが低いのではないかという指摘や、国民健康保険料、介護保険料等の徴収手続に準じた制度設計や、源泉徴収制度類似の制度、各種還付金・公的給付との相殺などの手段が現実的に考えられるとの指摘がされている。</p> <p>他方、養育費請求権の権利者が義務者に対して有する純粋な私債権である養育費請求権の回収に公的関与を及ぼすことの正当性や位置付け等の法制面の整理・検討がまずは必要であるとの指摘もされている。また、現行制度においては養育費の取決めは協議離婚時に必要なものとされていないが、このような状況下で債務名義となる取決めを有する一部の者のみに資する強制徴収制度を導入することが相当なのかについても、整理・検討が必要であると考えられる。</p> <p>強制徴収制度導入には、この他、徴収に要する体制や財源の問題があるほか、民事執行手続との関係（例えば、公的機関が強制徴収をする場合に、権利者自らも強制執行を併せて申し立てることができるのかという点や併存する場合の調整の要否、義務者が他にも債務を負っている場合に、その他の債務に関する強制執行等と公的機関による強制徴収との関係をどのように整理すべきか、といった点など）等も問題となるとの指摘がある。</p>
3 考えられる制度的方策について	(1) 養育費請求権を対象とした新たな法整備を行い、養育費請求権の権利者に代わって、国等の公的機関が権利者の養育費請求権を行使し、支払義務者から未払いの養育費を回収し、請求権者に交付するという強制徴収制度を採用するとの方向性について、どのように考えるか。

項 目	内 容
	<p>(2) 私債権のうちで養育費請求権に限って、公的機関による強制徴収という独自の手続を認めることの合理性、正当性や、養育費の取決めが必要的なものとしてされていない現行制度下で強制徴収制度を導入することの相当性について、どのように考えるか。</p> <p>(3) 仮に強制徴収制度を導入する場合に考え得る制度枠組みやスキームについては、本会議のこれまでの議論等において、諸外国の例を参考として、①行政機関が、養育費請求権の権利者の申請を受け、独自に義務者の所在や財産を調査・把握し、請求行為や強制執行手続の申立て等を行うという形（取立て代行型）、②養育費請求権に特別の法的性格を付与し、養育費請求権の権利者の申請を受けた行政機関が、公債権と同様に、強制執行手続によることなく、独自の手続で養育費請求権の回収を行うという形（公債権型）、③公的機関が徴収行為までは行わないものの、養育費請求権の権利者に代わって、支払義務者の預貯金債権や給与債権等に関する情報を取得し、これを請求権者に提供する（請求権者は、その情報に基づき、強制執行の申立てが容易となる）という形（徴収情報提供型）、④行政機関が自ら取立てを遂行することなく、取立てのために権利者の代理人である弁護士を活用する仕組みや養育費請求権の回収のための裁判手続の特例を設けることにより、権利者の負担なく養育費請求権の取立てを実現する仕組み（既存手続の特例型）、等が考えられるのではないかと指摘があったが、それぞれのメリット・デメリットやその他の選択肢の可能性等について、どのように考えるか。</p> <p>(4) 強制徴収制度に関する制度上の在り方や方策を考えるにあたり、検討すべき課題や隘路として、その他、どのようなものが考えられるか。</p>
<p>第2-1 不払いが生じた場合に公的給付により支援を行うための制度的方策</p>	
<p>1 現行法の規定等について</p>	<p>(1) 養育費が不払いとなった場合、養育費による収入を生活の糧と見込んでいるひとり親等は、深刻な経済状況に置かれることになる。</p> <p>ひとり親世帯の経済的困窮に対応する行政支援としては、既に様々な取組が進められており、養育費の不払いにより経済的困窮に陥っている場合、前年の所得に基づく所得制限など一定の基準を満たせば、児童扶養手当の受給対象となる（児童扶養手当法第4条等）。</p>
<p>2 現状に対する指摘等について</p>	<p>(1) 現行制度でもひとり親等への経済的支援策は存在するが、例えば、児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給されているものであり、養育費の一部について所得制限を行う際の所得額に算入するなど一定の調整がされているものの、養育費の不払いが生じた場合に特化した支援ではない。例えば、離婚後に取決めに従って養育費が支払われていたのが、突如として支払が中断したような場合、ひとり親等の生活への影響は甚大であるが、児童扶養手当の受給対象とはならない場合があるなど、養育費が不払いとなった場合のセーフティーネットが有効に機能しているか検討の余地があることを指摘する声がある。</p> <p>それらを踏まえ、本来は非監護親の義務として継続的に支払われるべき養育費の支払が滞っている場合、ひとり親等が経済的困窮状態に陥ることを踏まえ、養育費の不払い発生の事実を直接捉</p>

項目	内容
	<p>えて、一時的な緊急支援策として、公的給付として、ひとり親等に対し、養育費不払いによる影響を最小限度にするための一時給付金や緊急融資（貸付金）等の制度を設けることができないかという意見がある。</p> <p>これに対しては、上記のような児童扶養手当など既存の社会保障制度との関係や調整を考える必要があり、また、私債権である養育費請求権について不払いの一事をもって公的関与を開始することの正当性も問われることになると考えられる。</p>
3 考えられる制度的方策について	<p>(1) 養育費が不払いとなっている場合に、ひとり親等が経済的困窮状態に陥ることを踏まえ、養育費不払いに着目した公的給付の仕組みを設けることについて、どのように考えるか。</p> <p>(2) このような新たな公的給付等の制度上の在り方や方策を考えるにあたり、検討すべき課題や隘路として、どのようなものが考えられるか。</p>
第2-2 不払いが生じた場合に公的な立替払いにより支援を行うための制度的方策	
1 現行法の規定等について	<p>(1) 養育費の不払いがある場合の行政支援として、北欧を始めとするヨーロッパ諸国などでは、養育費の支払義務者が取り決められた養育費を支払わない場合に、国や自治体が養育費の一定部分を立て替えて請求権者に支払い、その後支払義務者から立替分を回収するという立替払い制度の立法例がある（スカンジナビア・モデル）。</p> <p>これに対し、我が国では、養育費の不払いがあった場合に、このように公的機関が立替払いをする制度は設けられておらず、第1-1で述べたとおり、ひとり親等の権利者が自ら権利行使を行い、義務者から取り立てる必要がある。</p> <p>なお、参考となり得る別制度として、犯罪被害者給付金制度があり、同制度では、国は、その支給した犯罪被害者等給付金の限度において、当該犯罪被害者等給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得する（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第8条2項）とされている。もともと、国が求償権を行使する例はほとんどないようである。</p>
2 現状に対する指摘等について	<p>(1) 現状では、養育費の請求権者であるひとり親等にとって、自ら強制執行手続を遂行する負担が大きく、困難な場合も多いとされていることに鑑みれば、我が国に新たに立替払い制度を導入するとすれば、少なくとも公的機関が立替払いをする部分については確実かつ早期に養育費を確保することができる仕組みとすることを期待する意見がある。</p> <p>特に、北欧のような幅広い立替払い制度が定着していない我が国の場合、韓国の例を参考に、例えば、立替払いを行う期間や対象を限定した一時的な臨時的立替払い制度を創設することや、権利者において債務名義に基づく強制執行まで行いながらそれが不奏功の場合に限って行う非常救済的立替払い制度の導入等が考えられるとの指摘がある。</p> <p>さらに、立替払い制度と類似のアプローチとして、養育費不払いの場合に、支払義務者を対象とした貸付金制度を設け、かつ、その貸付金は養育費請求権の権利者が直接受け取ることができる制度（義務者がそのような枠組みをあらかじめ了解していることを要することになるとと思われる。）の創設を指摘する意見もある。</p>

項目	内容
	<p>これに対し、立替払い制度については、制度面・運用面から検討すべき種々の課題が指摘されている。制度面では、立替払の法的性格をめぐって、例えば、養育費請求権の譲渡性、処分可能性、第三者弁済の可否も含めた整理、さらには国による取立ての具体的手続や、支払義務者から義務の存否等に関する異議があった場合の法的問題を考える必要があり、また、児童扶養手当など既存の社会保障制度との調整や、公金を投入して立替払い制度を導入することに国民的理解を得る観点からの検討も要することになる。運用面では、当初に立て替えて支払う財源や実施体制の問題があるほか、立替払いを当てにして、支払義務者の支払意欲が減退するおそれがあることや、この制度を悪用した新たな逃げ得の発生といったモラルハザードの問題を生じさせかねないとの懸念が指摘されている。また、現行制度においては離婚時に養育費の取決めをすることは必要なものとされていないが、このような状況下で、諸外国と同様に債務名義となる取決めを有する者のみに資する立替払い制度を導入することとすると、その取扱いが相当なのかについても、整理・検討が必要であると考えられる。</p>
<p>3 考えられる制度的方策について</p>	<p>(1) 養育費の不払いの場合に、公的機関が養育費の一定部分を立て替えて請求権者に支払い、その後に支払義務者から立替分を回収するという立替制度を採用するとの方向性について、どのように考えるか。</p> <p>(2) 私債権のうちで養育費請求権に限って、公的機関による立替払い制度という独自の支援制度を設けることの正当性、効果等や、離婚時に養育費の取決めが必要なものとされていない現行制度下で立替払い制度を導入することの相当性について、どのように考えるか。</p> <p>(3) 仮に立替払い制度を導入する場合に考え得る制度枠組みやスキームについては、本会議のこれまでの議論等において、諸外国の例を参考として、①債務名義ある養育費請求権の不払いがあった場合に、行政機関が、養育費請求権の権利者の申請を受け、一定の資力要件の下、一定期間（例えば、半年から1年間程度）のみ、定額の立替金（例えば、月額2～3万円程度）を支払い、事後に求償するという形（当初の臨時支援型）、②権利者において義務者を相手方として債務名義に基づく強制執行まで行いながらそれが不奏功の場合に限って、行政機関が、養育費請求権の権利者の申請を受け、①と同様に立て替えて支払い、事後に求償するという形（非常救済支援型）、等が考えられるのではないかの指摘があったが、それぞれのメリット・デメリットやその他の選択肢の可能性等について、どのように考えるか。</p> <p>(4) 立替払い制度に関する制度上の在り方や方策を考えるにあたり、検討すべき課題や隘路として、その他、どのようなものが考えられるか。</p> <p>(5) 立替払い制度と同様の機能を果たすものとして、仮に養育費不払いの場合に備えた支払義務者を対象とした貸付金制度（ただし貸付金は権利者が直接受領）等を導入する場合において、適切な制度枠組みやスキームとして、どのようなものが考えられるか。</p>
<p>第3 履行の確保に向けた国・自治体の関与を強化するための制度的方策</p>	
<p>1 現行法の規定等について</p>	<p>(1) 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、養育費の履行を確保するために、広報その他</p>

項 目	内 容
	適切な措置を講ずるよう努めなければならないとされている（母子及び父子並びに寡婦福祉法第5条第2項）。
2 現状に対する指摘等について	(2) これまでも、ひとり親等の権利者による権利行使が適切に行われるよう、令和元年の民事執行法等改正（第三者からの情報取得手続の新設等）の関係法令の見直しやそれに関する情報提供、養育費相談支援センターの設置、母子家庭等就業・自立支援センターへの養育費専門相談員の配置等が実施されてきた。近年では、民間保証会社を利用する場合の保証料補助など、自治体による先駆的な支援策も始まっている。養育費の取決め段階の課題と同様、こうした先駆的な取組を国として把握し、それらのうち効果のあるものを横展開していくことの必要性も指摘されている。
3 考えられる制度的方策について	(1) 養育費の取立てや不払いの支援の場面において、国や自治体が適切に関与するため、これを確保する制度的方策として、具体的な制度的手当を行うことを含め、どのようなものが考えられるか。

4. 公的機関による養育費の立替払制度・取立て制度について

資料：「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」（法務省）

公的機関による養育費債権の立替払い制度及び取立て制度のそれぞれについて、不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォースにおいて、現時点で考えられる具体的な制度像及びそれらの実現のために検討すべき論点について整理している。その概要は、以下の通りである。

（1）公的機関による立替払い制度

公的機関が、ひとり親家庭の子について、その監護に必要な費用の一部を看護親又は子本人に対して予め支払い、その後、扶養義務者からのその義務の範囲内で求償をするという方向性である。後述の強制徴収制度とは異なり、扶養義務者の資力が不十分な場合であっても、速やかに子の監護に必要な費用を子に届けることができるため、もっとも広範な支援が可能となる。

もっとも、公的機関による立替払いについては、以下のような点について検討する必要がある。

論 点

- 公的機関が立替えた金銭を回収できなかった場合に、その損失を国民の税金で負担することについて国民の理解が得られるか。
- 権利行使よりも立替払いの方が容易に金銭を得られることとなった場合に、監護親が真摯に権利行使をしなくなったり、義務者が履行をしなくなったりする事態（モラルハザード）が生じないか。
- 広範な立替払いを実施することとした場合には、膨大な回収事務が生ずることとなるが、当該事務の処理を担うことができる公的機関があるか。
- 回収の実効性を高めるために、義務者の収入、資産等を把握するための制度を整備する必要はないか。
- 公的機関の求償権と、養育費債権者の請求権（残額又はその後発生するもの）との優先関係をどのように規律するか。
- 養育費の取決めが必要的なものとしていない現行制度下で公的機関による立替払い制度を導入することの相当性があるか。

① 社会給付と強制徴収公債権としての求償を組み合わせるスキーム

ひとり親家庭に対して一定期間・一定額手当を給付（同額で養育費債権消滅）
＋ 義務者に対して扶養義務の範囲での求償に関する強制徴収公債権を取得

対象となる子

- 【①】 全ての子（死別も含む）
- 【②】 非監視親（潜在的養育費支払義務者）がいる子
- 【③】 監視親が養育費に関する債務名義を有している子

論 点

(全体について)

- 養育費に関する権利義務は本来的に私法上のものであるにもかかわらず、公的機関が支払い（給付）をすることによって、求償権が強制徴収公債権となることを正当化することができるか。
- 全ての非監護親の対象とすべきか。申請主義とすること、監護親の資力が一定未満であること、権利行使（債務名義に基づく強制執行）を試みたにもかかわらず不奏功であったこと等を要件とすることによって、どう考えるか。
- 公的機関が立替払い（給付）をする機関及び金額をどう定めるか。
- 偽装離婚等による制度の不正利用をどのように防ぐか。

(【①】について)

- ひとり親家庭に対する社会的給付である児童扶養手当（死別の場合には遺族基礎年金）との関係をどのように整理するか。

(【①】（死別を除く）及び【②】について)

- 公的機関が求償する場面において、監護親が養育費に関する債務名義を有していない場合に、非監護親の扶養義務の内容をどのようにする手続によって定めるか。

(【②】及び【③】について)

- 一方の親と死別した子は、【①】であれば公的給付を受けられるのに対し、【②】及び【③】では受けることができないこととなるが、その取扱いを正当化することができるか。特に、【②】では、非監護親が具体的扶養義務を負わない場合（例えば、病気により収入が全くない場合）であっても、公的給付が支給されることとの関係で、公平性を害することはないか。

(【③】について)

- 支援を受けることができるこの範囲が、監視親が養育費に関する債務名義を有しているか否かにより変わるることとなることについて、どのように考えるか。
- 本来は養育費の支払いの能力がない場合等に、公的給付を受けることのみを目的とした債務名義が作成されることとなるおそれはないか。
- 公的機関が求償に関する強制徴収公債権を取得することを懸念して、義務者が養育費に関する債務名義の作成に協力しなくなるのではないか。

② 弁済による代位に強制執行を組み合わせるスキーム

一定期間、回収不能の有名義債権のうち一定額を弁済による代位で取得
+ 義務者に対して行使（私債権・強制執行）

論 点

- 保護の対象を債務名義を有する債権者とし、支援を受けることができる子の範囲を限定することとなることについて、どのように考えるか。一定のものに限って公的機関が立替払い（代位弁済）することに公平性の観点から問題が生じないか。

- 私債権の行使として強制執行による場合に、回収の実効性はどうか。
- 公的機関が弁済による代位を行った段階で、公債権に性質を切り替えることが可能か。仮に可能としても、債務名義を有する債権者に対してのみ、立替払い（代位弁済）を行い公債権として保護することに公平性の観点から問題が生じないか。
- 公的機関による代位行使の場合でも、強制執行における養育費請求権（扶養義務に係る定期金）の特例に関する規律の適用があることとするか。
- 本来は養育費の支払いの能力がない場合等に、公的給付を受けることのみを目的とした債務名義が作成されることとなるおそれはないか。
- 公的機関が義務者に対して行使（私債権・強制執行）することを懸念して、義務者が養育費に関する債務名義の作成に協力しなくなるのではないか。

（２）公的機関による取立て制度

公的機関が、監護親（又は子）に代わって、養育費請求権を回収するという方向性である。公的機関による立替払い制度と異なり、給付する又は金銭を弁済することによる直接的な財政支出はないものの、仮にこの方向性で検討を進める場合には、以下のような点について検討をする必要がある。

論 点

- 公的機関の支援を利用することができる期間を限定するか。仮に限定する場合には、どの程度の機関とすべきか。
- 公的機関の支援の範囲を債務名義成立後に限定するか。債務名義成立過程への支援も含めるか。
- 公的機関の支援の範囲を債務名義成立後に限定した場合に、公的機関が義務者に対して取立てすることを懸念して、義務者が養育費に関する債務名義の作成に協力しなくなるのではないか。
- 公的機関の支援を利用するための資力要件等を設けるか。
- 養育費の取決めが必要なものとされていない現行制度下で公的機関による取立て制度を導入することの相当性があるか。

① 強制徴収型

権利者からの申立てを受けた公的機関が権利者に代わって強制徴収の方法で取り立てるもの

論 点

- 私債権が強制徴収公債権に転化することを理論的に説明することができるか。
- その他の債権との優先関係等についてどのように整理するか。
- 代理的な強制徴収を行う機関の体制や、当該機関の運営に要する財源についてどのように考えるか。

② 公的機関による強制執行手続代理型

公的機関（含：弁護士等に再委任）が権利者を代理して、独自に義務者の所在や財産を調査・把握し、請求行為や強制執行手続の申立て等を行うもの

論 点

- 裁判手続において、行政機関が一方当事者を代理することについては、手続的な公平性の観点から問題とならないか。

③ 本人による手続遂行支援型

公的機関（含：弁護士等に再委任）が義務者の所在や資産について情報収集・提供し、それを権利者に提供して、権利者本人が強制執行の方法で取り立てるもの

論 点

- 強制執行手続は権利者本人が遂行することとなるため、現行の養育費債権に関する調停・審判手続きや強制執行手続について、権利者自らが簡易迅速に遂行することができるようにする観点から、手続的負担の軽減を図り、さらに利便性を高めていくことが前提となるのではないか。また、改正民事執行法により新設され第三者からの情報取得手続等の執行手続や、家庭裁判所の履行勧告や履行命令の手続きの更なる活用と併せて検討を行うことが必要となるのではないか。
- 行政機関が一方当事者を代理することにはならず、手続的な公平性の観点からの問題は解消されるものの、権利者に対する強制執行手続全般に対する法的支援の拡充と併せて検討することが前提となるのではないか。

(3) 公的機関による立替払い制度及び取立て制度の併存可能性

- 両方策は互いに相反するものではなく、今後の検討に当たっては、両方策を組み合わせていく方向性も考えられるのではないか。

【資料】

法務省「養育費不払い解消に向けた検討会議」制度面の取りまとめの概要（令和2年12月）

子供の成長・未来のために、「離婚後は当然に養育費が支払われる」「親の都合で不払いを許さない」社会の実現へ

以下の課題につき、制度の見直し・制度的在り方等の今後の検討を提案。養育費の不払い解消に向け、政府・社会を挙げた取組を期待。

養育費の理念・取決めの段階

〈養育費請求権の明確化・優先化〉

- 養育費は子のための重要な権利
- 民法上、性質や位置付けを明確に規定**
- 養育費取決め時の考慮要素の具現化

〈協議離婚時に夫婦間の取決めの促進〉

- 協議離婚に先立ち、公的機関の実施する親ガイダンスの提供、受講の確保
- 離婚届と合わせ、自発的な養育費取決めを公的機関に届け出る制度の創設**（インセンティブ付与）
- 協議離婚時の養育費取決めの原則要件化等は、メリット・デメリットを考慮し、引き続き検討
- 法テラスにおいて、オンラインや電話を用いた相談対応を継続実施**
- ひとり親の経済的負担にも配慮した、法テラスの活用や制度的在り方を検討

〈裁判・民間ADRでの取決めの促進〉

- 調停等の審理迅速化、ひとり親の負担軽減
- 民間ADRにおけるIT利用の推進、和解合意への執行力付与の問題**を検討

〈取決めができない場合に対応する方策〉

- 離婚成立で一定額を自動発生させる仕組みは、メリット・デメリットが考えられ、引き続き検討

養育費の取立て・不払いの支援段階

〈強制執行手続の負担軽減や利用促進〉

- ひとり親の権利行使を容易にする、強制執行手続の負担軽減のための見直しを検討
- 相手方の住所・財産を把握する負担を軽減する制度上の措置**
- 家裁の履行勧告・履行命令の拡充・活用

〈民間のサービスの利活用による支援〉

- 公的機関を債権者とする養育費請求権の大量一括処理スキームが整備されれば、民間サービスのノウハウの活用を検討
- 保証サービスは選択肢の一つとなり得るが、費用負担等の課題もあり、多角的に検討

〈強制徴収制度等の取立て支援の方策〉

- 新たな法整備を行い、**公的機関が代わって回収する強制徴収制度**について、引き続き検討
- 強制徴収と同様の機能・効果を生ずる新たな枠組みを設けることも検討
- 考え得るスキームについて、必要性、効果等の検討を進める

〈公的給付・立替払いによる支援の方策〉

- 養育費不払いに着目した**公的給付や立替制度につき、選択肢や課題を整理し引き続き検討**
- 緊急給付による一時的支援措置**等を検討
- 考え得るスキームについて、必要性、効果等の検討を進める

養育費の支払の促進策等

〈社会全体としての支払促進〉

- 養育費を確実に確保するための各方面における様々な環境整備

〈公的給付・税制との関係〉

- インセンティブを高める観点から、公的給付・税制との関係を制度趣旨・公平性を踏まえ、検討

〈不払いの義務者への制裁強化等〉

- 悪質な不払い者に対する不利益・制裁制度を、効果・弊害から検討

〈DV・児童虐待等のへの対応〉

- 安全・安心に取決め等を行う必要
- 支援の充実、制度改善等、**DV・児童虐待対応を含む、総合的対応**

〈離婚前別居期間中の養育費確保〉

- 別居中**の養育費確保のための方策
- 別居中の子の状況に関する**実態調査**
- 別居中の支援・福祉等も検討

〈国・自治体の責任・関与〉

- 国・自治体で、より一層総合的・効果的対応を進める必要性

出典：「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」（令和2年12月、法務省）

【資料】

養育費問題の課題と主な解決メソッド

夫婦別居開始	夫婦の不仲やDV等により開始される別居期間中に、子どもの養育費をどう確保するか	<ul style="list-style-type: none"> ○別居中に、子の養育費を含む、婚姻費用を含む、婚姻費用を請求できることの社会認知が不十分 ○別居中にも子の養育費を確保するため、新たな方策を検討すべき ○別居中の子への行政支援・福祉施策の在り方を検討すべき
離婚成立前後	養育費の取決めを促進し、離婚成立後速やかに、養育費の確保が可能となる仕組みをどう考えるか	<ul style="list-style-type: none"> ○父母向け親ガイダンスの受講確保、取決めの自発的届出制度等を検討すべき ○法テラスについて、ひとり親の経済的負担にも配慮した制度的在り方を検討すべき ○家事調停の迅速化、民間ADRのIT活用等を検討すべき
不払い発生	養育費の不払いによって甚大な影響を受ける子どもの生活と成長を守る仕組みをどう考えるか	<ul style="list-style-type: none"> ○養育費が突然不払いとなったひとり親家庭への影響は甚大 ○公的給付・立替払いについて、選択肢や課題を整理し、引き続き検討すべき ○まずは、緊急給付による一時的な支援を検討すべきとの指摘を踏まえ、引き続き検討を進めるべき
不払いの継続	ひとり親の取立ての負担を軽減しつつ、逃げ得を許さない確実な回収の仕組みをどう整備するか	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親自ら権利行使が容易となる手続的負担軽減の見直しを検討すべき ○例えば、裁判所が義務者の住所を探知する制度等の新たな措置を検討すべき ○公的機関による強制徴収等の新たな枠組みを、引き続き検討すべき
回収見込なし	義務者の無収入等で養育費がおよそ得られない場合に、子を守るセーフティネットをどう考えるか	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の社会保障制度との関係も踏まえ、様々な選択肢の検討を進めるべき ○公的給付や税制との関係につき、公平性の視点等を踏まえ、引き続き検討すべき

【各段階に共通の重要課題】

- ①法的支援の充実、②DV・虐待対応の強化、③国民・社会の意識改革

出典：「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」（令和2年12月、法務省）